

みんなで作る、誰もが安心して、  
つながりながら住み続けられるまち

# 第2期 南丹市地域福祉計画

(平成25年度～平成29年度)



平成25年3月  
南丹市



## はじめに

南丹市では、平成20年に「南丹市地域福祉計画」を策定し、地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進や相談支援の充実、地域のつながりを強化するための見守り活動の推進など、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまちを目指した地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかし、平成25年には高齢化率が33%を超え、市民の3人に1人が高齢者となることが予測され、少子高齢化が進行するとともに単身世帯がさらに増加すると考えられます。併せて、家庭や地域の中で支え合う力が弱まるとともに、社会から孤立する人が生じやすい環境となり、社会情勢の変化に伴う地域の生活課題もますます多様化しています。

このような状況の中、本市では誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるように、福祉施策やサービスの充実に取り組んでおりますが、多様化している地域の生活課題に対応していくためには、行政だけでなく市民の皆様をはじめ地域団体や関係機関などが連携した取り組みを進めていくことがますます重要となっています。

そこで、第2期南丹市地域福祉計画では、第1期計画の成果を踏まえ、「みんなで作る、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」を基本理念として、福祉の担い手づくり、地域ぐるみの見守りネットワークづくり、福祉ニーズを把握できる体制づくり、環境づくりを基本に、また、その中でも今後の福祉活動を活発化させる先導的な重要性の高い取り組みを「重点プロジェクト」と位置づけ、市民の皆様をはじめ地域団体や関係機関などとの連携を密にし、生活課題の解決に向けた協働の取り組みを推進していくこととしております。

つきましては、今後とも地域福祉の主役となる皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました南丹市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、市民ワークショップやアンケート調査などにご協力いただきました市民の皆様、関係機関の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成25年3月



南丹市長 佐々木 稔納



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> . . . . .	1
1 計画策定の背景と目的 . . . . .	1
2 地域福祉とは . . . . .	2
3 地域福祉計画とは . . . . .	3
4 計画の概要 . . . . .	4
(1) 計画の位置づけ . . . . .	4
(2) 地域福祉活動計画との連携 . . . . .	6
(3) 計画の期間 . . . . .	7
(4) 計画の策定体制 . . . . .	7
<b>第2章 南丹市の現状と課題</b> . . . . .	10
1 南丹市の現状 . . . . .	10
(1) 人口・世帯の動向 . . . . .	10
(2) 児童の状況 . . . . .	17
(3) 障がいのある人の状況 . . . . .	18
(4) 要介護認定者の状況 . . . . .	21
(5) 福祉サービスの利用状況 . . . . .	22
(6) 生活保護の受給状況 . . . . .	25
2 南丹市の将来人口予測 . . . . .	26
3 南丹市の地域福祉の課題 . . . . .	27
(1) アンケート調査結果からみる現状と課題 . . . . .	27
(2) 地域福祉懇談会（市民ワークショップ）にみる現状と課題 . . . . .	44
4 第1期地域福祉計画の主な取り組みの到達点と第2期計画に向けて . . . . .	54
5 各分野別計画の課題 . . . . .	60
<b>第3章 計画の基本方向</b> . . . . .	62
1 計画の基本理念 . . . . .	62
2 計画の基本目標 . . . . .	63
3 施策の体系 . . . . .	64
<b>第4章 施策の展開</b> . . . . .	65
基本目標1 地域福祉を推進する人づくり . . . . .	65
基本施策(1) 地域福祉活動への市民参加の促進 . . . . .	65
基本施策(2) 地域福祉活動の担い手の育成 . . . . .	66
基本目標2 ふれあい、支え合いの絆づくり . . . . .	67
基本施策(1) NPO・ボランティアなどの活動主体の発展 . . . . .	67
基本施策(2) 地域での交流活動の充実 . . . . .	68

基本施策(3) 身近な地域での福祉活動の推進	69
基本施策(4) 活動拠点づくりの推進	70
基本目標3 地域での自立生活を支える仕組みづくり	71
基本施策(1) 地域福祉拡充のためのネットワークの構築	71
基本施策(2) 相談支援・情報提供体制の充実	72
基本施策(3) 質が高く利用しやすい福祉サービスの提供	73
基本施策(4) 権利擁護の推進	74
基本目標4 安心して生活できる環境づくり	75
基本施策(1) 防災・防犯等の安全なまちづくり	75
基本施策(2) 快適で安心できる交通・居住環境づくり	77
基本施策(3) 生涯を通じた健康づくり	78
<b>第5章 重点プロジェクト</b>	<b>79</b>
<b>第6章 計画の推進体制</b>	<b>87</b>
1 計画の推進体制と進行管理	87
2 計画の普及啓発と実践	89
3 個人情報保護の徹底と適正な取り扱い	89
<b>資料編</b>	
1 市民アンケート調査について	90
2 団体アンケート調査について	98
3 計画の策定経過	100
4 用語の説明	104
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>用語の説明は、本編で用語の左上に※が付いているものを掲載しています。 また、同一ページに同じ用語が複数ある場合は、最初に※を付けています。</p> </div>	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

近年、<sup>※</sup>少子高齢化の進展により人口減少社会に突入するとともに、単身世帯の増加や近隣住民の関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきました。また、これらに併せて、経済状況の変化などにより、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正され「社会福祉法」となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。

地域福祉の推進のためには、これまでの生活支援を必要とする方への行政からのサービス給付という形だけではなく、地域住民同士の支え合い・助け合いが必要不可欠となってきます。

こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って生活していくためには、生活基盤となる地域において、お互いに助け合う仕組みをつくっていくとともに、地域住民がボランティア等の市民福祉団体や民間事業者とともに、行政と<sup>※</sup>協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

こうした背景から、本市では、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする第1期の「南丹市地域福祉計画」を策定し、この間、社会福祉協議会と連携し、市民の福祉意識の醸成を図るための福祉教育プロジェクト事業や、地域の福祉推進リーダーの育成研修の開催をはじめ、地域福祉活動としてふれあい委員や<sup>※</sup>NPO・ボランティア活動など、地域福祉の推進に取り組んできました。

「南丹市地域福祉計画」は平成24年度で計画期間を終了することから、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域のさまざまな生活課題の解決に向けて、市民をはじめ関係機関や地域団体等との協働の取り組みを一層推進するため、「第2期南丹市地域福祉計画」を策定します。

注)本文1行目の「少子高齢化」、第4段落4行目の「協働」、第5段落4行目の{NPO}の左上の※は、資料編の「4 用語の説明」に記載している用語を意味しています。他のページも同様です。

## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての市民が、住み慣れた地域で生涯にわたり心豊かに安心して暮らすことができるよう、また、福祉サービス等支援を必要とする人が適切にサービスを利用し、地域で孤立することのないよう、地域社会を基盤として、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、学校、地域住民や地域団体、<sup>※</sup>NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、地域社会を構成するさまざまな主体が協力し合い、支援のための基盤や体制等の仕組みづくりを進めることをいいます。

また、支援を必要とする人もそうでない人も、誰もが人間としての尊厳を持ち、地域社会の一員として認め合い、自分の意思でさまざまな社会活動に参加し、相互に助け合い、支え合う地域社会を形成していこうとする取り組みのことをいいます。

さらに、地域福祉は、地方自治や市民自治を根本的な要件とするとともに、同時に地域福祉の実践を通じて、そのような自治性や<sup>※</sup>地域の福祉力を高めていく不断の取り組みでもあります。

これからの地域福祉において一番大切なのは、「人と人との支え合い」であり、そんな「地域のつながり」の構築をめざすものです。

### ◆ 地域社会を基盤とすること

住民が支援を必要とする人の見守りや<sup>※</sup>サロン活動等さまざまな福祉活動を行う圏域として、隣近所をはじめ自治会、ブロック、地区（旧町）や、地域を限定しない福祉活動による支援などの市全域があります。本市では、民生児童委員やふれあい委員が、高齢者の見守り・支援をする小地域ネットワーク活動やふれあいサロン活動を行っています。

### ◆ 地域社会を構成するさまざまな主体が協力し合い、支援のための基盤や体制等の仕組みづくり

住民の協力関係や結びつきを発展させて、住民主体の地域福祉活動を活発にするとともに、介護者や障がいのある人など、共通した課題や経験を持つ住民を組織化して、当事者組織の活動を活発にすること、また、医療・保健・社会福祉が地域の実情に応じて利用しやすいシステムや連携体制を整え、専門職活動が地域で展開されること、そして、住民と行政・専門職の<sup>※</sup>協働を進めることが重要です。

### ◆ 地域福祉の実践を通じて、地方自治や市民自治、地域の福祉力を高めていく不断の取り組み

地域の福祉課題を的確に把握し、理念や目的、推進方法を明らかに（PLAN＝計画の策定）し、できるだけ多くの人や関係者にそれらを理解して共有してもらいながら、計画的に実践していくこと（DO＝計画の実施）が重要です。また、進めていく中で成果や課題を検証し、問題点を明らかに（CHECK＝計画の評価）し、実践内容を改善（ACTION＝計画の改善）する柔軟な姿勢も必要です。

### 3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が策定する地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画です。市としての果たすべき責任を明確にするとともに、基本理念や福祉サービスを作り上げていくための基盤づくり、地域住民との協働<sup>\*</sup>の仕組みづくりなどを定めるものです。

地域福祉計画では、市民・福祉関係団体・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するため、地域に住むすべての人が、地域において、互いに助け合っていくことが必要となります。

## 4 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、規定されている3つの事項を一体的に定める計画です。

また、「南丹市総合振興計画」を上位計画とし、基本構想の「生きがい定住都市構想」の「医・食・住の充実と高齢者・障がいのある人の自立支援」の基本計画「安心と支え合いの仕組みづくり」との整合を図りながら策定しています。

さらに、福祉分野には高齢者や障がいのある人、児童を対象とした個別計画がありますが、これらの個別計画は対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示しています。これに対して、本計画は個別計画の対象者の地域生活を支えるため、権利擁護や総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援などの取り組み方向を示すものです。また、既存の福祉サービスだけでは対応困難な問題への対応、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働の仕組みづくりなどの取り組み方向を示しています。

なお、福祉分野の個別計画はいずれも「第2期南丹市地域福祉計画」の計画期間内に各計画期間を終了し、新たな計画を策定することになりますが、それぞれ連携を深めていきます。

また、保健・福祉分野以外の分野別計画等についても、関連施策の整合を図っています。

#### (参考) 社会福祉法 抜粋

##### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

さらに、厚生労働省より通知のあった下記の事項を、計画に盛り込んでいます。

<平成19年8月10日 社会・援護局長通知>

「市町村地域福祉計画の策定について」

災害時にも対応する要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込む。

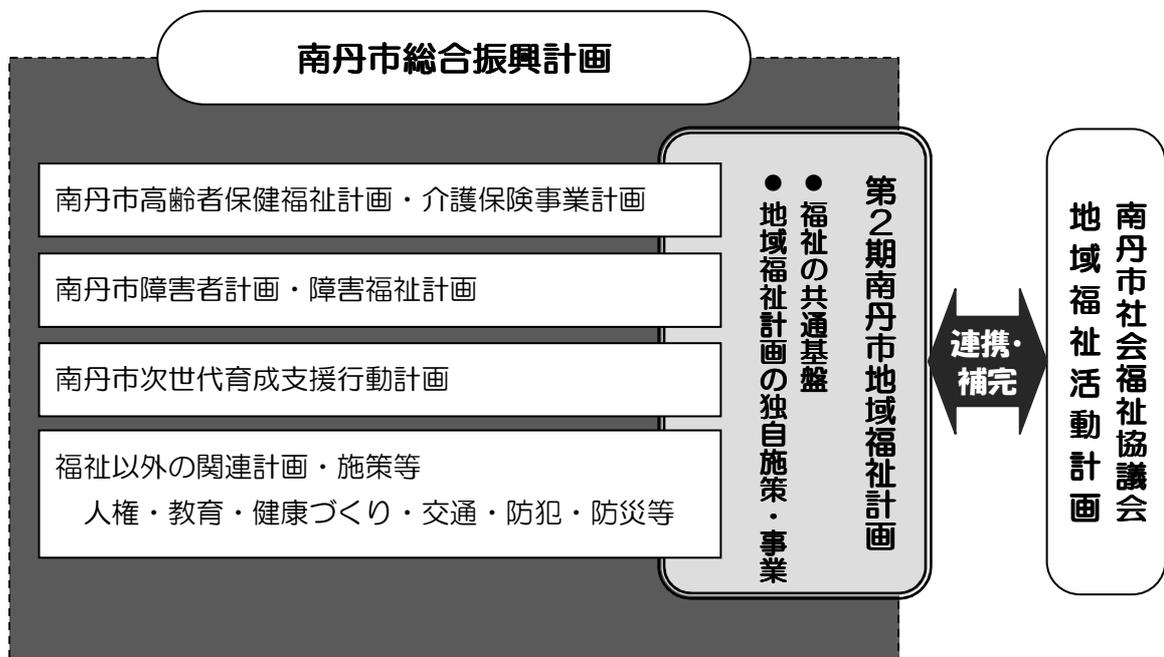
1. 要援護者の把握に関する事項（要援護者の把握方法）
2. 要援護者情報共有に関する事項（①関係機関間の情報共有方法、②情報の更新）
3. 要援護者の支援に関する事項（①日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策、②緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり）

<平成22年8月13日 社会・援護局長通知>

「市町村地域福祉計画の策定について」

高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いします。

### ■「地域福祉計画」と他計画との関係



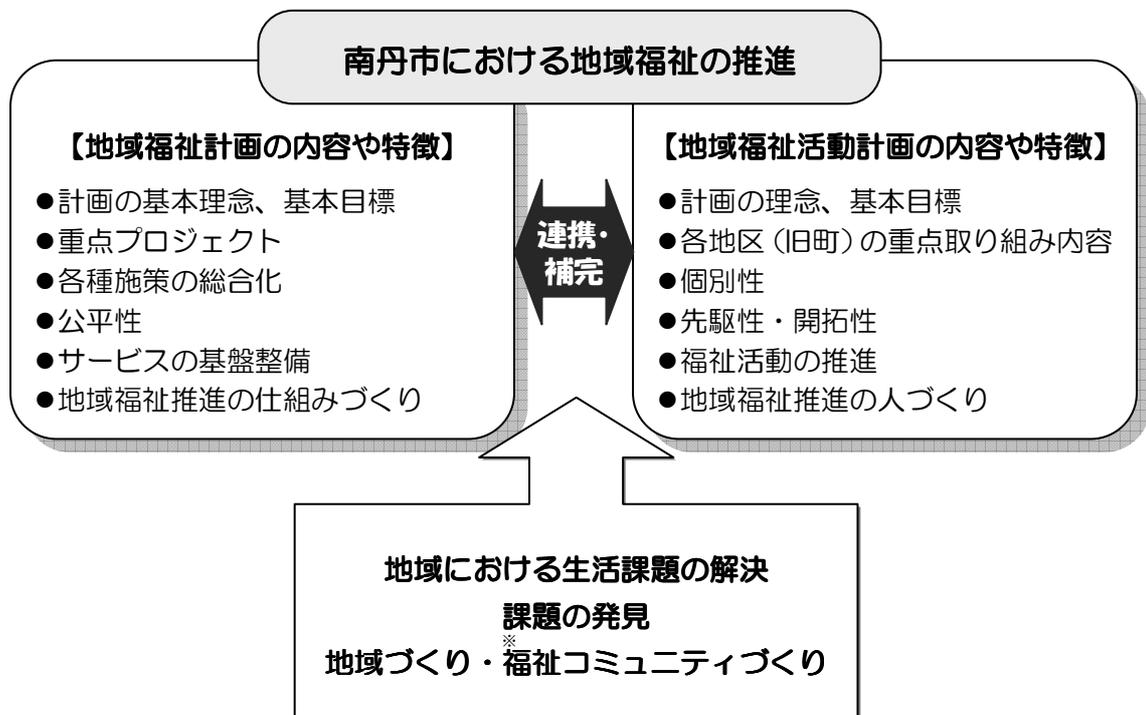
## (2) 地域福祉活動計画との連携

本計画は、南丹市社会福祉協議会が策定している「南丹市地域福祉活動計画（なんたんふれあいプラン）」と地域福祉の推進という理念を共有し、施策や事業の展開においては車の両輪の関係にあり、相互に協働・連携を図ります。

南丹市社会福祉協議会では、平成21年4月に「南丹市地域福祉活動指針（計画）—なんたんふれあいプラン—」を策定しています。このプランは、住民の福祉活動をより具体化し、積極的に展開していくため、「南丹市地域福祉計画」と連動して進めることとしています。また、計画期間が平成25年度に終了することから、「第2期南丹市地域福祉計画」策定の1年後に、第2期プランを策定することになります。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、住民の参加を得て、地域福祉を進めていく上で、互いに連携・補完し合う“車の両輪”の関係にあります。

### ■ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との関係



### (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成25年度を初年度とし、平成29年度までの5年間とします。また、社会情勢や福祉制度等の変化への対応や他計画との整合を図るため、計画期間中であっても、随時必要な見直しを行います。

■ 計画の期間

計画名	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第2期南丹市 地域福祉計画	第1期					第2期				
南丹市総合 振興計画	前期基本計画					後期基本計画				
	基本構想									
南丹市高齢者 保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第3期	第4期			第5期			第6期		
南丹市障害者 ・障害福祉計画	第1期	障害者計画 第2期			障害者計画 第3期			障害者計画 第4期		
南丹市次世代育 成支援行動計画	前期計画		後期計画					新計画		
南丹市地域福祉活 動計画「なんたん ふれあいプラン」	計画					新計画				

### (4) 計画の策定体制

本計画は、次のような策定体制及び住民参加により策定しました。

本計画の策定にあたっては、地域ぐるみで推進する計画であることから、市民、地域福祉分野の活動に携わっている団体の方々の意見を反映させるため、さまざまな手法を取り入れました。

#### ① 南丹市地域福祉計画推進委員会

南丹市地域福祉計画（第1期）の進捗状況の把握と推進のための方策や計画の見直しに関する事項を審議するために設置している「南丹市地域福祉計画推進委員会」において、計画の策定にあたって、南丹市の現状と課題から南丹市の地域福祉の推進に向けた将来像（目標）及び具体的な取り組みや活動など、計画の内容について検討しました。

## ② 作業部会

市の関係課と市社会福祉協議会の職員で構成する作業部会を設置し、地域福祉計画推進委員会で検討するための資料作成や、調査・研究、計画の素案づくりに向けて協議を行いました。

具体的には、市民アンケート調査・団体アンケート調査の調査項目内容の検討、<sup>\*</sup>ワークショップの開催のための企画・運営管理を行いました。また、これらの集計・分析結果より出てきた生活課題と提案事項等から、計画の基本理念、基本目標、施策の展開、重点プロジェクトなど、計画に盛り込むべき事項について議論し、計画の素案づくりを行いました。

## ③ 庁内推進委員会

庁内においては、関係課の担当職員を基本に構成する「庁内推進委員会」を設置し、横断的な観点から関係分野の計画や施策との整合調整を図りながら、計画の進捗状況や課題を洗い出すための検証作業と総括を行いました。

## ④ 市民アンケート調査

本計画策定にあたり、18歳以上の市民を対象に、福祉に対する考えや地域活動への参加状況などの実態や意見、提言等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。調査対象数は、平成24年7月1日現在、市内在住の18歳以上の人から無作為に2,000人を抽出し、郵送により配布・回収を行いました。有効回収数は856件で、回収率は42.8%となっています。

## ⑤ 団体アンケート調査

本計画策定にあたり、地域福祉分野等の活動に携わっている団体を対象に、活動状況や課題、今後の方向性などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

対象分野は、障がい児・者関連、高齢者関連、子育てサークル、ボランティアで、配布数は126件、回収数は97件、回収率は77.0%となっています。

## ⑥ 地域福祉懇談会（市民ワークショップ）

地域福祉の推進には、住民が自らの地域への夢や希望、提案などの積極的なかわりが必要であるとの認識から、地域福祉懇談会（市民ワークショップ）を開催しました。テーマは第1期計画の将来像を踏まえ、「住み続けたい南丹市にするためには」とし、グループ討議により地域の現状と課題を洗い出し、地域で何ができるかアイデアを出し合い、全体会において各グループの成果発表を行い、情報共有をすることにより、地域でのつながりの重要性を考える機会としました。

開催にあたっては、より多くの住民のさまざまな意見を集約するために、旧町単位の4会場（園部・八木・日吉・美山）で開催し、その中でブロックごとに分かれ、1グループ10人までとなるよう、地域の課題を共感し合える近隣地域で班分けして、グループ討議を行いました。参加人数は、全体で218人となりました。

#### ⑦ <sup>\*</sup>パブリックコメント

「第2期南丹市地域福祉計画（素案）」に対する市民の意見を広く募集するため、平成25年1月25日（金）から2月15日（金）にかけて、市ホームページに掲載するとともに、主要施設で閲覧できるようにしました。

その結果、1人から9件の意見が寄せられ、一部計画策定に反映しました。

# 第2章 南丹市の現状と課題

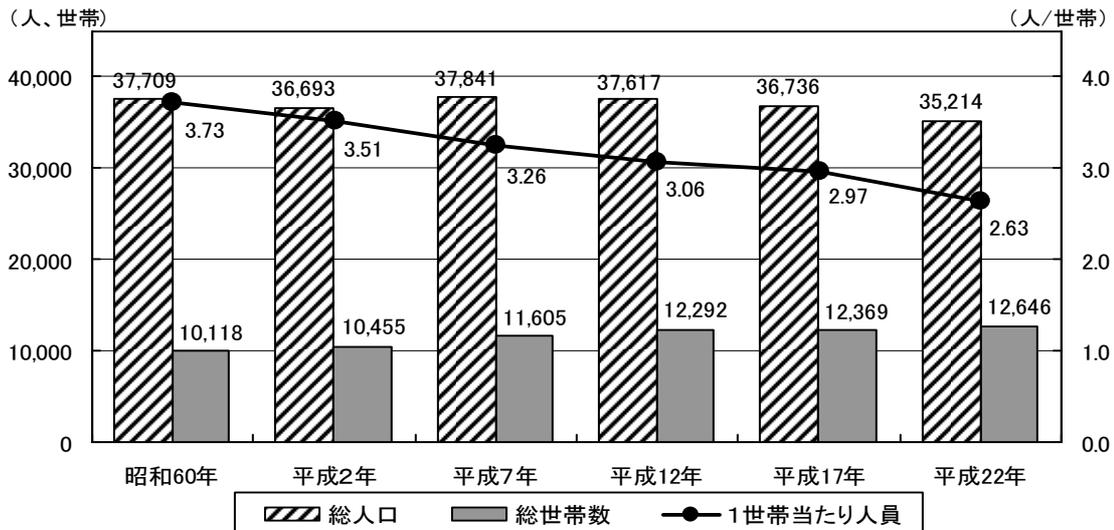
## 1 南丹市の現状

### (1) 人口・世帯の動向

#### ① 総人口・総世帯数の推移

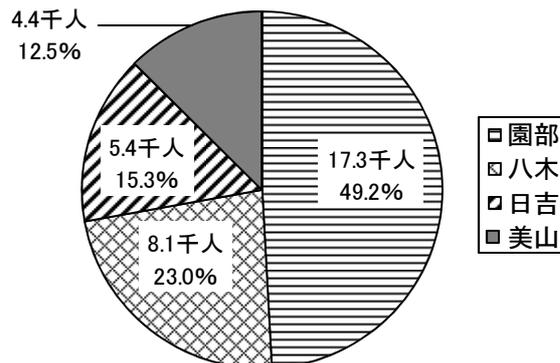
- 南丹市の総人口の推移を国勢調査からみると、増減しながら緩やかに減少し、平成22年には35,214人となっています。
- 総世帯数は増加を続けていることから、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、昭和60年の3.73人が、平成17年には2.97人と3人を割り、平成22年には2.63人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。
- 平成22年の地区（旧町）による人口構成は、園部が49.2%とおよそ半数を占め最も多く、次いで八木が23.0%、日吉が15.3%、美山が12.5%となっています。

■ 総人口・総世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）  
注）総世帯数は施設を除く一般世帯数を表しています。

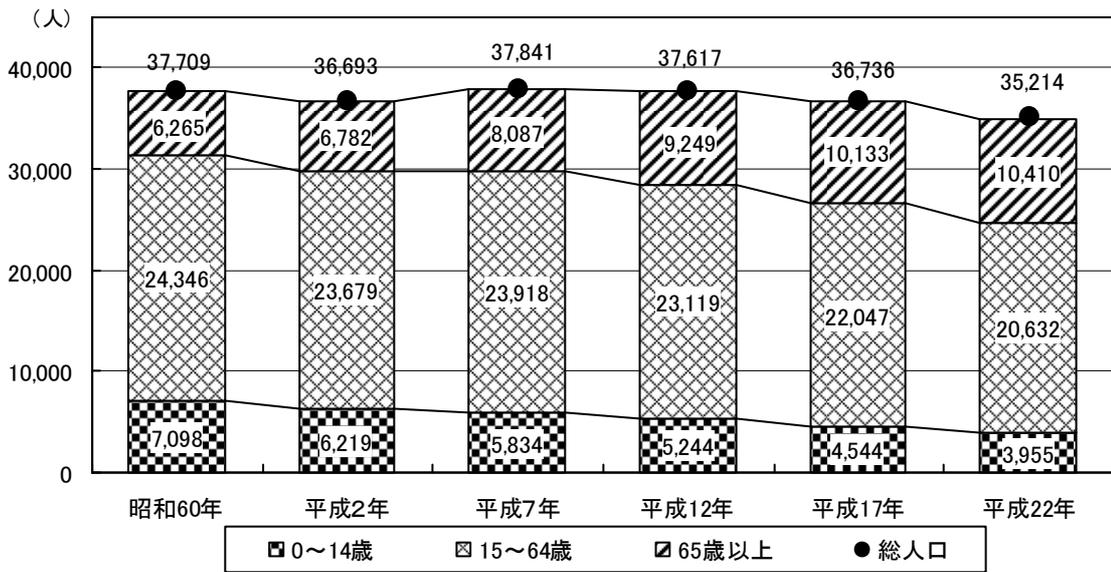
■ 地区（旧町）の人口構成（平成22年）



② 年齢3区分別人口の推移

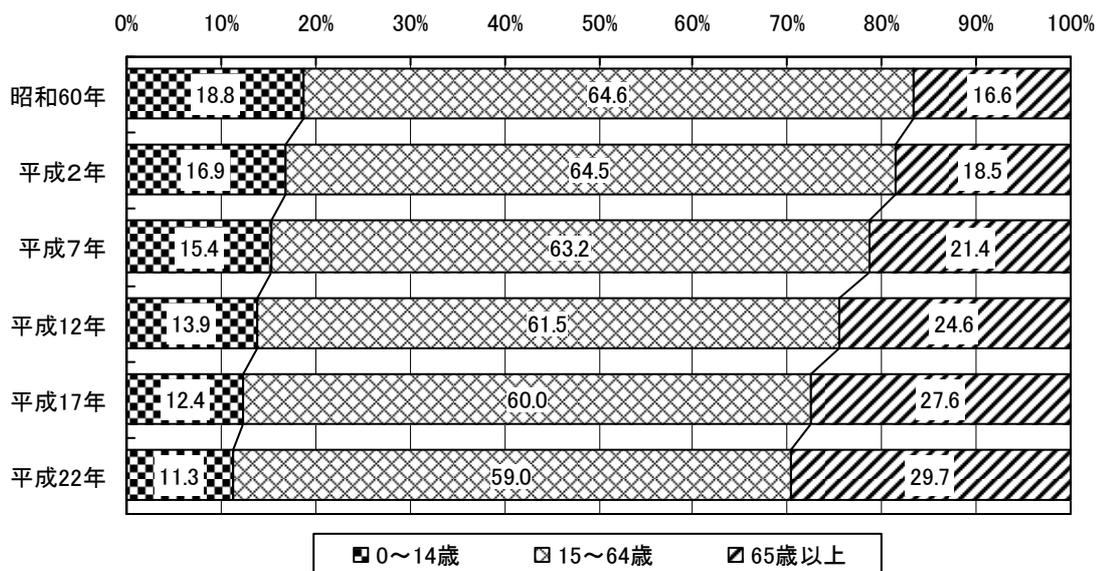
- 年齢3区分別人口は、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少を続ける一方、65歳以上の高齢人口は増加を続けています。
- 年齢3区分別人口構成比は、年少人口割合及び生産年齢人口割合がともに減少を続け、平成22年にはそれぞれ11.3%、59.0%となっています。一方、高齢人口割合は、平成2年には年少人口割合を追い越し、その後も増加を続け、平成22年には29.7%となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）  
注）総人口には年齢不詳を含みます。

■ 年齢3区分別人口構成の推移

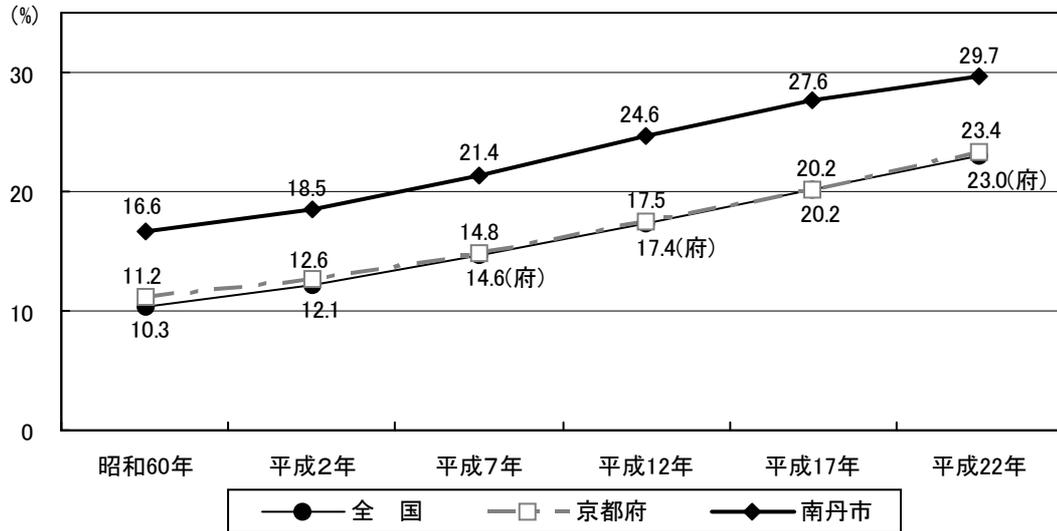


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ③ 高齢化率の推移

- 高齢化率（高齢人口割合）の推移を全国及び京都府と比較すると、全国及び京都府はおおむね同水準で推移していますが、南丹市はそれよりも6～7ポイント高く推移し、高齢化が10年以上早く進行しています。

■ 高齢化率の推移／全国及び京都府との比較

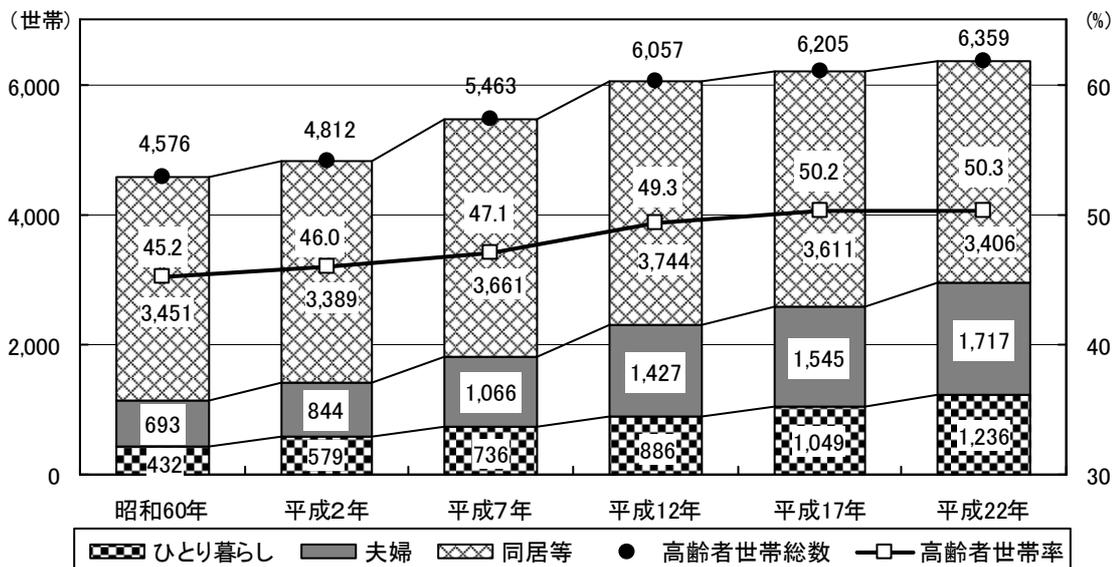


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ④ 高齢者世帯数の推移

- 65歳以上の人がある高齢者世帯数は増加を続け、総世帯数に占める割合は平成22年には50.3%と半数を占めます。また、ひとり暮らし及び夫婦世帯も増加を続け、平成22年には高齢者世帯の46.4%となっています。

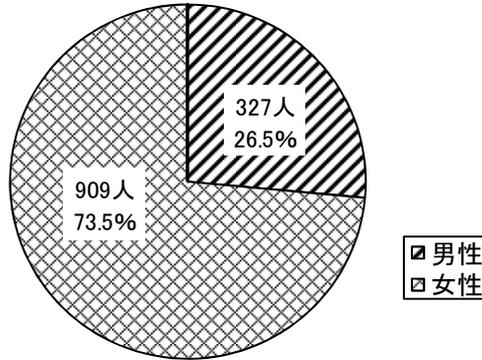
■ 高齢者世帯数、高齢者世帯率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

- 平成22年のひとり暮らし高齢者の性別構成をみると、男性が26.5%、女性が73.5%で、女性は男性の2.8倍と多くなっています。

■ひとり暮らし高齢者の性別構成（平成22年）

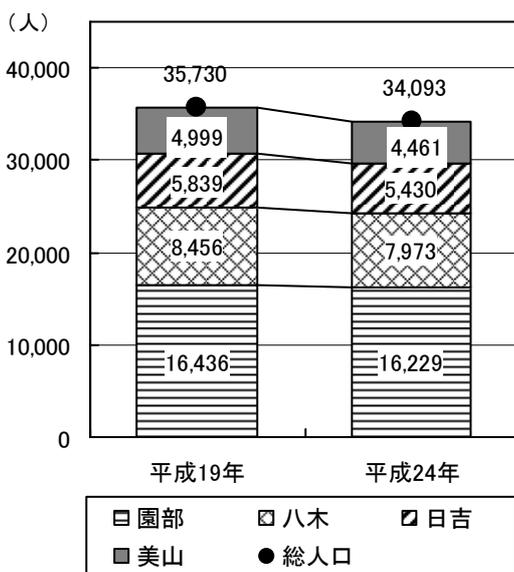


資料：国勢調査（10月1日現在）

### ⑤ 地区（旧町）別人口

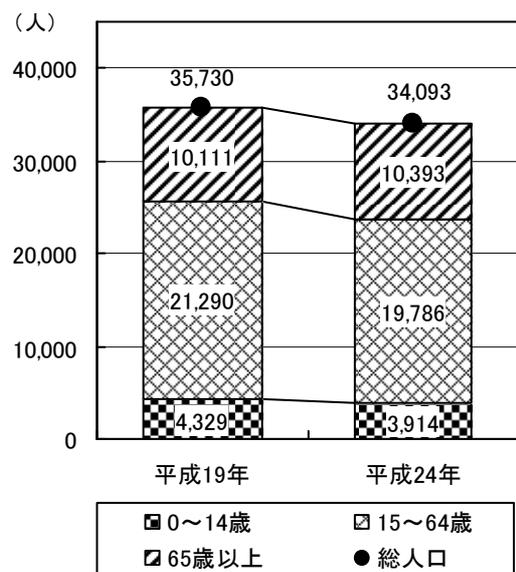
- 外国人を含む住民基本台帳から平成19年及び平成24年の地区（旧町）別人口総数の推移をみると、どの地区もこの5年間で減少し、市全体では平成24年は平成19年の95.4%、園部は98.7%、八木は94.3%、日吉は93.0%、美山は89.2%で、美山が最も減少率が高くなっています。
- 市全体の年齢3区分別人口は、0～14歳及び15～64歳ともに減少し、一方、65歳以上の高齢者は増加しています。0～14歳は平成19年に対し90.4%に、15～64歳は92.9%、65歳以上は102.8%となっています。

■地区（旧町）別 総人口の推移



資料：住民基本台帳（両年9月末現在）

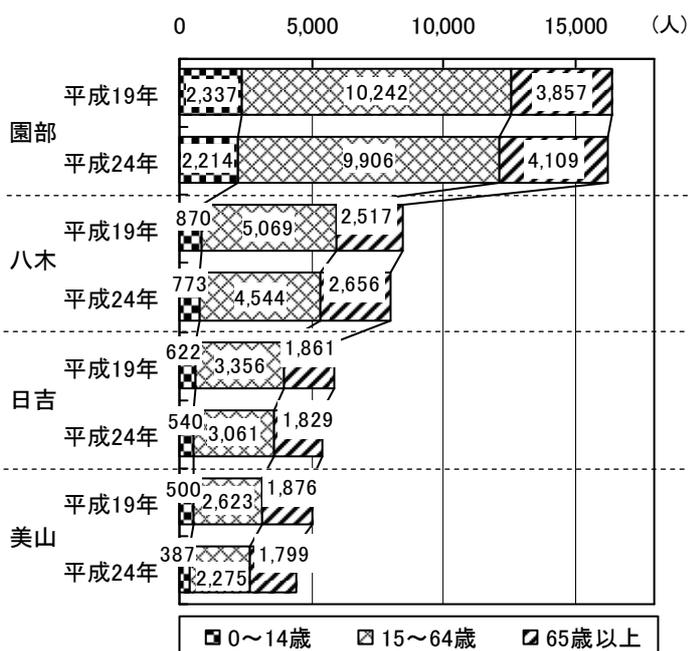
■市全体の年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（両年9月末現在）

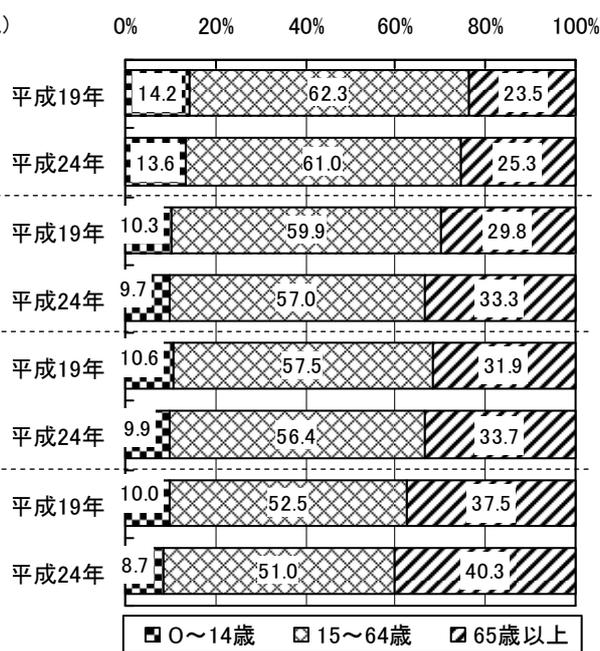
- どの地区も0～14歳及び15～64歳ともに減少し、特に美山は0～14歳は平成19年に対し77.4%に、15～64歳は86.7%と最も減少しています。一方、65歳以上は、園部・八木は増加し、平成19年に対しそれぞれ106.5%、105.5%となっていますが、日吉・美山はそれぞれ98.3%、95.9%と減少しています。
- 年齢3区分別人口構成は、どの地区も0～14歳及び15～64歳の割合はそれぞれ減少していますが、65歳以上の割合（高齢化率）は増加しています。平成24年の高齢化率は、美山では40.3%と最も高く、日吉が33.7%、八木が33.3%、園部が25.3%で最も低くなっています。

■地区（旧町）別 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（両年9月末現在）

■地区別 年齢3区分別人口構成の推移

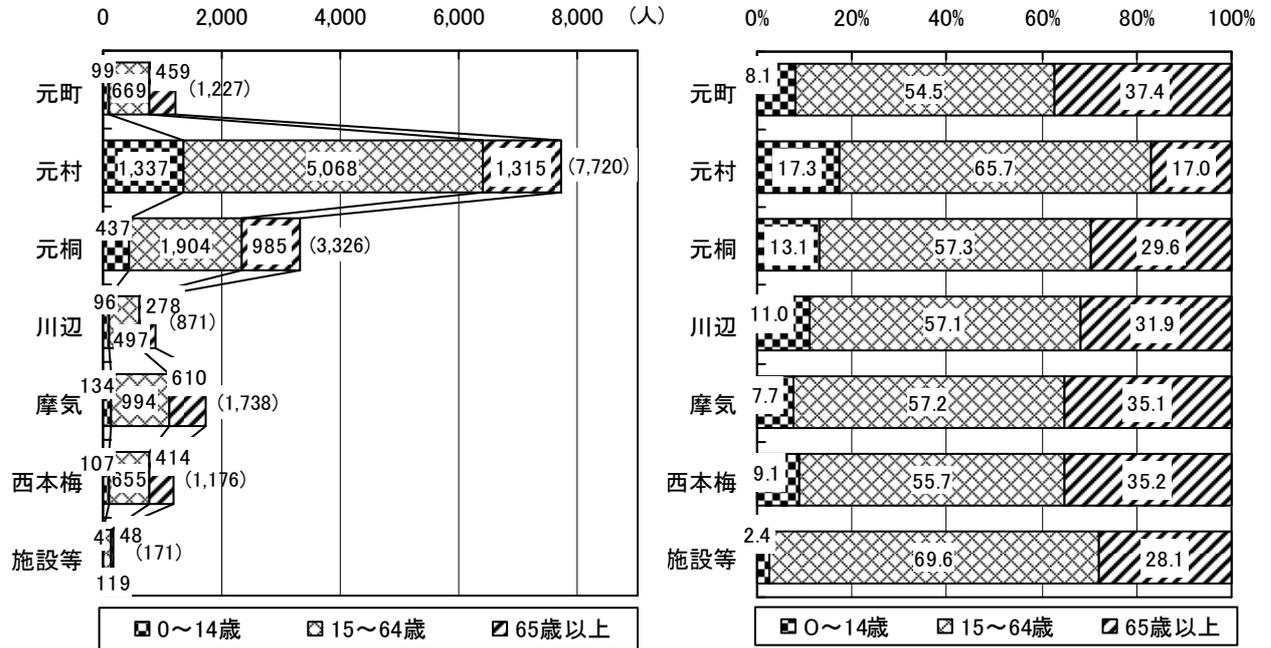


資料：住民基本台帳（両年9月末現在）

- 園部・八木・日吉地区は、ブロック別人口の差が大きく、園部では元村が7,720人で最多、施設等を除き川辺が871人で最少となっています。また、高齢化率は元町が37.4%で最高、元村が17.0%で最低となっています。また、摩気（35.1%）、西本梅（35.2%）、川辺（31.9%）で、30%を超えています。
- 八木地区は、南（八木）、東（富本）がそれぞれ2,446人、2,480人と多く、神吉が446人で最少となっています。高齢化率は施設等を除き、神吉が44.4%で最も高く、そのほかのブロックもすべて30%を超えています。
- 日吉地区は、胡麻が2,494人で最多、四ツ谷・佐々江が490人で最少となっています。高齢化率は施設等を除き、四ツ谷・佐々江が49.2%と最も高く、胡麻が28.1%で最も低くなっています。
- 美山地区は、宮島が1,133人で最も多く、知井が741人で最も少ないものの、宮島以外は大差ありません。高齢化率は平屋が41.8%で最も高く、大野が39.2%で最も低いものの、どの地区も40～41%で大差ありません。

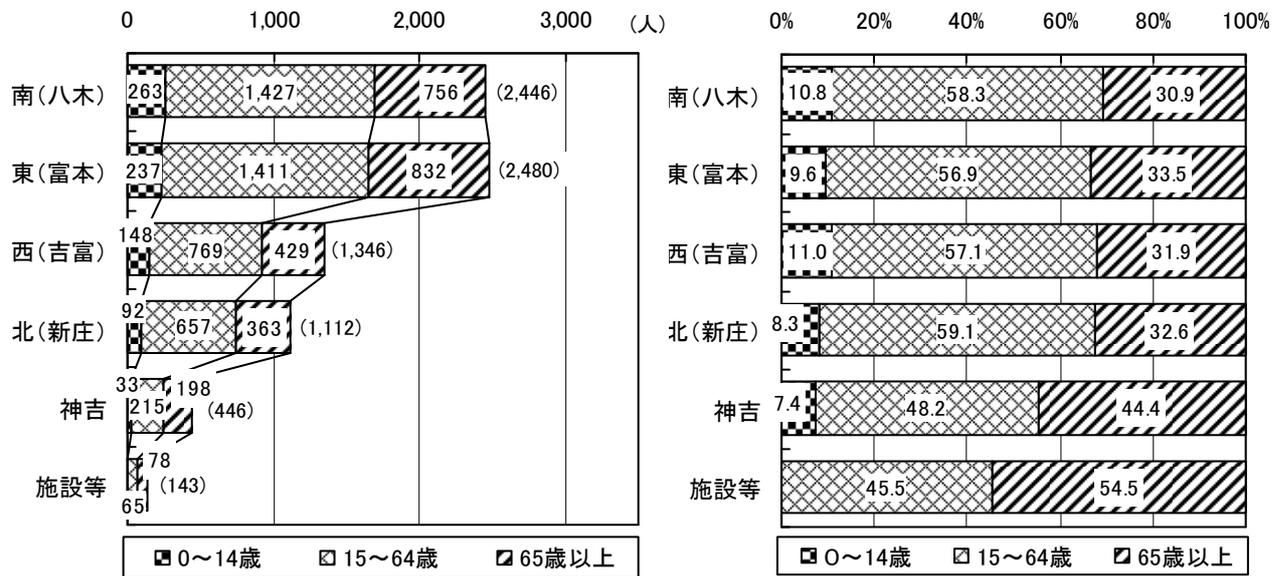
■地区（旧町）別ブロック別 年齢3区分別人口構成（平成24年）

<園部>



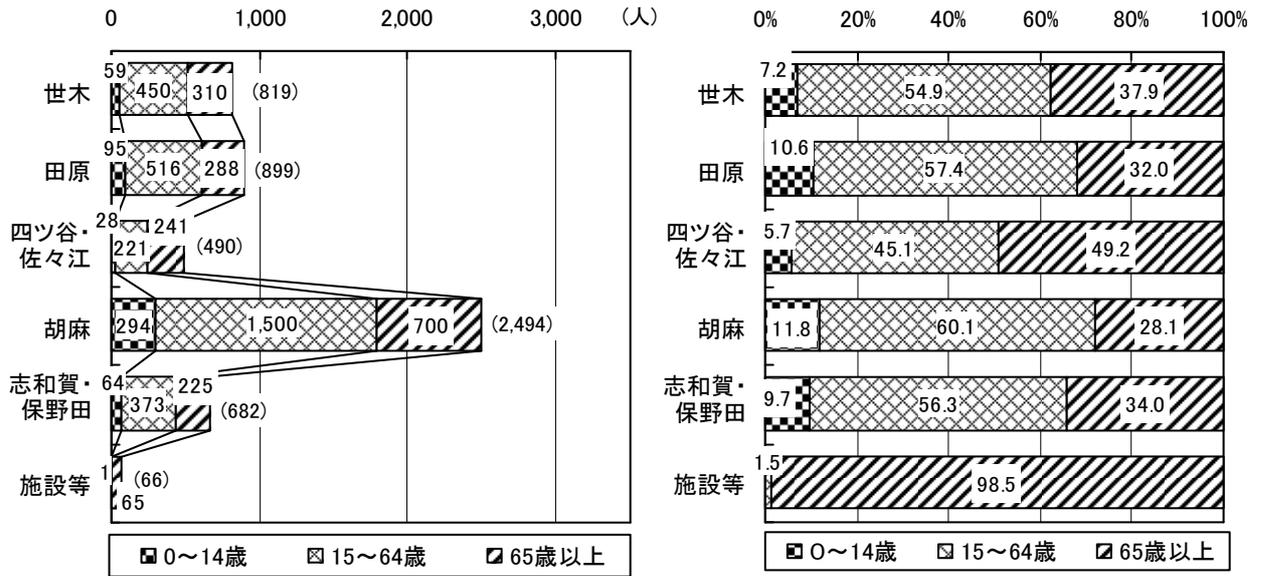
資料:住民基本台帳(平成24年9月末現在)  
 注)右端の( )は総人口を表しています。

<八木>



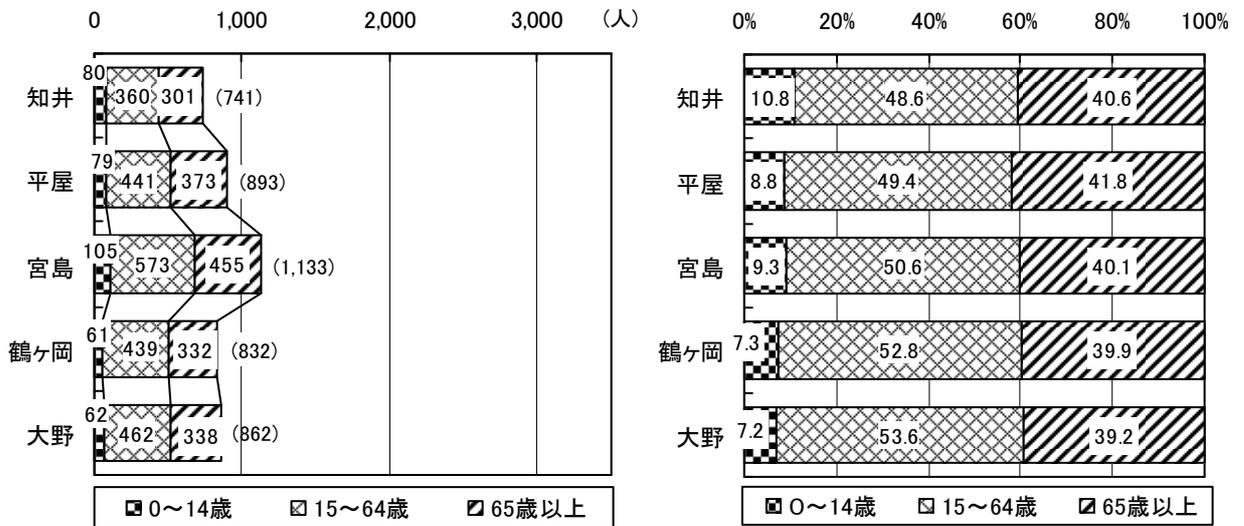
資料:住民基本台帳(平成24年9月末現在)  
 注)右端の( )は総人口を表しています。

<日吉>



資料:住民基本台帳(平成24年9月末現在)  
 注)右端の( )は総人口を表しています。

<美山>



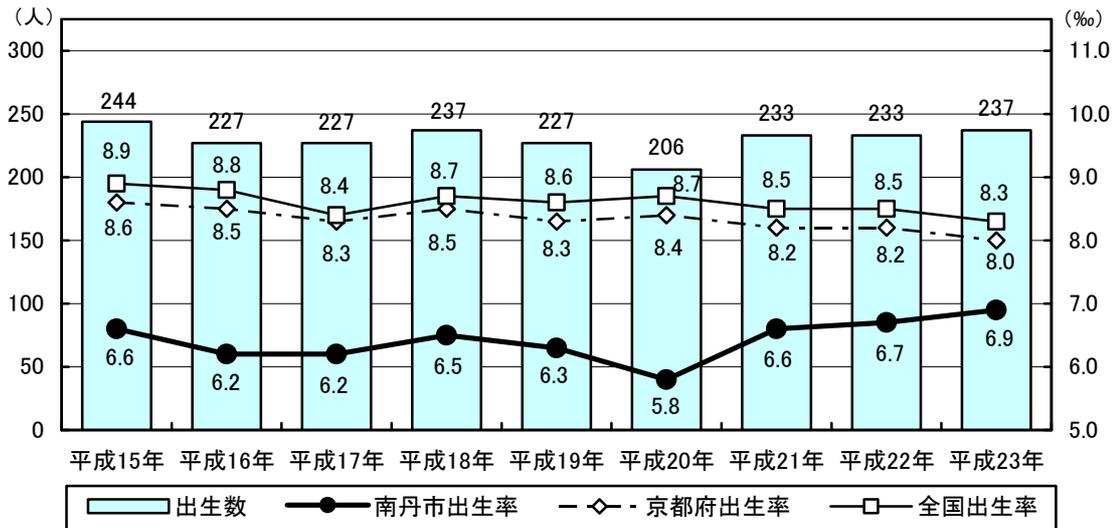
資料:住民基本台帳(平成24年9月末現在)  
 注)右端の( )は総人口を表しています。

## (2) 児童の状況

### ① 出生数・出生率の推移

- 平成15年以降の出生数は、平成20年が若干減少したものの、230～240人程度で推移しています。
- 出生率（人口千人当たりの出生数）は、全国や京都府水準を下回って推移していますが、平成20年が5.8%と減少したものの、6%台で推移し、平成21年以降わずかながら増加傾向を示しています。

■ 出生数・出生率の推移／全国及び京都府との比較

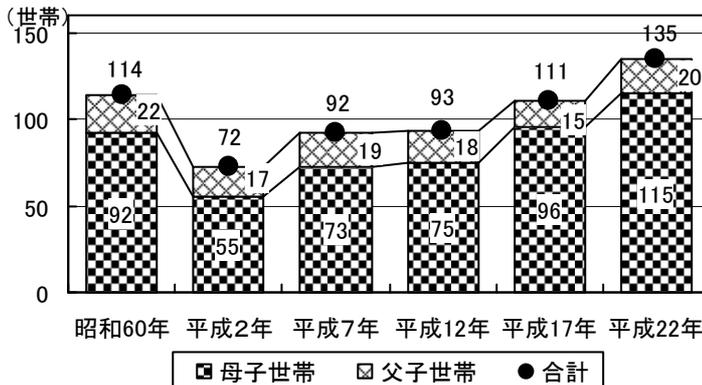


資料：人口動態統計（「京都府保健福祉統計年報」「厚生労働省年報」）

### ② ひとり親世帯の推移

- 母子世帯及び父子世帯の推移を国勢調査からみると、年次により根拠が異なるので一概にいえませんが、平成2年に一旦減少し、それ以降は増加傾向にあり、平成22年では母子が115世帯、父子が20世帯となっています。

■ 母子世帯・父子世帯の推移



注) 昭和60年の国勢調査では、母子世帯を女親と18歳未満の子どもからなる世帯、父子世帯を男親と18歳未満の子どもからなる世帯としています。それ以降は未婚、死別または離別の女親(あるいは男親)と、その未婚の20歳未満の子ども在世帯となっています。平成22年は祖父母等他の世帯員がいる場合も含めています。

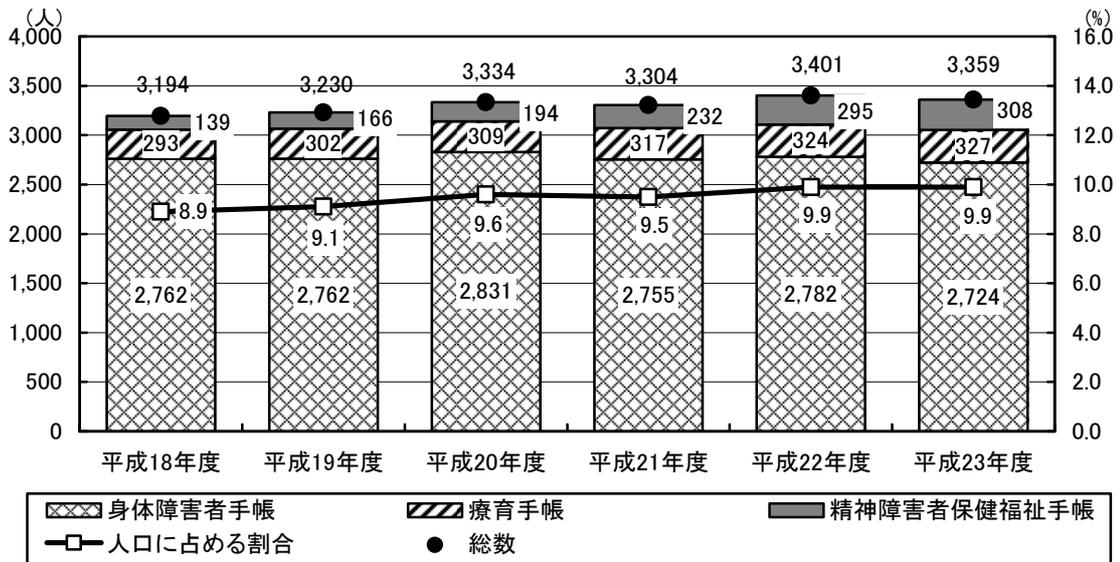
資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

### (3) 障がいのある人の状況

#### ① 障害者手帳所持者数の推移

- 障がいのある人の状況を手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳所持者数は平成18年度以降増減を示し、平成23年度が2,724人で最も少なくなっています。
- 療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成23年度が327人で最も多くなっています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、平成23年度は308人で、平成18年度の2倍以上となっています。
- 総数は平成22年度が3,401人で最も多く、平成23年度は3,359人と減少しています。また、人口に占める割合はおおむね増加傾向にあり、平成22・23年度は9.9%で、およそ1割となっています。

■ 障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移

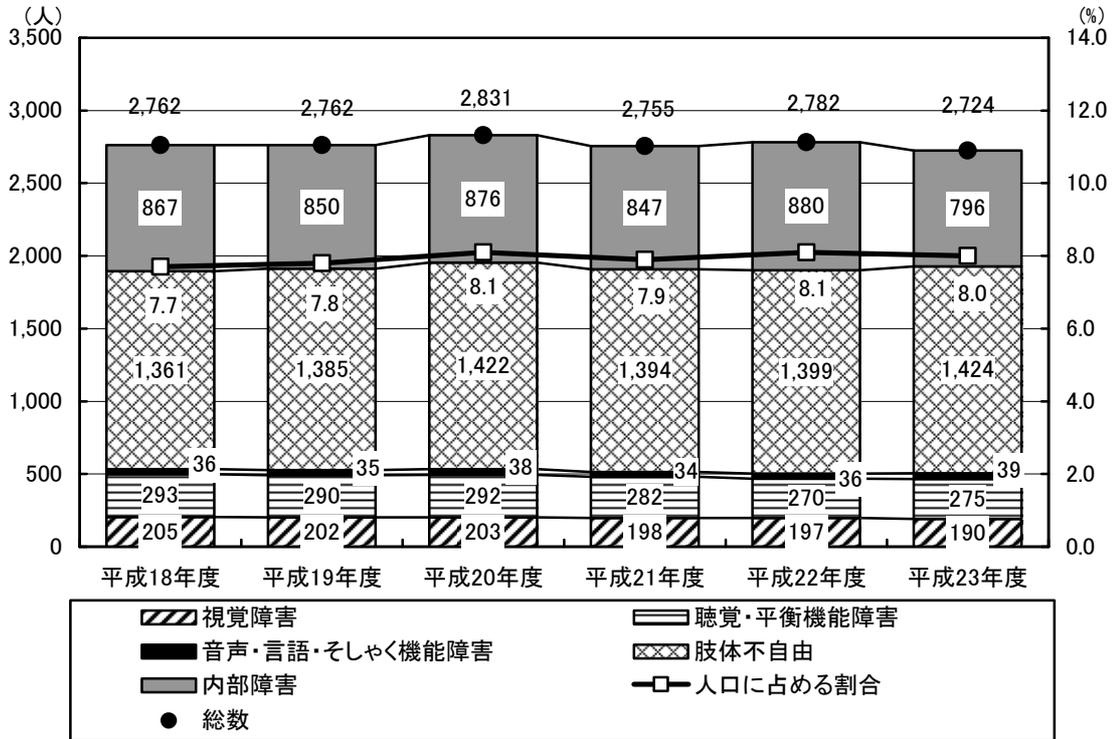


資料: 身体障害者手帳は京都府統計資料(各年度末現在)

#### ② 身体障害者手帳の交付状況

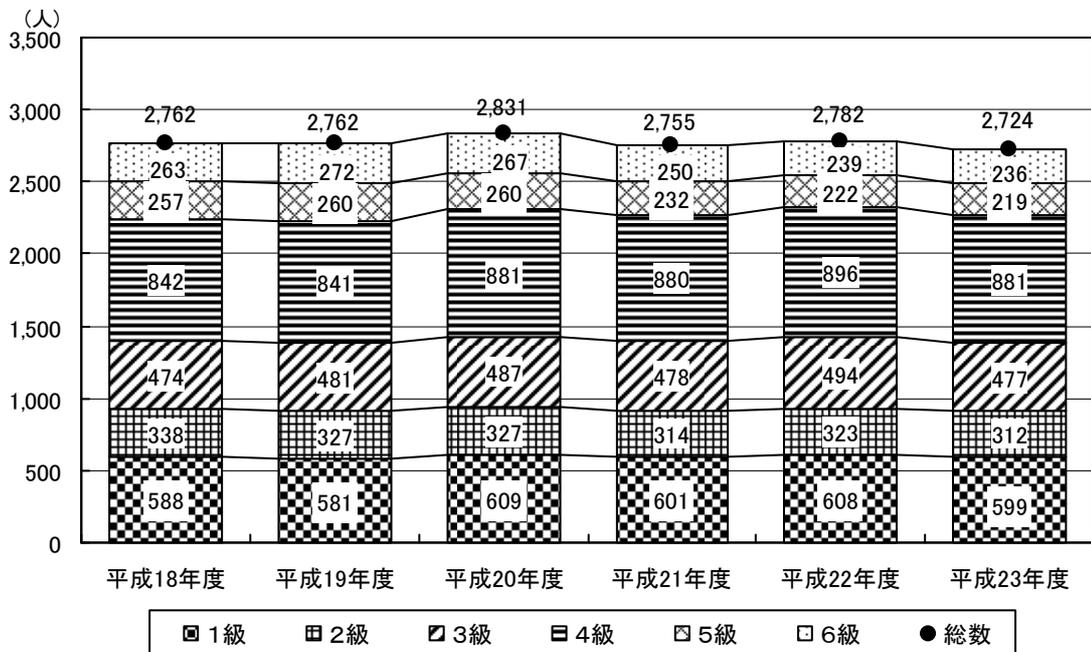
- 身体障害者手帳の障害種別では、視覚障害や聴覚・平衡機能障害は減少傾向にあり、平成23年度はそれぞれ190人、275人となっています。音声・言語・そしゃく機能障害は大差なく、平成23年度は39人です。肢体不自由はおおむね増加傾向にあり、平成23年度は1,424人で、全体の52.3%と半数を超えています。内部障害は増減があり、平成23年度は796人で、18年度以降で最も少なくなっています。また、全体に占める割合は29.2%となっています。
- 障がいの等級別では、増減がありながら大差なく推移しているのが1級、3級、増減がありながら増加傾向にあるのが4級、減少傾向にあるのが2級、5級、6級で、1級及び2級の重度率は大きく推移し、平成23年度が33.4%となっています。

■障がいの種別 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者手帳は京都府統計資料(各年度末現在)

■障がいの等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

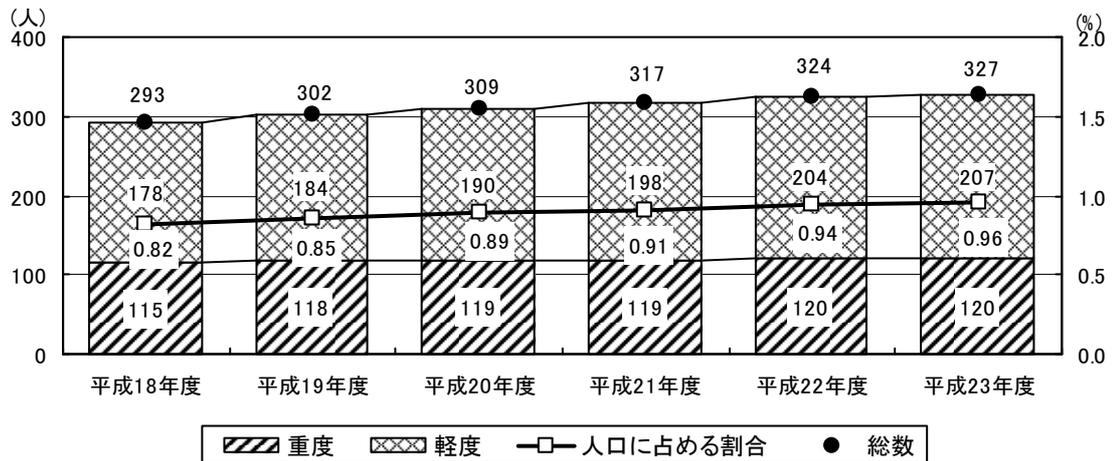


資料：社会福祉課(各年度末現在)

### ③ 療育手帳の交付状況

- 療育手帳所持者のうち、重度は大差なく推移し、軽度は年々増加しています。平成23年度の重度率は36.7%となっています。
- 人口に占める割合は年々わずかながら増加傾向を示し、平成23年度は0.96%となっています。

■障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移

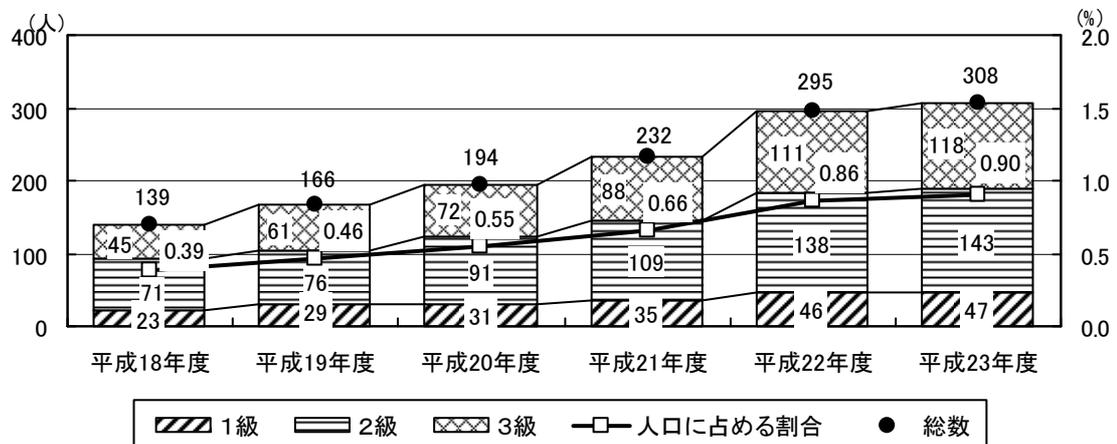


資料: 社会福祉課(各年度末現在)

### ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別では、どの等級も増加を続けていて、平成23年度は重度の1級が47人、全体の15.3%、2級が143人、46.4%、3級が118人、38.3%となっています。重度率は平成19年度の17.5%をピークに低下傾向にあります。
- 人口に占める割合は年々増加傾向にあり、平成23年度は0.90%となっています。なお、精神通院医療受給者が、平成23年度は436人となっています。

■障がいの等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

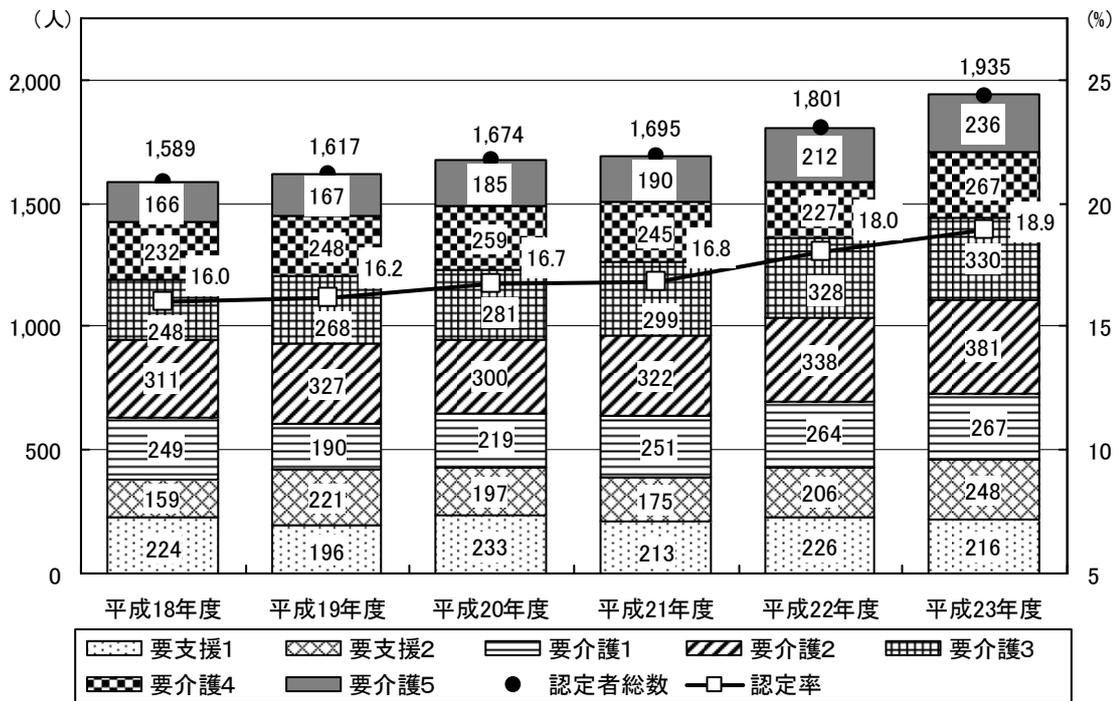


資料: 社会福祉課(各年度末現在)

### (4) 要介護認定者の状況

- 平成18年度より制度改正に伴い、要介護1が要支援2と要介護1に区分されました。その平成18年度以降の認定者数は増加を続け、平成23年度末には1,935人となり、第1号被保険者数（おおむね65歳以上の高齢者人口）に占める割合（認定率）も上昇を続け、平成23年度末は18.9%となっています。
- 要介護度別にみると、要支援1及び要支援2の介護予防対象者は平成23年度末は合わせて464人、認定者全体の24.0%で、平成18年度末から81人増加しています。一方、要介護4の重度及び要介護5の最重度は合わせて503人、認定者全体の26.0%で、平成18年度末から105人増加し、重度化が進んでいます。

■要介護度別 認定者数及び認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

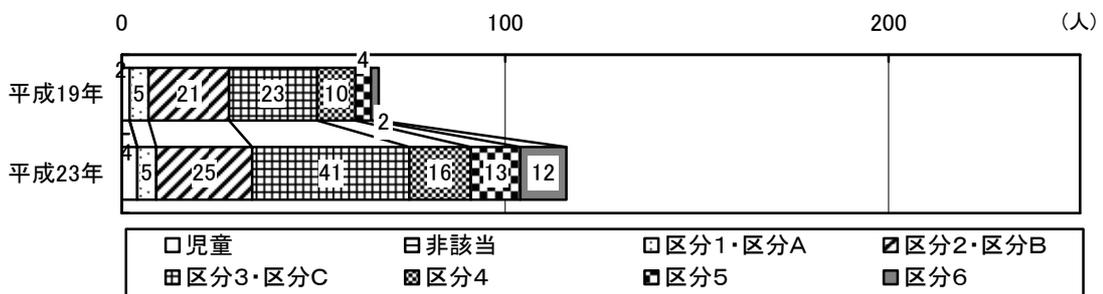
## (5) 福祉サービスの利用状況

### ① 障害福祉サービスの受給者の状況

- 障害福祉サービスの受給者数は、旧法施設利用及び療養介護を除き、平成23年は19年に比べて増加しています。特に日中活動系サービスは3.9倍の伸びを示しています。施設入所は、旧法も併せてみると、平成19年の63人が23年は62人で、1人減少しているだけです。しかし、利用者の障害程度区分は大きく変わり、19年は軽い人が大半を占めていたのが、23年では4以上の中重度の人が大半を占めています。

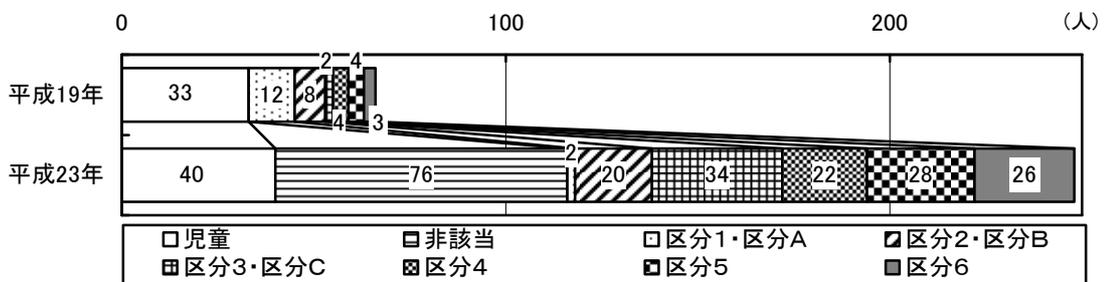
#### ■ 障害福祉サービスの受給者数の推移

##### <訪問系サービス>

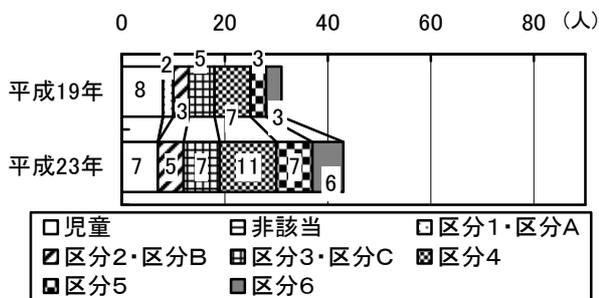


資料：社会福祉課（兩年4月現在のサービス利用状況）以下、同様

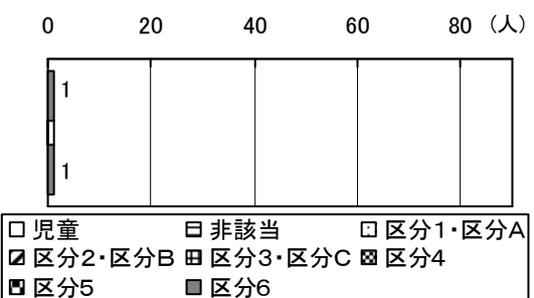
##### <日中活動系サービス>



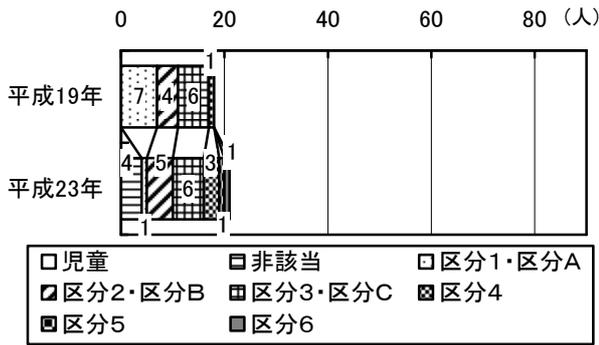
##### <短期入所>



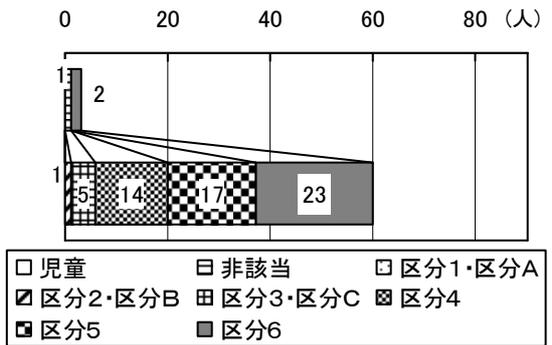
##### <療養介護>



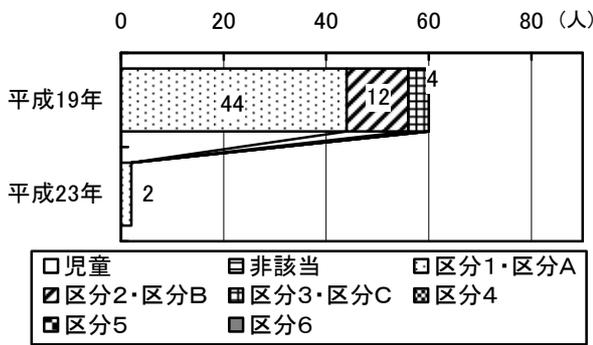
<居住系サービス>



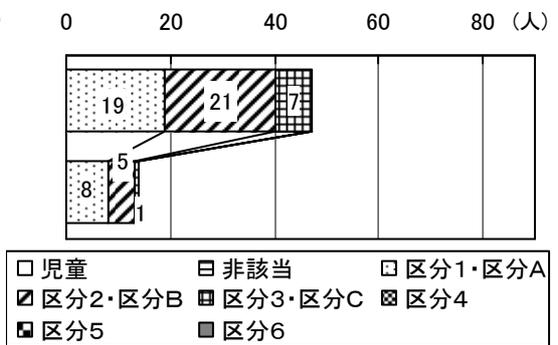
<施設入所支援>



<旧法施設（入所）>



<旧法施設（通所）>



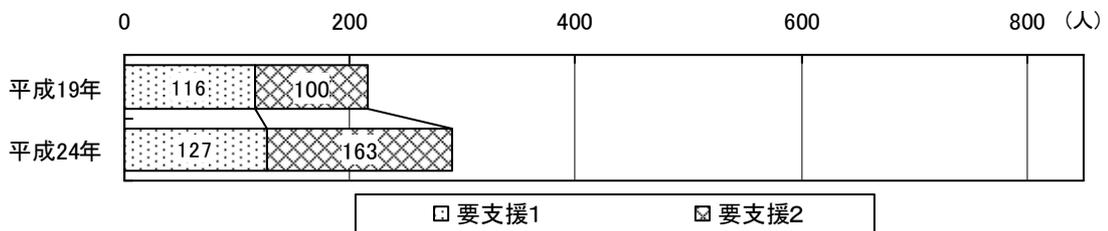
注)各グラフの「区分」とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにし、種類や量などを決定するために心身の状態を総合的に示す「障害程度区分」のことです。

## ② 介護保険サービスの受給者の状況

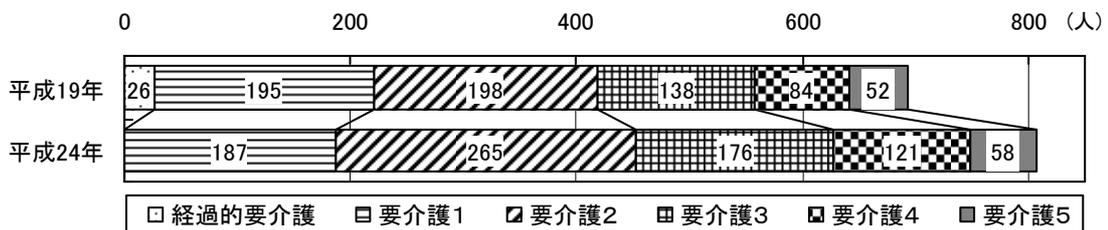
- 居宅介護サービスの予防給付受給者数は、平成19年～24年の5年間で、要支援1及び要支援2ともに増加し、全体で1.3倍となっています。
- 居宅介護サービスの介護給付受給者数全体では、この5年間で1.2倍となり、特に要介護2～要介護4の増加が大きくなっています。
- 地域密着型サービスもこの5年間で1.6倍と大きく増加し、特に要介護3はおよそ2倍となっています。
- 施設介護サービスはこの5年間で1.1倍となり、特に要介護3や要介護5でそれぞれ28人、35人増加し、一方、要介護4は14人の減少となっています。

### ■ 介護保険サービスの受給者数の推移

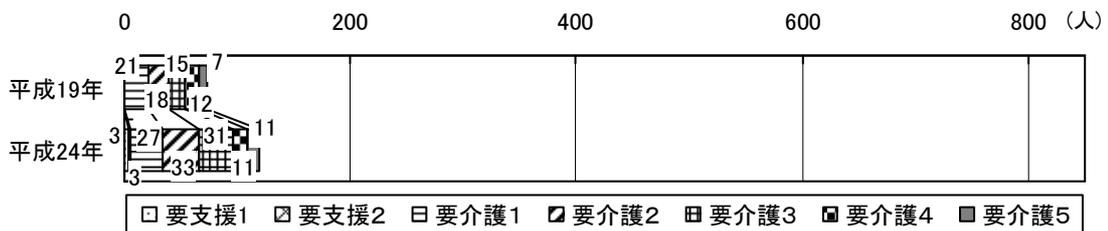
#### <居宅介護サービス／予防給付>



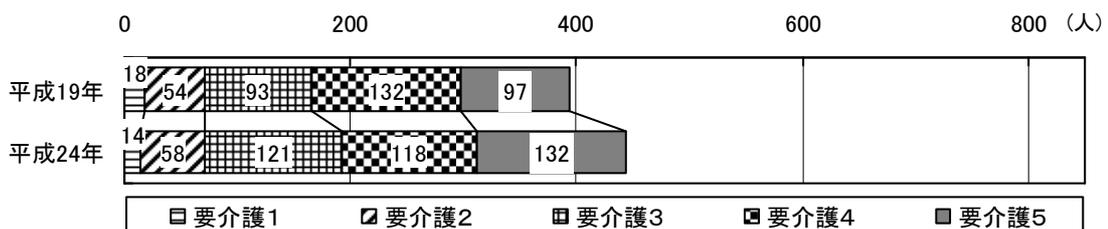
#### <居宅介護サービス／介護給付>



#### <地域密着型サービス／介護給付>



#### <施設介護サービス／介護給付>

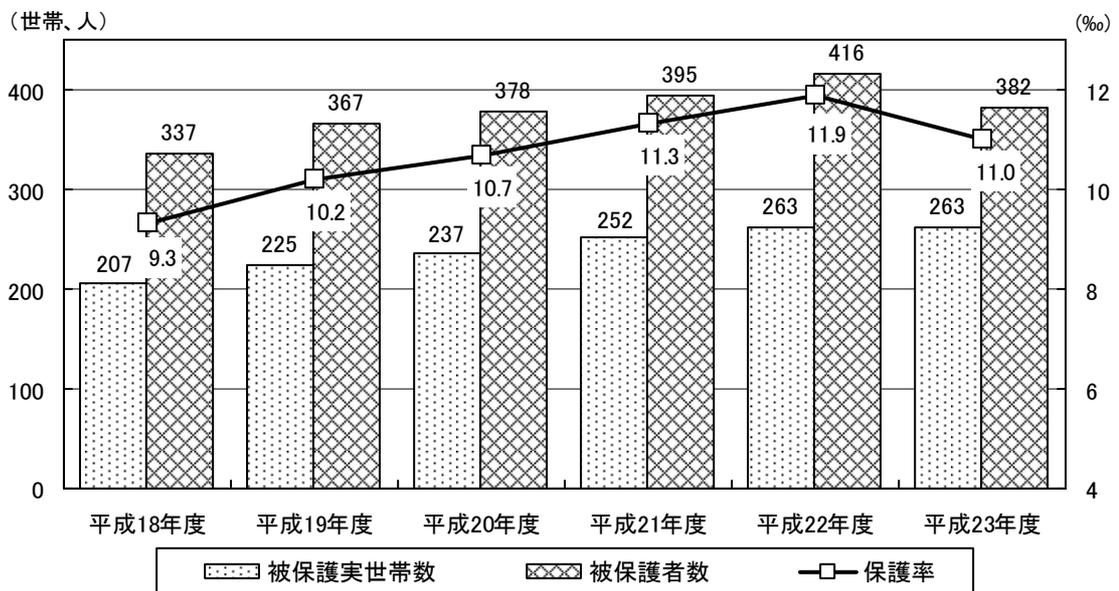


資料：介護保険事業状況報告(両年3月)

## (6) 生活保護の受給状況

- 生活保護の被保護実世帯数及び被保護者数は年々増加してきましたが、平成23年度の被保護実世帯数は22年度と同数ですが、被保護者数は22年度に比べて91.8%と減少しました。
- 被保護者数の人口千人当たりにおける割合（保護率：‰パーミル）は、平成22年度まで上昇していましたが、平成23年度は若干低下し11.0‰となっています。厚生労働省では、平成24年に「生活支援戦略」を打ち出し、生活保護世帯等経済的困窮者や社会的孤立者などの生活困窮者に対する総合的な支援体系の確立をめざしています。本市においても、関係機関や民間との連携・協働による就労等自立の支援が必要です。

■ 生活保護世帯数、被保護者数、保護率の推移



資料：社会福祉課（各年度末現在）

## 2 南丹市の将来人口予測

全国市町村の将来人口予測については、国立社会保障・人口問題研究所が平成17年の国勢調査を基に、平成17年から平成47年の30年間の「日本の市区町村別将来推計人口」を、平成20年12月に公表しています。

これによりますと、南丹市の人口は、平成22年の時点から10年後の平成32年には、3,200人余り減少すると予測されています。

また、平成22年の時点で65歳以上の高齢人口の占める割合が30.0%ですが、10年後の平成32年には35.5%とさらに増加し、14歳以下の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の占める割合は減少傾向にあると予測されています。

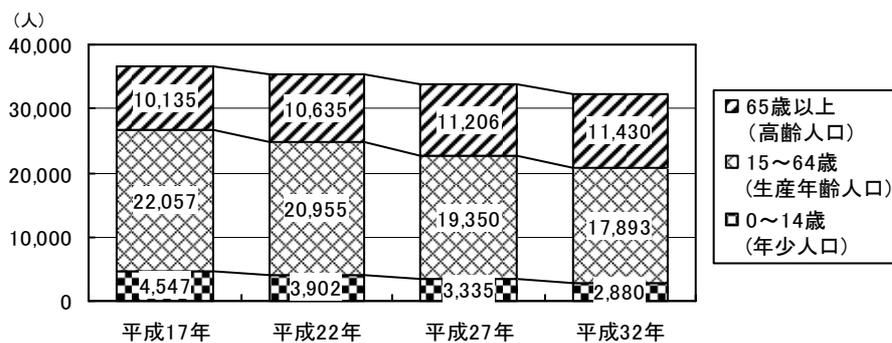
このようなことから、働く世代が減少し、<sup>\*</sup>少子高齢化がさらに顕著になると予想されます。

### 「日本の市町村別将来推計人口」による南丹市の将来推計人口（抜粋）

#### ●年齢3区分別将来推計人口（平成20年12月推計）

年次・項目		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		平成32年 (2020年)	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0～14歳	年少人口	4,547	12.4%	3,902	11.0%	3,335	9.8%	2,880	8.9%
15～64歳	生産年齢人口	22,057	60.0%	20,955	59.0%	19,350	57.1%	17,893	55.6%
65歳以上	高齢人口	10,135	27.6%	10,635	30.0%	11,206	33.1%	11,430	35.5%
合 計		36,736	100.0%	35,489	100.0%	33,890	100.0%	32,201	100.0%

注) 平成17年は国勢調査(確定地)による人口で、平成22年以降は推計による人口です。  
ところが、平成22年の国勢調査(確定値)による人口は35,214人となり、この時点で推計人口より275人少ない結果となっています。



#### 【参考】南丹市総合振興計画（平成20年3月策定）基本構想「人口フレーム」

項目	年次	平成18年	平成20年	平成24年	平成29年
人 口		36,302	35,594	34,123	32,052
	定住人口 フレーム				34,000

注) 平成20年以降は推計値です。  
平成13年から平成18年の住民基本台帳と外国人登録人口を基に、平成29年までの人口を推計したものです(抜粋)。  
定住人口フレームとは、基本構想及び基本計画に掲げる施策や産業振興、観光振興を図ることによる、目標年次(平成29年)における目標人口です。

### 3 南丹市の地域福祉の課題

#### (1) アンケート調査結果からみる現状と課題

計画見直しにあたり、地域福祉の現状と課題を把握するため、基礎調査の一環として市民及び団体対象にアンケート調査を実施しました。調査の概況は、次表のとおりです。

##### ■市民アンケート調査の概況

項目	内容
調査地域	南丹市全域
調査対象	平成24年7月1日現在、市内在住の18歳以上の方の中から無作為に抽出した2,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成24年8月1日～8月31日
回収状況	有効回収数：856件 回収率：42.8%

##### ■団体アンケート調査の概況

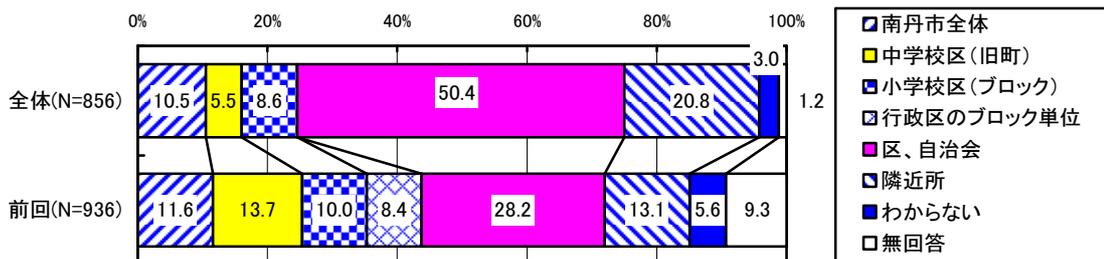
項目	内容
調査対象	地域福祉分野等の活動に携わっている、障がい児・者関連、高齢者関連、子育てサークル、ボランティアの各団体 計126団体
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成24年8月1日～8月31日
回収状況	有効回収数：97件 回収率：77.0%

#### ◆現状

##### ① 「地域」の範囲

- 前回調査（平成19年度調査のこと。以下、同様）に比べて、「区、自治会」を「地域」と考える人が増加し、半数を占めます。
- 青年層（18～30歳代）を除くと「区、自治会」を「地域」と認識する割合が高く、特に男性の壮年層（40～50歳代）及び熟年層（60歳以上）が高くなっています。女性の熟年層は、さらに身近な「隣近所」も高くなっています。

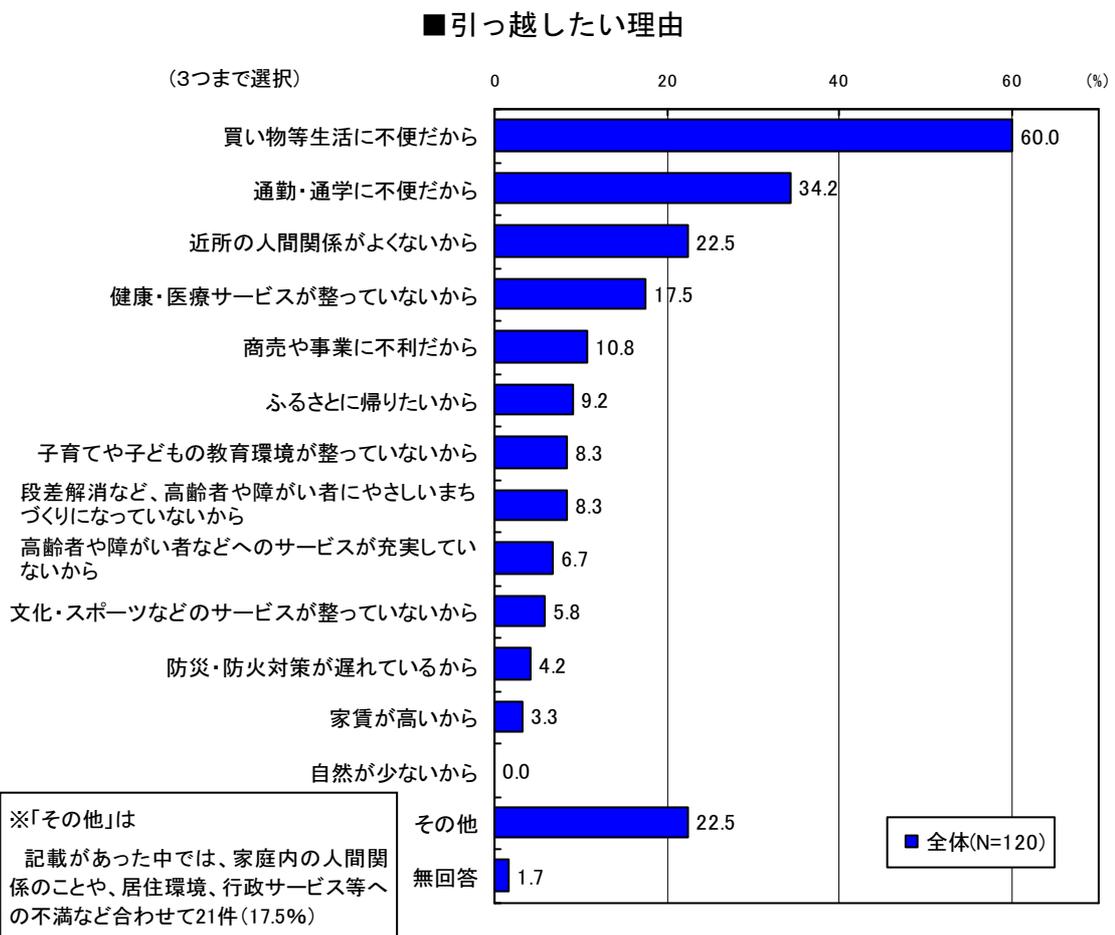
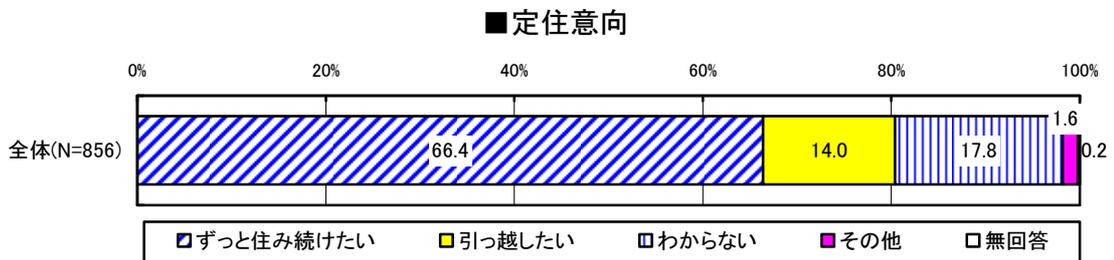
##### ■本人の考える「地域」の範囲



注)「行政区のブロック単位」は前回調査のみの選択肢

## ② 今住んでいる地域での定住意向と引っ越したい理由

- 今住んでいる地域での定住意向で、「ずっと住み続けたい」は66%で、男性は73%と女性の61%より高く、また、男女ともに熟年層が最も高く、男性が81%、女性が78%となっています。一方、「引っ越したい」は、男性は青年層が高く24%、女性は青年層及び壮年層がそれぞれ21%となっています。
- 引っ越したい理由のトップ3は、「買い物等生活に不便だから」(60%)、「通勤・通学に不便だから」(34%)、「近所の人間関係がよくないから」(23%)で、「買い物等生活に不便だから」は男性の壮年層(86%)や女性の熟年層(77%)が高くなっています。地区別では、美山地区(76%)や日吉地区(70%)が特に高くなっています。「通勤・通学に不便だから」は男性の壮年層(57%)や女性の青年層(50%)が高く、日吉地区が39%で最も高くなっています。「近所の人間関係がよくないから」は女性の熟年層(35%)が高く、美山地区が43%で特に高くなっています。



■地区別 引っ越したい理由

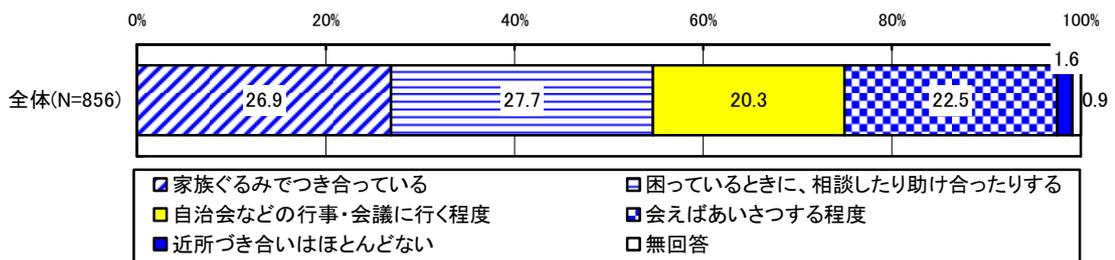
項目	回答数	買い物等生活に不便だから	通勤・通学に不便だから	近所の人間関係がよくないから	健康・医療サービスが整っていないから	商売や事業に不利だから	ふるさとに帰りたいから	子育てや子どもの教育環境が整っていないから	段差解消など、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりになっていないから	充実していないから	高齢者や障がい者などへのサービスが整っていないから	文化・スポーツなどのサービスが整っていないから	防災・防火対策が遅れているから	家賃が高いから	その他	無回答
園部地区	30	43.3	30.0	26.7	16.7	16.7	23.3	3.3	6.7	10.0	13.3	3.3	10.0	10.0	—	
八木地区	36	55.6	33.3	13.9	2.8	11.1	5.6	11.1	2.8	5.6	2.8	2.8	—	27.8	2.8	
日吉地区	33	69.7	39.4	15.2	15.2	6.1	3.0	3.0	18.2	9.1	3.0	6.1	3.0	30.3	3.0	
美山地区	21	76.2	33.3	42.9	47.6	9.5	4.8	19.0	4.8	—	4.8	4.8	—	19.0	—	

注) ■ 1位 □ 2位 □ 3位 「自然が少ないから」は該当がないため省略

③ 隣近所とのつき合いの程度

- 「家族ぐるみでつき合っている」が27%、「困っているときに、相談したり助け合ったりする」が28%で、親密なつき合いは半数を超えます。一方、「会えばあいさつする程度」が23%で「近所づき合いはほとんどない」は1.6%にすぎません。
- 親密なつき合いは男女ともに熟年層が高く、男性が63%、女性が64%です。一方、「会えばあいさつする程度」は男女ともに青年層が高く、男性が41%、女性が51%です。

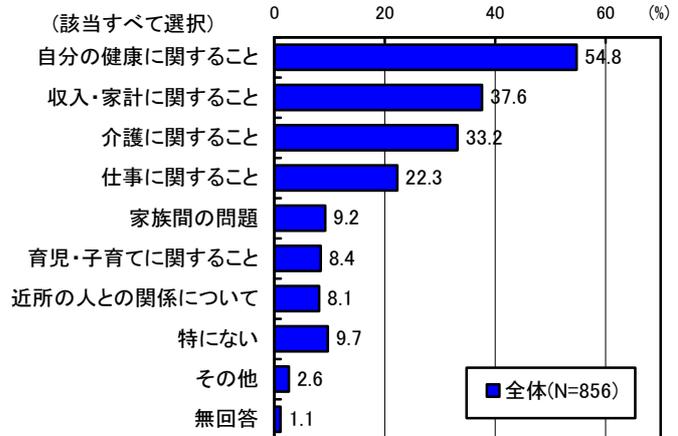
■隣近所とのつき合いの程度



#### ④ 毎日の暮らしの中で不安に感じること

- 毎日の暮らしの中での不安のトップ3は、「自分の健康に関すること」(55%)、「収入・家計に関すること」(38%)、「介護に関すること」(33%)で、「自分の健康に関すること」は男女ともに熟年層が高く、「収入・家計に関すること」は男女ともに壮年層が、「介護に関すること」は男性の壮年層と女性の熟年層が高くなっています。

■ 毎日の暮らしの中で不安に感じること



■ 性・年齢層別 毎日の暮らしの中で不安に感じること

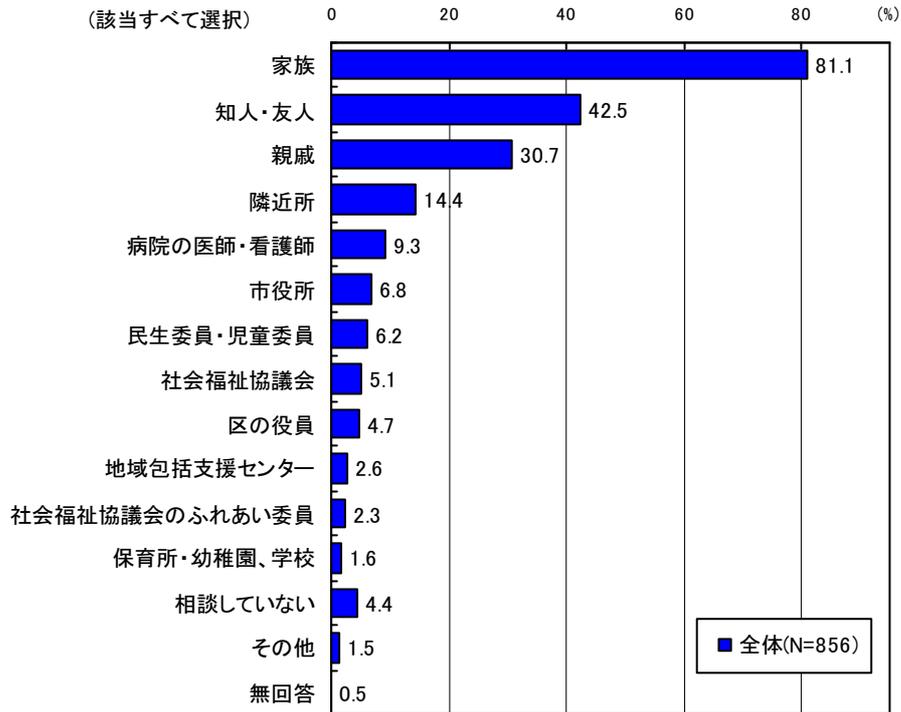
項目	回答数	不安を感じる項目										
		自分の健康に関すること	収入・家計に関すること	介護に関すること	仕事に関すること	家族間の問題	育児・子育てに関すること	近所の人との関係について	特にな	その他	無回答	
男性	計	372	54.3	37.4	30.6	25.3	8.3	7.8	6.5	11.0	2.7	0.8
	青年層	66	19.7	40.9	13.6	54.5	3.0	22.7	9.1	18.2	3.0	—
	壮年層	80	42.5	51.3	40.0	38.8	12.5	15.0	6.3	10.0	1.3	1.3
	熟年層	226	68.6	31.4	32.3	11.9	8.4	0.9	5.8	9.3	3.1	0.9
女性	計	482	55.2	37.8	35.3	20.1	10.0	8.9	9.3	8.7	2.5	1.2
	青年層	87	19.5	49.4	11.5	47.1	6.9	25.3	4.6	12.6	2.3	—
	壮年層	143	46.2	53.1	37.1	28.7	14.7	14.7	14.0	8.4	3.5	—
	熟年層	251	72.5	24.7	42.6	6.0	8.4	—	8.4	7.6	2.0	2.4

注) ■ 1位 ■ 2位 ■ 3位

#### ⑤ 困った時の相談先

- 「家族」(81%)や「知人・友人」(43%)、「親戚」(31%)がトップ3で、次いで「隣近所」(14%)が続きますが、そのほかの専門機関や専門職はそれぞれ10%を割ります。
- 「隣近所」は男女ともに熟年層が高く、男性が16%、女性が19%です。一方、「相談していない」は4.4%で、男性の壮年層が11.3%と高くなっています。

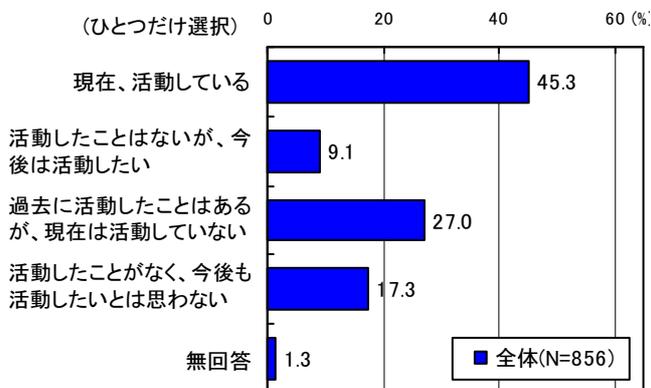
■ 困った時の相談先



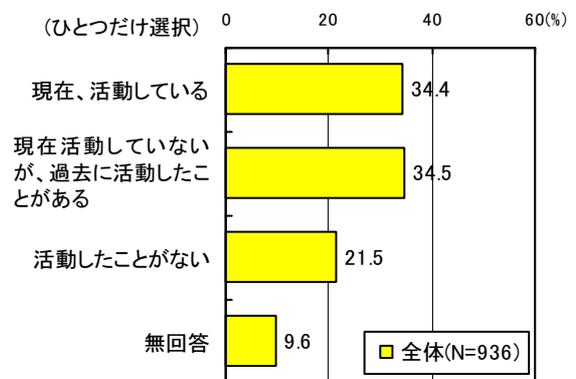
⑥ 地域活動やボランティア活動への参加状況や意向

- 現在、地域活動を行っている人は45%で、前回調査よりおよそ11ポイント高くなっています。一方で、活動したことがない人は26%で、前回調査よりおよそ5ポイント高くなっています。
- 現在の参加率は、男性が50%、女性が42%で、男性の壮年層や熟年層では50%を超えます。また、男女ともに青年層が最も低く、男性が24%、女性が25%です。
- 活動経験はないが今後活動したいと考えている人は9%で、男女ともに青年層が最も高く、男性が24%、女性が25%となっています。

■ 地域活動への参加状況

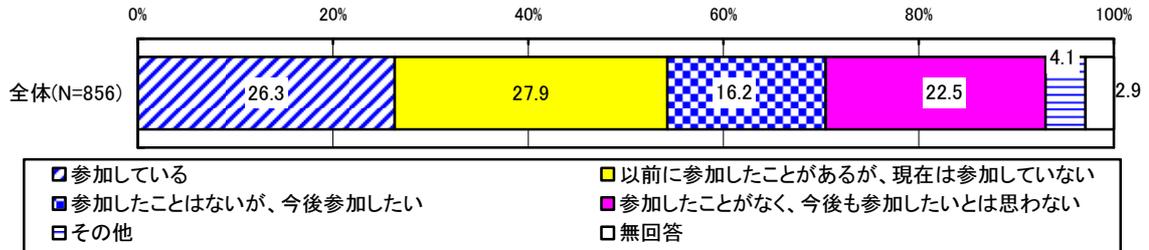


■ 地域活動への参加状況 (前回調査)



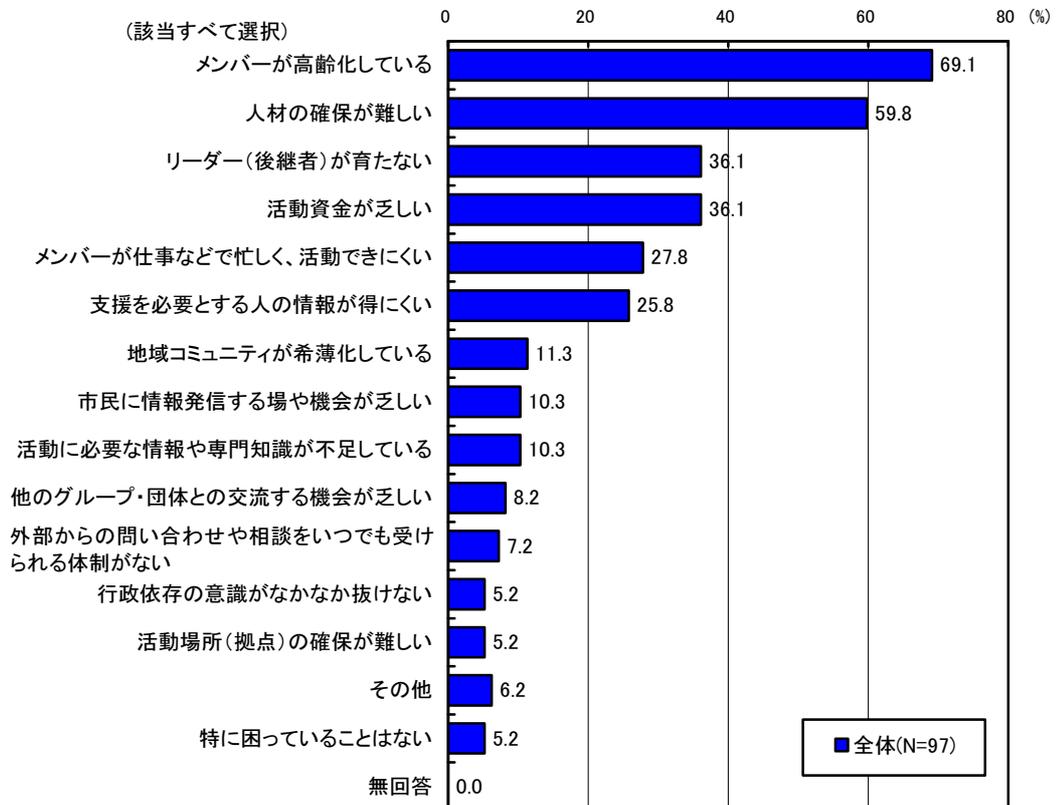
- ボランティア活動に参加している人は26%、今後参加したいが16%で、地域活動への参加希望よりおよそ7ポイント高くなっています。
- 参加率は男性が28%、女性が25%で大差なく、男女ともに熟年層が最も高く、青年層が最も低くなっています。また、今後の参加希望率は、地域活動と同様に青年層が最も高く、男性が21%、女性が25%となっています。

### ■ ボランティア活動の参加状況



- 団体アンケート調査（平成24年度調査、以下同様）から、地域活動を行う上での課題は、「メンバーが高齢化している」（69%）がトップ、次いで「人材の確保が難しい」（60%）、「リーダー（後継者）が育たない」及び「活動資金が乏しい」（それぞれ36%）、「メンバーが仕事などで忙しく、活動できにくい」（28%）、「支援を必要とする人の情報が得にくい」（26%）などと続きます。

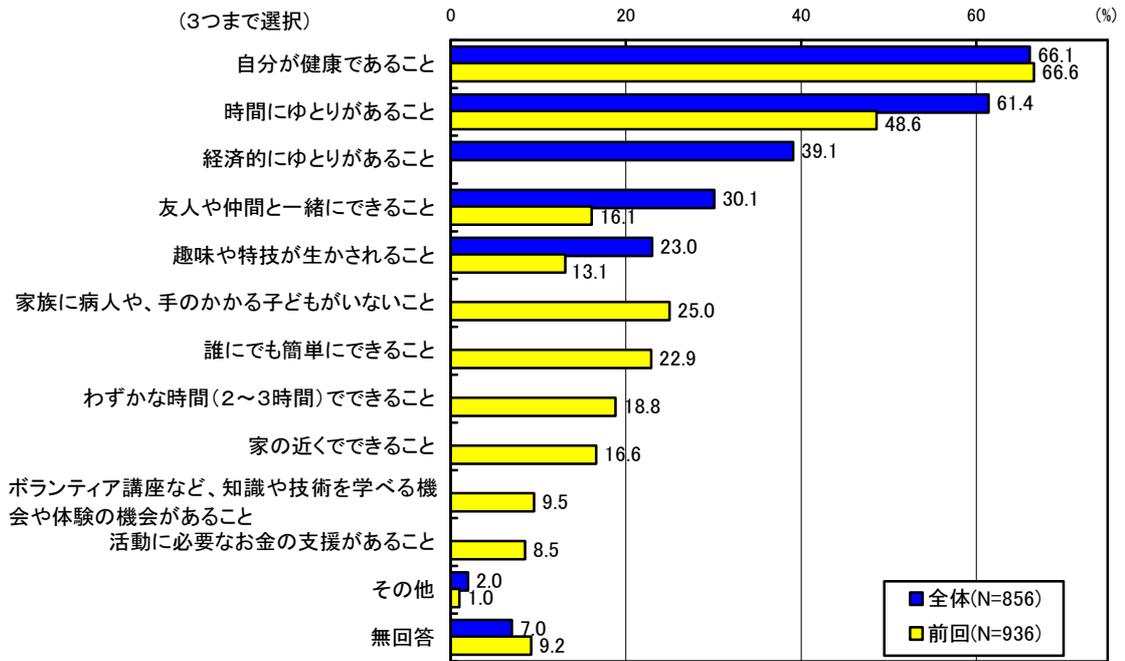
### ■ 活動を行う上での課題



⑦ ボランティア活動への参加や活性化に必要なこと

● ボランティア活動に参加しやすくなるためには、「自分が健康であること」(66%)と「時間にゆとりがあること」(61%)が2大条件で、60%を超えます。次いで、「経済的にゆとりがあること」(39%)、「友人や仲間と一緒にできること」(30%)、「趣味や特技が活かされること」(23%)などです。

■ ボランティア活動に参加しやすくなるための条件



注) 前回調査では、「時間にゆとりがあること」「経済的にゆとりがあること」ではなく、「時間や収入にゆとりがあること」となっていますが、「時間にゆとりがあること」に図示しています。

■ 性・年齢層別 ボランティア活動に参加しやすくなるための条件

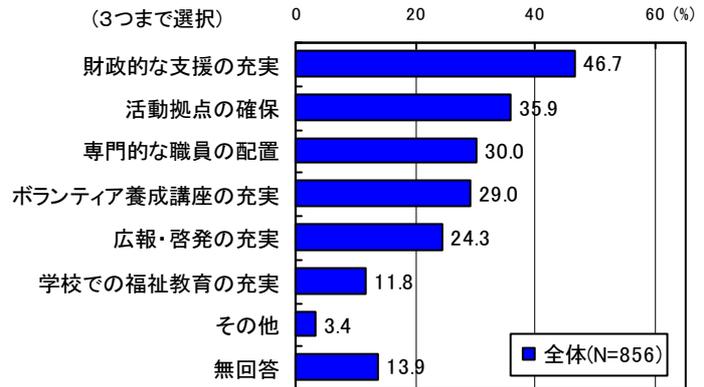
● 「自分が健康であること」は男女同程度で、特に熟年層が高く、男性が80%、女性が73%となっています。「時間にゆとりがあること」は男女ともに青年層及び壮年層が高く、特に女性の青年層は87%と高くなっています。

項目		回答数	自分が健康であること	時間にゆとりがあること	経済的にゆとりがあること	友人や仲間と一緒にできること	趣味や特技が活かされること	その他	無回答
男性	計	372	66.1	58.3	40.9	28.5	25.3	2.2	4.8
	青年層	66	30.3	60.6	48.5	33.3	33.3	1.5	6.1
	壮年層	80	57.5	76.3	51.3	28.8	17.5	2.5	2.5
	熟年層	226	79.6	51.3	35.0	27.0	25.7	2.2	5.3
女性	計	482	66.0	63.9	37.8	31.5	21.4	1.9	8.7
	青年層	87	46.0	87.4	39.1	36.8	29.9	1.1	2.3
	壮年層	143	66.4	79.7	51.0	30.8	24.5	2.1	2.1
	熟年層	251	72.5	47.0	29.9	30.3	16.7	2.0	14.7

注) 1位 2位 3位

- ボランティア活動を発展させるために必要な基盤整備や活動は、「財政的な支援の充実」(47%)がトップ、次いで「活動拠点の確保」(36%)、「専門的な職員の配置」(30%)、「ボランティア養成講座の充実」(29%)などと続きます。

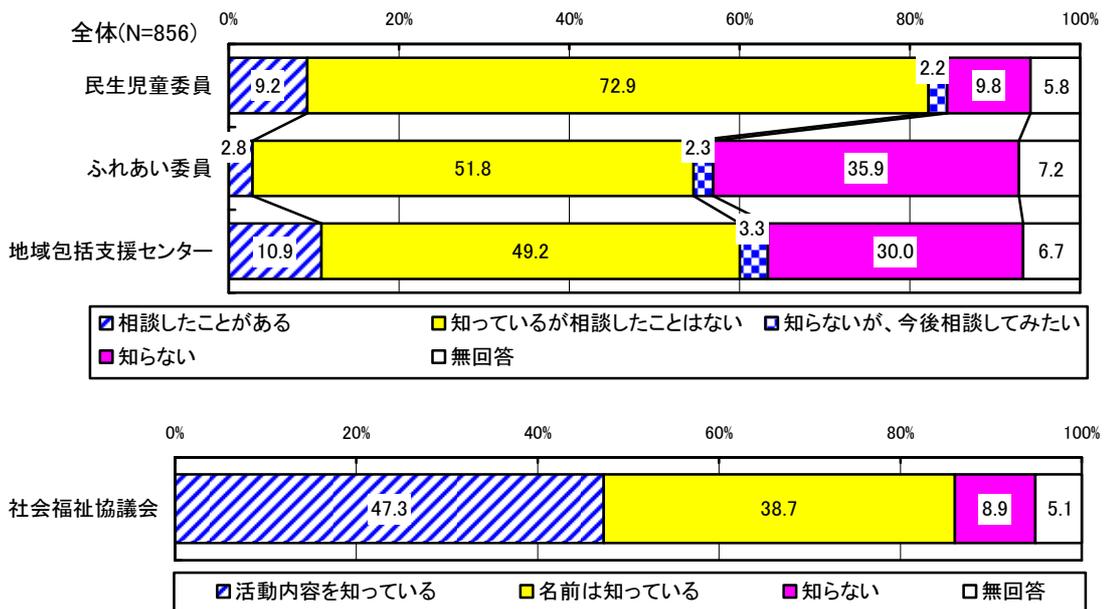
### ■ ボランティア活動を発展させるために必要な基盤整備や活動



## ⑧ 専門職種・機関の認知状況

- 専門職種・機関の認知状況で、認知率(知っている)が最も高いのは「社会福祉協議会」(86%)で、次いで「民生児童委員」(82%)、「地域包括支援センター」(60%)、「ふれあい委員」(55%)となっています。
- 「社会福祉協議会」の認知率(知っている)が最も低いのは、男女ともに青年層で、男性が70%、女性が75%です(ただし、高率)。
- 「民生児童委員」の認知率(知っている)が最も低いのは、やはり男女ともに青年層で、男性が49%、女性が74%で、特に男性が低くなっています。
- 「地域包括支援センター」の認知率(知っている)が最も低いのは、やはり男女ともに青年層で、男性が44%、女性が53%で、男性が低くなっています。
- 「ふれあい委員」の認知率(知っている)が最も低いのは、やはり男女ともに青年層で、男性が24%、女性が32%で、男性が低くなっています。

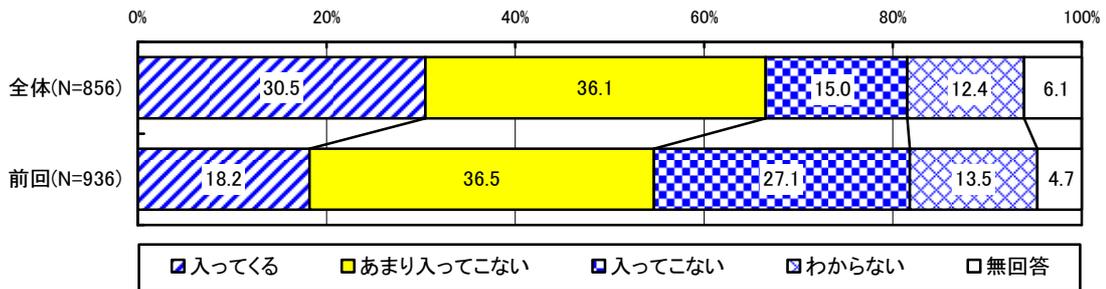
### ■ 専門職種・機関の認知状況



⑨ 福祉サービスに関する情報の入手状況

- 福祉サービスに関する情報が「入ってくる」は31%で、前回調査よりおよそ12ポイント高くなっています。しかし、【入ってこない】が前回調査よりも低下したものの、51%と半数を占めます。
- 【入ってこない】は男女ともに51%で、男性の場合、青年層が61%と高く、女性は青年層が59%、壮年層も58%と高くなっています。

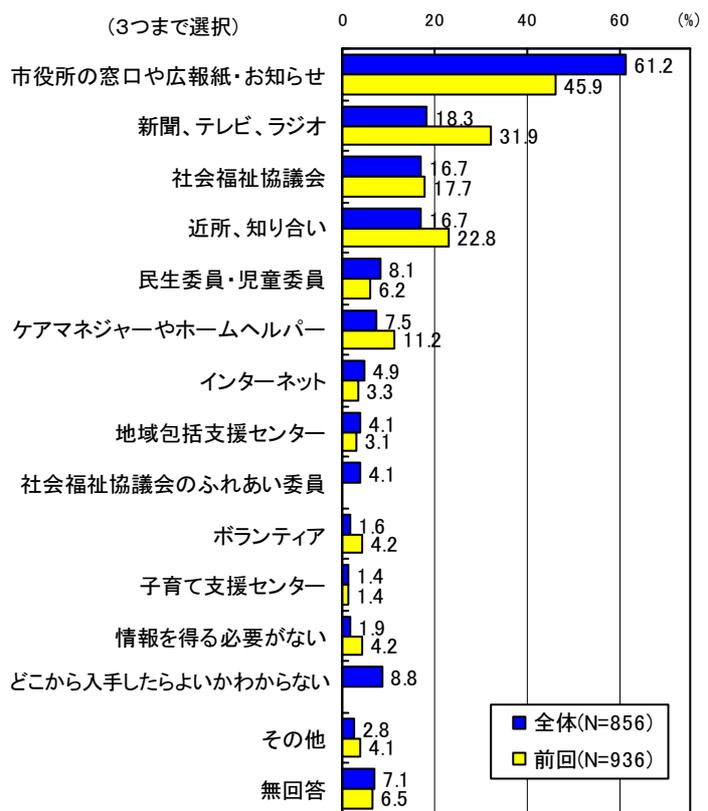
■福祉サービスに関する情報の入手状況



注) 前回調査では、「入ってこない」は「ほとんど入ってこない」でした。

■福祉サービスに関する情報の入手先

- 福祉サービスに関する情報の入手先では、「市役所の窓口や広報紙・お知らせ」(61%)がトップで、前回調査よりおよそ15ポイントも高くなっています。次いで「新聞、テレビ、ラジオ」(18%)、「社会福祉協議会」及び「近所、知り合い」(それぞれ17%)などとなっています。一方、「どこから入手したらよいかわからない」は9%です。
- 「どこから入手したらよいかわからない」は男性が11%、女性が8%で、男女ともに青年層が高く、男性が23%、女性が14%で、特に男性が高くなっています。

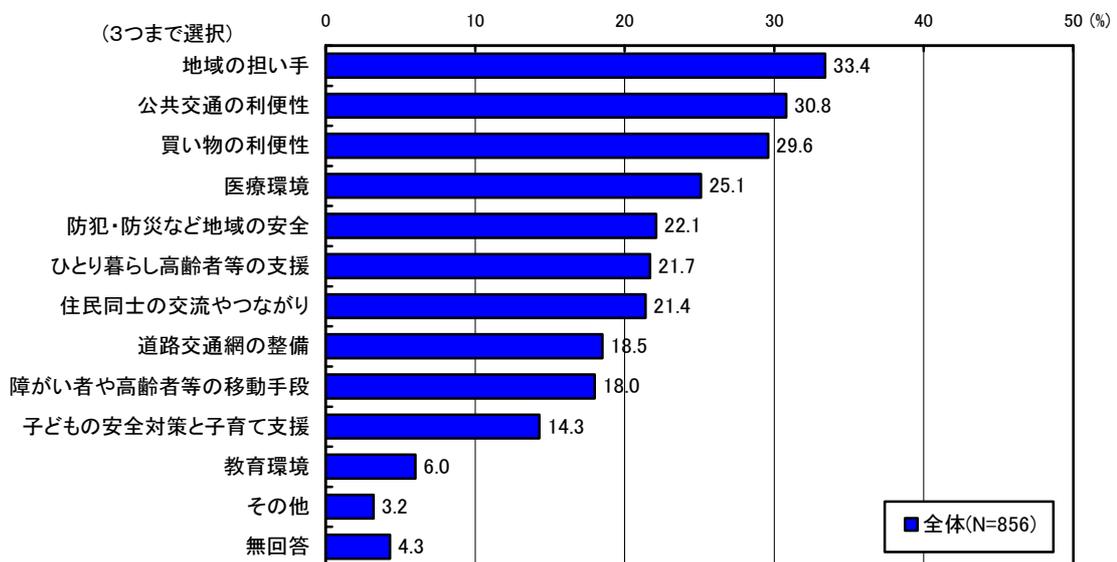


注) 前回調査では、「新聞、テレビ、ラジオ」が「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」で、「社会福祉協議会のふれあい委員」及び「どこから入手したらよいかわからない」がありませんでした。

## ⑩ 身近な生活の中での課題

- 身近な生活の中での課題は、「地域の担い手」(33%) がトップ、次いで「公共交通の利便性」(31%)、「買い物の利便性」(30%)、「医療環境」(25%)、「防犯・防災など地域の安全」及び「ひとり暮らし高齢者等の支援」(それぞれ22%)、「住民同士の交流やつながり」(21%) などとなっています。
- 男性は「地域の担い手」(39%) がトップで、各年齢層もトップとなっています。女性は「公共交通の利便性」(34%) がトップで、特に青年層は41%と高くなっています。また、女性の壮年層や熟年層は「買い物の利便性」がトップで、男性よりも高くなっています。男女ともに青年層は「子どもの安全対策と子育て支援」が30%を超え、3位にあげられます。

### ■ 身近な生活の中での課題



### ■ 性・年齢層別 身近な生活の中での課題

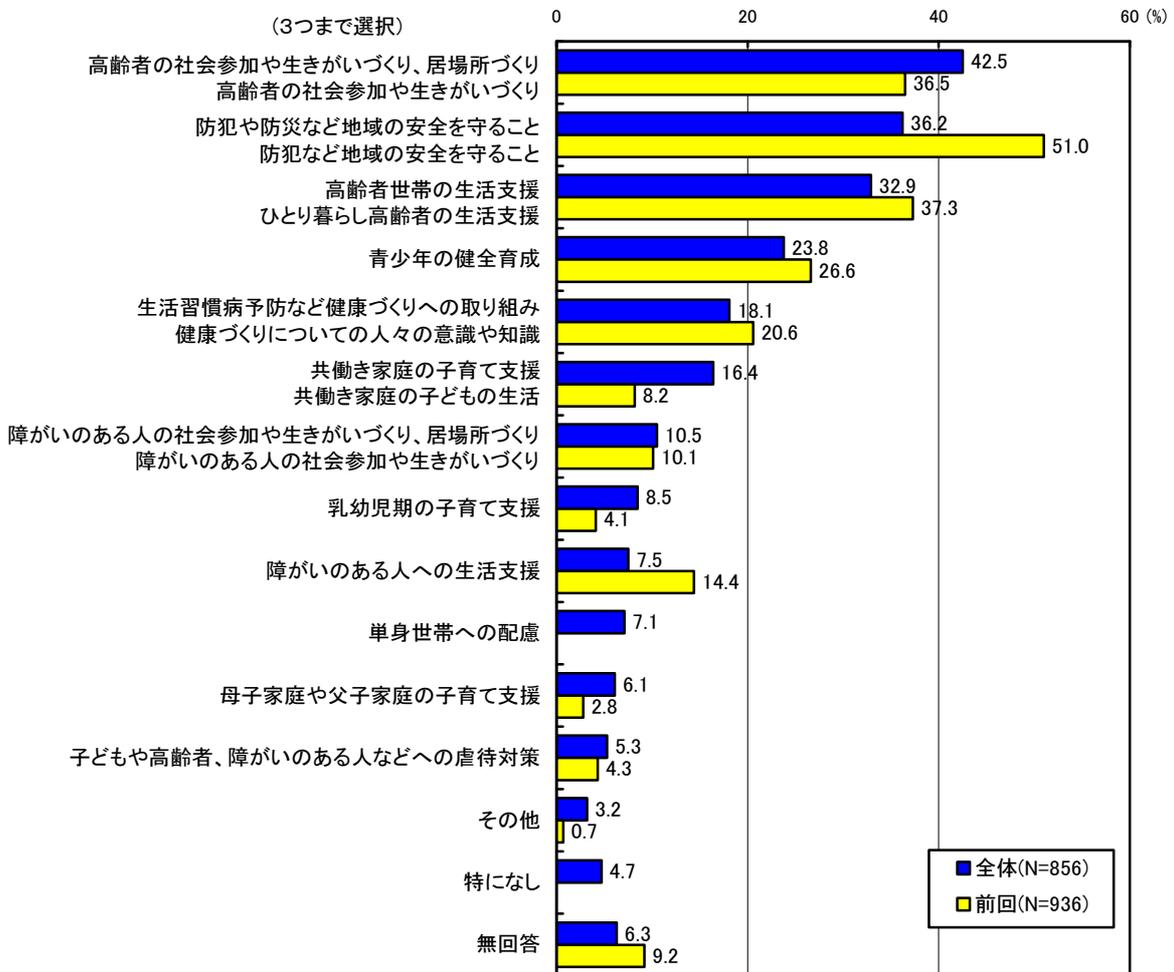
項目	回答数	課題													
		地域の担い手	公共交通の利便性	買い物の利便性	医療環境	防犯・防災など地域の安全	支援	ひとり暮らし高齢者等の	住民同士の交流やつながり	道路交通網の整備	障がい者や高齢者等の移動手段	子どもの安全対策と子育て支援	教育環境	その他	無回答
男性	計	372	38.7	26.3	23.9	26.9	23.7	23.1	22.3	18.3	14.2	15.1	5.6	4.6	4.3
	青年層	66	36.4	22.7	28.8	19.7	22.7	24.2	18.2	19.7	9.1	31.8	10.6	3.0	1.5
	壮年層	80	41.3	22.5	18.8	33.8	20.0	16.3	21.3	20.0	13.8	20.0	12.5	6.3	5.0
	熟年層	226	38.5	28.8	24.3	26.5	25.2	25.2	23.9	17.3	15.9	8.4	1.8	4.4	4.9
女性	計	482	29.3	34.4	34.0	23.9	21.0	20.5	20.5	18.7	20.7	13.5	6.2	2.1	4.4
	青年層	87	21.8	41.4	34.5	21.8	20.7	20.7	13.8	24.1	14.9	33.3	13.8	5.7	—
	壮年層	143	35.7	36.4	37.8	29.4	18.9	20.3	18.2	18.2	21.0	16.1	6.3	1.4	1.4
	熟年層	251	28.3	30.7	31.5	21.5	22.3	20.7	24.3	17.1	22.7	5.2	3.6	1.2	7.6

注) ■ 1位 □ 2位 □ 3位

⑪ 身近な地域で住民が取り組むべき課題

- 身近な地域で住民が取り組むべき課題は「高齢者の社会参加や生きがいがづくり、居場所づくり」(43%) がトップで、前回調査より6ポイント高くなっています。次いで「防犯や防災など地域の安全を守ること」(36%)、「高齢者世帯の生活支援」(33%)、「青少年の健全育成」(24%)、「生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み」(18%) などとなっています。また、「共働き家庭の子育て支援」(16%) は、前回調査の2倍となっています。
- 男女ともに「高齢者の社会参加や生きがいがづくり、居場所づくり」がトップで、男性は43%、女性は42%と同程度です。男女ともに壮年層及び熟年層がトップで、男性は特に熟年層が51%と高く、女性は壮年層が50%と高くなっています。また、男性の青年層は「防犯や防災など地域の安全を守ること」(39%) がトップで、女性の青年層は「共働き家庭の子育て支援」(35%) がトップにあげられます。

■ 身近な地域で住民が取り組むべき課題



注) 各選択肢の上段は今回調査、下段は前回調査  
 「単身世帯への配慮」及び「特になし」は前回にはなかった項目

■性・年齢層別 身近な地域で住民が取り組むべき課題

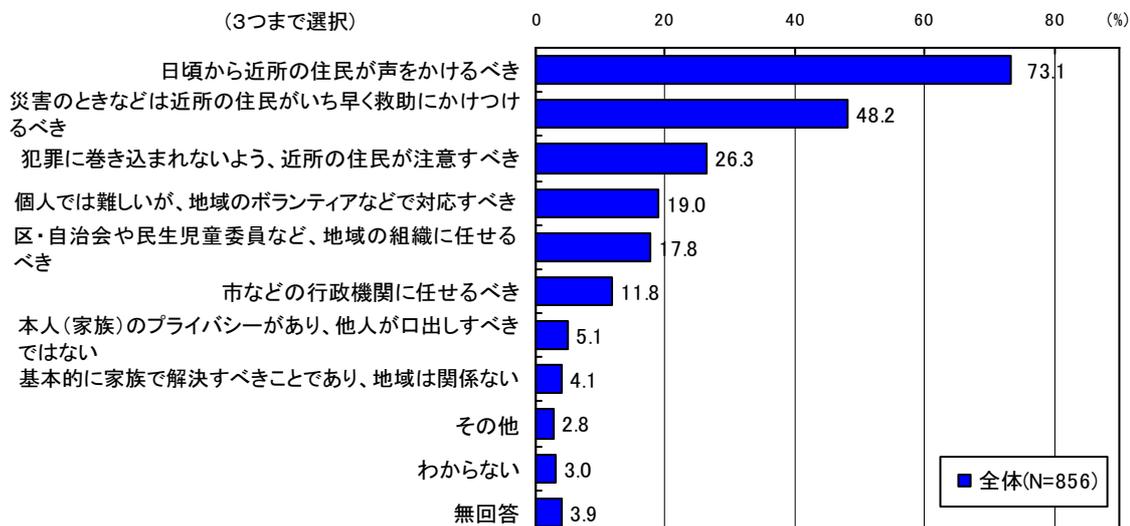
項目	回答数	高齢者の社会参加や生きがいづくり、居場所づくり	高齢者の生活支援	防犯や防災など地域の安全を守ること	高齢者世帯の生活支援	青少年の健全育成	生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み	共働き家庭の子育て支援	障がいのある人の社会参加や生きがいづくり、居場所づくり	乳幼児期の子育て支援	障がいのある人への生活支援	単身世帯への配慮	母子家庭や父子家庭の子育て支援	子どもや高齢者、障がいのある人への虐待対策	その他	特になし	無回答
		性・年齢層															
男性	計	372	43.0	37.6	32.3	27.4	16.1	16.1	6.2	6.7	6.5	6.2	7.3	5.4	4.6	5.4	5.9
	青年層	66	24.2	39.4	21.2	19.7	4.5	37.9	12.1	21.2	4.5	10.6	18.2	9.1	1.5	4.5	1.5
	壮年層	80	36.3	36.3	32.5	27.5	11.3	23.8	5.0	6.3	10.0	6.3	5.0	1.3	2.5	7.5	6.3
	熟年層	226	50.9	37.6	35.4	29.6	21.2	7.1	4.9	2.7	5.8	4.9	4.9	5.8	6.2	4.9	7.1
女性	計	482	42.3	35.3	33.6	21.0	19.5	16.6	13.9	10.0	8.1	7.9	5.2	5.0	2.1	4.1	6.6
	青年層	87	33.3	29.9	21.8	27.6	14.9	34.5	16.1	23.0	8.0	11.5	9.2	10.3	4.6	3.4	1.1
	壮年層	143	49.7	39.2	38.5	25.2	13.3	19.6	13.3	10.5	5.6	7.7	6.3	4.9	2.1	4.9	1.4
	熟年層	251	41.0	34.7	35.1	16.3	24.7	8.4	13.5	5.2	9.6	6.8	3.2	3.2	1.2	4.0	11.6

注) ■ 1位 □ 2位 □ 3位

⑫ 手助けが必要な人に対する対処方法

- 手助けが必要な人に対する対処方法は、「日頃から近所の住民が声をかけるべき」(73%) がトップ、次いで「災害のときなどは近所の住民がいち早く救助にかけつけるべき」(48%)、「犯罪に巻き込まれないよう、近所の住民が注意すべき」(26%)などで、「本人(家族)のプライバシーがあり、他人が口出しすべきではない」や「基本的に家族で解決すべきことであり、地域は関係ない」はそれぞれ5%、4%と低くなっています。

■手助けが必要な人に対する対処法



●男女ともに「高齢者の社会参加や生きがづくり、居場所づくり」がトップで、男性は43%、女性は42%で同程度です。男女ともに壮年層及び熟年層がトップで、男性は特に熟年層が51%と高く、女性は壮年層が50%と高くなっています。また、男性の青年層は「防犯や防災など地域の安全を守ること」(39%)がトップで、女性の青年層は「共働き家庭の子育て支援」(35%)がトップにあげられます。

■性・年齢層別 手助けが必要な人に対する対処法

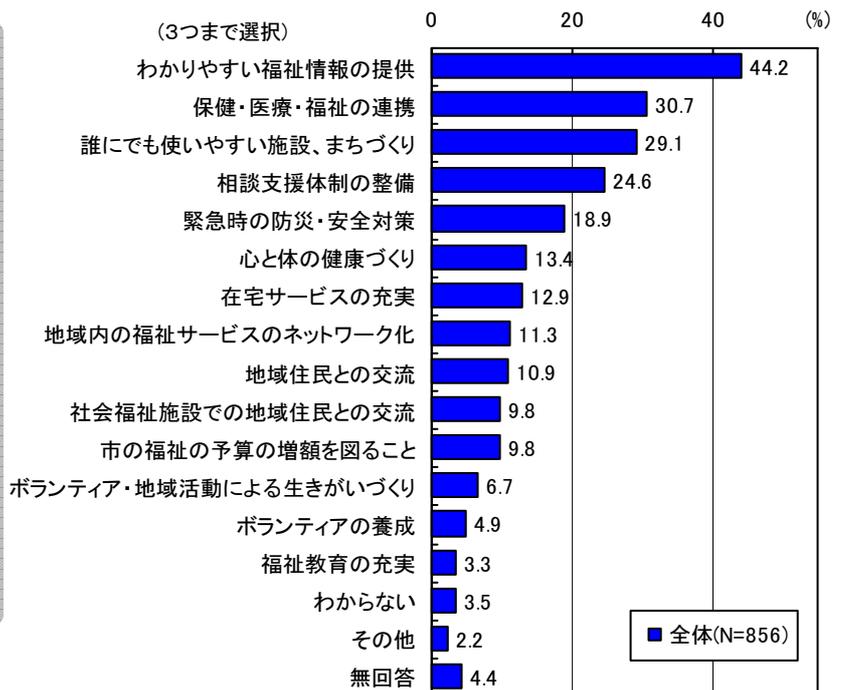
項目		回答数	日頃から近所の住民が声をかけるべき	災害のときなどは近所の住民がいち早く救助にかけつけるべき	犯罪に巻き込まれないよう、近所の住民が注意すべき	個人では難しいが、地域のボランティアなどで対応すべき	個人では難しいが、地域のボランティアなどで、地域の組織に任せるべき	区・自治会や民生児童委員など、地域の組織に任せるべき	市などの行政機関に任せるべき	本人(家族)のプライバシーがあり、他人が口出しすべきではない	基本的に家族で解決すべきことであり、地域は関係ない	その他	わからない	無回答
男性	計	372	70.4	50.0	28.5	17.7	19.9	14.8	4.8	5.1	1.9	2.7	4.3	
	青年層	66	57.6	37.9	25.8	22.7	15.2	15.2	4.5	3.0	1.5	6.1	1.5	
	壮年層	80	65.0	51.3	21.3	16.3	20.0	13.8	3.8	1.3	1.3	3.8	5.0	
	熟年層	226	76.1	53.1	31.9	16.8	21.2	15.0	5.3	7.1	2.2	1.3	4.9	
女性	計	482	75.3	46.9	24.3	20.1	16.2	9.5	5.4	3.3	3.5	3.3	3.5	
	青年層	87	69.0	40.2	19.5	28.7	18.4	11.5	5.7	2.3	5.7	2.3	1.1	
	壮年層	143	76.9	46.2	21.0	21.0	18.9	11.2	4.9	3.5	2.1	2.8	0.7	
	熟年層	251	76.9	49.4	27.5	16.7	13.9	8.0	5.6	3.6	3.6	4.0	6.0	

注) ■ 1位 □ 2位 □ 3位

⑬ 福祉のまちづくりに必要なこと

●福祉のまちづくりを進めるために必要なことは、「わかりやすい福祉情報の提供」(44%)がトップ、次いで「保健・医療・福祉の連携」(31%)、「誰にでも使いやすい施設、まちづくり」(29%)、「相談支援体制の整備」(25%)、「緊急時の防災・安全対策」(19%)などと続きます。

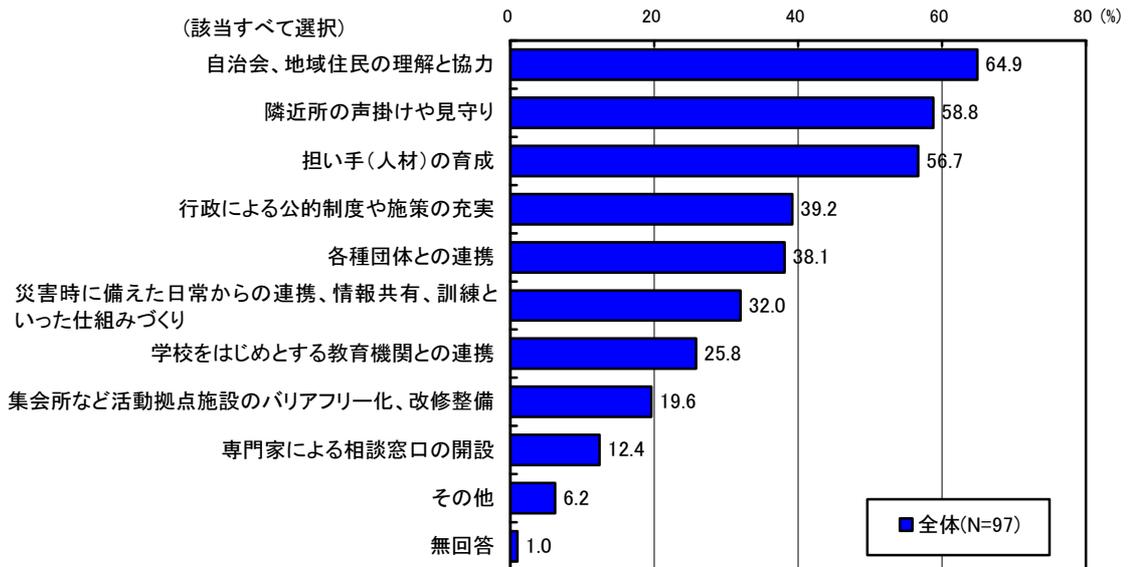
■福祉のまちづくりに必要なこと



## ⑭ 地域福祉を推進するために必要なこと

- 団体アンケート調査から、地域福祉を推進するために必要なことは、「自治会、地域住民の理解と協力」(65%) がトップ、次いで「隣近所の声掛けや見守り」(59%)、「担い手(人材)の育成」(57%)、「行政による公的制度や施策の充実」(39%)、「各種団体との連携」(38%) などとなっています。

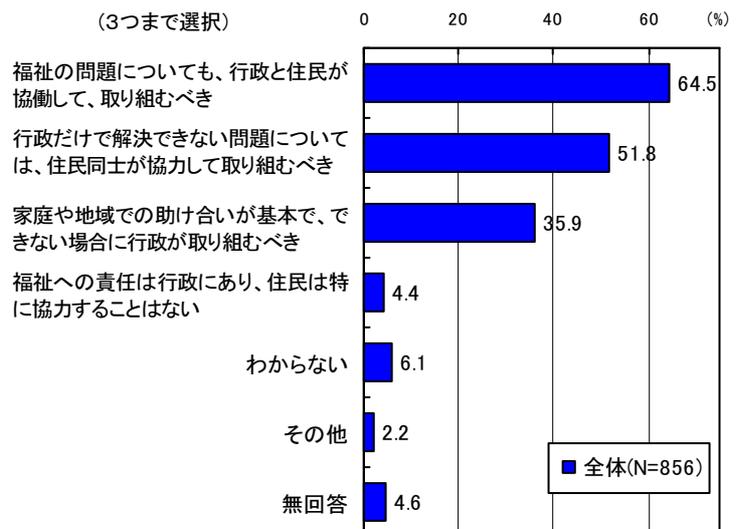
■ 地域福祉を推進するために必要なこと



## ⑮ 行政と地域住民のあるべき関係

- 行政と地域住民のあるべき関係は、「福祉の問題についても、行政と住民が協働して、取り組むべき」(65%) がトップ、次いで「行政だけで解決できない問題については、住民同士が協力して取り組むべき」(52%)、「家庭や地域での助け合いが基本で、できない場合に行政が取り組むべき」(36%)の順にあげられます。

■ 行政と地域住民のあるべき関係



## ◆課題

### ① 地域とのかかわり

○青年層を除くと「区、自治会」を「地域」と認識する割合が高く、特に男性の壮年層及び熟年層が高くなっています。女性の熟年層は、さらに身近な「隣近所」も高く、高齢に伴い、足が弱くなり閉じこもりがちな高齢者が増加することから、相談や情報提供、交流等について、こうした身近な地域で活発にする必要があります。また、青年層にとっても子育て交流や世代間交流の場など、「区、自治会」が身近な地域となるよう、行事や活動への取り組みを参加促進する必要があります。

○今住んでいる地域から引っ越したい理由のトップに「買い物等生活に不便だから」があげられ、高齢化が進行する中で、商店や地域組織等と連携し、買い物難民にならないよう、対策を立てる必要があります。また、美山地区では特に「健康・医療サービスが整っていないから」が2番目に高く、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯率が高い中で、より一層介護予防や健康づくり、また、医療機関への送迎の確保、訪問診療等の総合的な保健・医療対策と福祉との連携が必要です。

○近所づきあいでは、青年層は男女ともに「会えばあいさつする程度」や「近所づきあいはほとんどない」がおよそ半数を占め、地域の一員として、また、地域福祉活動の担い手としての役割を果たしていけるよう、地域活動や行事への参加を通し、また、地域での子育て支援などを通して、つき合いを深めていくことも必要です。

○高齢化が進行する中で、「自分の健康」に不安を感じる人が多く、介護予防をはじめ健康づくりなど、地域での取り組みを一層推進する必要があります。また、「収入・家計に関すること」や「仕事に関すること」への不安もあり、若者の定住促進のためにも、高齢者の生きがいのためにも、雇用・就労の場や機会づくりは、市のまちづくりにとっても重要な課題です。

○困った時の相談先は身内が多く、専門機関や専門職への相談は全体ではそれぞれ10%を割っています。身近な相談員としての役割を果たす民生児童委員をはじめ、困った時の相談先とその役割・内容についての周知を一層進める必要があります。また、「信頼できる、相談できる人がいない」ことが相談していない理由のトップにあげられていることから、相談窓口職員等の研修の充実も必要です。

### ② 地域活動、ボランティア活動について

○地域活動やボランティア活動の担い手は壮年層や熟年層が多く、高齢化が進行する中で、担い手不足も大きな課題となっていることから、地縁によらないテーマ型の活動の促進も図る必要があります。

○地域活動やボランティア活動について、参加経験はないが、今後参加したいと思っている人の割合は、どちらも青年層が高く、福祉は生活に即した身近な課題と密接に結びついていることへの理解啓発とともに、意欲を実践に結びつけるようなきっかけづくりや、既存の活動についての情報提供、活動への実践プログラムなど具体的な取り組みが必要です。

○地域活動やボランティア活動などがより地域の課題に合った活動となるよう、地域の課題を踏まえ、地域の実情に合った活動を地域住民が主体的に検討し、実践する仕組みを地域で展開する必要があります。

○市民の主体的な活動の取り組みを継続して行うためにも、研修等に参加した人の知識や経験等を生かせる機会づくりも併せて行うことが必要です。

### ③ 福祉施策について

○専門職種・機関、福祉サービスについては、相談したい人や利用したい人が、相談したい時、利用したい時に適切に利用できるように、多様な媒体を活用して周知を図るとともに、高齢になるにしたがい、文字情報よりも口コミなどが有効ということもあり、身近な地域での窓口機能を果たす人や場の充実が必要です。

○情報提供に関しては、相談と一体的にとらえる必要があります。さまざまなサービスや相談機関がある中で、市民一人ひとりが適切に情報を選択し、窓口に出向くというのはなかなか難しく、どこに相談に行くのがいいのかがわかることが重要です。気軽に相談できる場所、安心して悩みを話し、聞いて指導してくれる場所、また、地域住民が気楽に使えて、交流する中で情報交換ができる場所なども必要です。

### ④ 身近な地域の課題について

○身近な生活の中での課題のトップは、性別や年齢層、地区によって違いがみられ、とりわけ、女性の公共交通の利便性や買い物の利便性へのニーズは、男性よりも高いことから、地区の実情に応じて住民や地域組織、ボランティア、民間事業所等と連携し、対応していく必要があります。

○身近な地域で住民が取り組むべき課題は、男女ともに「高齢者の社会参加や生きがいづくり、居場所づくり」「防犯や防災など地域の安全を守ること」「高齢者世帯の生活支援」がトップ3にあげられますが、青年層は「高齢者世帯の生活支援」に代わって、「共働き家庭の子育て支援」があげられます。地区別でもおおむねこれらの項目がトップ3に入りますが、園部地区は「青少年の健全育成」が「高齢者世帯の生活支援」に代わって3位にあげられ、やはり、性・年齢層、地区により違いがみられます。このようなことから、地域の課題についての住民の共通認識と、課題解決に向けてより地域に密着した具体的な活動となるよう、地域での懇談会や活動計画づくりなど、実践の仕組みづくりが必要です。

○手助けが必要な人に対する対処法は、「日頃から近所の住民が声をかけるべき」が73%と高いものの、つき合いがわずらわしいから地域活動をしないう青年男性や、近所の間人間関係がよくないから引っ越したいと思う熟年男女や壮年男性などがあることから、子どもの頃から親子で地域での世代間交流やボランティア活動への参加機会をつくったり、青年層が地域の行事や活動の企画、運営などに参加する機会づくりなども必要です。

⑤ これからの南丹市の福祉のまちづくりについて

- 福祉サービスや福祉活動等の情報提供については、実際に必要とする時に入手しやすくなっているかが求められ、どこに問い合わせをすればよいのかの情報が得やすいこと、周知されていることが必要です。
- 「保健・医療・福祉の連携」は、高齢化が進行する中で、在宅での看取りや訪問診療等の充実に向けて一層推進が必要です。
- 地区のこれまでの取り組みや課題を踏まえ、地区あるいは小学校区、自治会等に合った地域福祉の進め方が必要です。

## (2) 地域福祉懇談会（市民<sup>\*</sup>ワークショップ）にみる現状と課題

地域福祉懇談会の概況は、次表のとおりです。

項目	内容
テーマ	なんたん地域福祉懇談会（市民ワークショップ） ～誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまちであるために～
地域分類 （グループ）	ワークショップの開催にあたっては、より多くの市民のさまざまな意見を集約するために、旧町単位の4会場（園部・八木・日吉・美山）で開催し、その中でブロックごとに分かれて、それを1グループ10人までとなるよう地域の課題を共感しあえる近隣地域で班分けし、グループ討議（話し合い）を行いました。
参加対象	区長、自治会、振興会役員、民生児童委員、社会福祉協議会ふれあい委員、社会福祉協議会企画小委員会委員

### ■開催日程

対象地域	とき	時間	場所
園部町	平成24年9月 1日（土）	9:00～12:00	市役所2号庁舎 3階301会議室
八木町	9月 1日（土）	13:30～16:30	八木公民館
日吉町	8月18日（土）	13:30～16:30	市役所日吉支所
美山町	8月26日（日）	13:30～16:30	美山文化ホール

### ■町別、ブロック別の参加者の状況

園部	ブロック名	元町	元村	元桐	川辺	摩気	西本梅	合計
	参加人数	9	16	8	9	9	7	58
	班数	2	3	2	1	2	1	11
八木	ブロック名	南(八木)	東(富本)	西(吉富)	北(新庄)	神吉	合計	
	参加人数	24	22	17	7	2	72	
	班数	3	3	2	1	1	10	
日吉	ブロック名	世木	四ツ谷・佐々江	田原	志和賀・保野田	胡麻	合計	
	参加人数	8	4	5	4	15	36	
	班数	2	1	1	1	3	8	
美山	ブロック名	知井	平屋	宮島	鶴ヶ岡	大野	合計	
	参加人数	12	12	8	14	6	52	
	班数	2	2	2	2	1	9	
合計	参加人数							218

各班での検討分野のキーワードは以下のとおりですが、内容から13に分類し、現状と課題、提案という形で整理したものが次頁以降のまとめです。

■各地区・班のキーワード

地区	キーワード(件数)
園部	高齢者問題、高齢化社会（11）、少子化、若者世代（7）、災害時の避難体制、災害時の対応（6）、交通移動手段、地域交通（5）、地域でのコミュニケーション、地域のつながり（5）、生活環境（3）、地域の交流、ふれあい（3）、未来の展望、地域の防犯、空き家対策と環境整備、情報公開のあり方、社会福祉協議会への要望、農業の問題、行政にお願い、担い手、組と組の連携、過疎化問題、環境にやさしい村づくり、地域の活性化、地域力の衰退（各1）
八木	高齢者問題、高齢化社会（8）、少子化、少子化問題（10）、災害時の避難体制、防災、災害対応（6）、地域の担い手（6）、交通移動手段、交通問題（5）、JR駅舎と住環境、地域環境（3）、地域の交流、住民の交流（3）、人間関係、外に出ない、高齢者・障がい者の見守り／個人情報、インフラ整備、福祉施設、地域の現状、施策、絆づくり、健康（各1）
日吉	高齢化、高齢者の生活（5）、少子化、若者・子どもが少ない（5）、災害時の地域での徹底、災害から地域を守る（3）、人づくり、地域の担い手づくり（3）、交通の便が悪い（2）、若い方の働く場所がない（2）、防犯、魅力づくり、組織づくり、高齢化に伴う地域活動、見守りのあり方、環境、高齢者・障がい者などの支え合い（各1）
美山	高齢者問題、高齢化と介護（8）、少子化（3）、交通問題、交通手段の確保（6）、地域の絆、絆（4）働く場、産業・仕事（3）、後継者問題、担い手（2）、健康づくり（2）、医療（2）、農林業問題（2）、生きがいづくり、教育、自然環境、集落維持、人口減少、金儲け、人を増やす、買い物、美しい村、安心・安全（各1）



■整理したキーワード

- ① 高齢化、高齢者問題、高齢者支援    ② 少子化、子育て支援、人口減少、就労の場  
 ③ 生活環境、居住環境    ④ 交通移動手段、道路環境    ⑤ 防災、災害時の避難体制の確立、緊急時の対応    ⑥ 防犯    ⑦ 交流の場・機会、コミュニケーション  
 ⑧ 要支援者の把握、個人情報保護の問題、支援    ⑨ 健康問題    ⑩ 人材確保、担い手の育成    ⑪ 地域の活性化、地域力の向上    ⑫ 連携    ⑬ 市や社会福祉協議会への要望

## ① 高齢化、高齢者問題、高齢者支援

### <現状>

#### 高齢者の増加

- 高齢になり、地域の役がこなせられない不安がある。
- 閉じこもりが多い。
- 高齢化が進み過ぎだが、世代交代がうまくできている。

#### 要支援者の増加

- 独居老人の増加。同居世帯の減少。世帯規模の縮小。
- 夜間独居の人や昼間独居の人、日中、老人だけになることが多い。
- 老々介護の家庭の増加。介護施設の入所が困難。
- 認知症などへの無理解の人も多い。
- 高齢者で制度の理解ができていない人がいる。

#### 高齢者の社会参加、生きがい

- 高齢者の地域行事への参加者が少ない。ふれあい教室の参加者が少ない。
- 男性高齢者の参加が少ない。男性高齢者の集まる場がない。
- いきいきサロンの取り組みで、来る人は決まっている。
- いきいきサロンの参加者、ボランティアの人も少なくなってきた。
- 老人会などへの加入が少なくなった。高齢者が増えているが、年齢に達しても老人会に入る人が少なく、老人会の活動が低調である。
- 高齢者を中心にグラウンドゴルフが活発に行われている。
- 老人会で、毎週歩こう会を実施し、いろいろな意見交換をしている。



### <課題>

#### 高齢者の生活支援

- ◇ひとり暮らし高齢者の安全確保。身体に障がいがあるひとり住まいの人の支援。
- ◇ひとり暮らし高齢者のゴミ出し（特に不燃物のゴミ出し）の対策を考えることが必要。ひとり暮らし高齢者のサポート。
- ◇認知症について理解を深める活動の推進。
- ◇高齢者への福祉を利用する方法等の周知。

#### 高齢者の生きがい、社会参加の促進

- ◇高齢者の生きがいづくり。身近な地域で気軽に話す場づくり。
- ◇高齢者と地域住民の交流。身近な集落で高齢者が参加してもらいやすい場づくり。

## ② 少子化、子育て支援、人口減少対策、就労の場づくり

### <現状>

#### 子どもや若者の減少、人口の減少

- 子どもや若者が少ない。若者が減少。子ども会が機能しない。
- 未婚者が増加（男女とも）。若者が結婚しない、できない。
- 調整区域のため、人口、家が増えない。限界集落の増加。
- 進学先が遠い、そのまま就職。

<現状>

**小学校の統廃合問題**

- 小学生の数が減少し、統合が問題になっている。
- 子どもが少なく、通学距離が遠くなる。役所、学校がだんだん遠くなる。

**子育て支援、子どもの遊び場**

- 学童保育の利用者数の増加に伴い、指導員数が十分とはいえない。
- 子どもたちが安全に遊べる場所や交流場所がない。
- 子どもは多いが、家の中でのゲーム遊びで、外に出る子が少ない。
- 社会人、大学生、子どもとのつながりが希薄。
- 子育てママの交流がとりにくい。

**就労の場がない**

- 地域に働く場が少ない。会社が少ない。若者が都会や他府県へ流出する。
- 若者で未就労の人がいる。正規で働ける職場が近くにほしい。



<課題>

**小学校の統廃合による施設の利用**

◇小学校の統廃合後の施設をどうするのか。

**子育て支援**

◇子育てが楽しくできる環境づくり。  
◇高校生などの集まりの場づくり。

③ 生活環境、居住環境

<現状>

**買い物等不便**

- 日常の買い物が徒歩で済ませにくい。近くにお茶でも飲みに行くところなし。
- 買い物する店がない。近くに店がない。集客する施設がない。
- 物価が高い。発展性がない。

**居住環境が悪い**

- 空き家、空き地が増えた。動物などが住みついて畑などに被害を及ぼす。
- 野良猫が多い。工場の悪臭。不法投棄。狭い生活道路。
- 用水路にゴミを捨てるのか、空き缶、ペットボトルなどが水流を止めてしまう。
- 冬になると雪が多く、3年前は年末から正月にかけて停電があった。冬場の除雪の問題。

**自然環境に恵まれている**

- 豊かな自然に恵まれているので、守り続けたい。



<課題>

**居住環境の向上**

◇崩壊寸前の空き家の撤去。公園の管理。町内の住宅整備。下水道早期着工。

#### ④ 交通移動手段、道路環境

##### <現状>

###### 交通が不便

- 公共交通が不便。交通手段が少なく不便。自動車がないと生活できない。
- 交通手段が少なく、通院や買い物などしにくい。
- 歩いて集まる場所が遠すぎる。もっと小単位で。
- 地域でのサークルへ行くのも、徒歩では困難。
- 市バスの運行時間が少ない。小学校まで非常に遠く、また少人数でもあり、親が送り出している現状。
- 交通が不便（買い物や通院。市バスは通学が中心、デマンドバスは利便性が悪い）

###### 歩行が危険

- 旧市街道や国道側道など、身体の不自由な人や子どもにとって歩行が非常に危険。
- 通学路が危険。国道に面しているため、交通面で高齢者が不安。
- 市道で草が伸びている所があり、歩行などができにくい状況で、交通障害が生じている。地元との協議会を持ってほしい。
- 道路のカーブが危険。冬場は雪で滑る。一旦停止の位置の問題。
- 歩道で危険な所がある。

###### 交通ルールを守らない

- ハザードランプを出さないで曲がる車が多い。道路が狭いのにスピードの出し過ぎ。



##### <課題>

###### 交通手段の確保

- ◇ 高齢者やひとり暮らしの日常生活の買い物。交通手段の確保。
- ◇ 商店など買い物、病院に行きやすいバスが必要。ぐるりんバスの利用。
- ◇ 美山・園部間のバスなどの確保（交通の便の確保）。
- ◇ 小型の移送バスが必要（地域の資源を活用）。

###### 交通施設のバリアフリー化

- ◇ 障がいのある人にやさしい歩道や施設を。
- ◇ JR駅舎の活用、バリアフリー改築。駅の改善。
- ◇ 交通安全面の整備。小学校周辺の通学路の拡幅

#### ⑤ 防災、災害時の避難体制の確立、緊急時の対応

##### <現状>

###### 避難体制、避難場所等

- 災害時の避難がわかりにくい。災害時の避難体制の説明がない。
- 災害時の対応、ルールが整備できていない。
- 避難場所が悪い。避難場所が危険（実際のおきに集まらない）。避難場所の設備が整っていない。
- 歩いて集まる場所が遠すぎる。もっと小単位の避難所を！！
- 上木崎では、土砂災害警戒避難連絡網が作成されている（平成23年）。
- 若者が少ないので、消防団員等に参加する人が少ない。

<現状>

**昼間の体制**

- 災害時の安全確保ができない。若者は日中、留守である。
- 昼間何かが起こると人手がないので、心配している。例えば、家事や水害。

**災害時の訓練**

- 災害時の訓練ができています。

**環境**

- 水はけが悪い。水害（浸水）の心配。



<課題>

**避難体制の確立**

- ◇ 災害時の避難マップがほしい。
- ◇ 周辺地域との連携や公共施設の整備。
- ◇ 災害の種類による避難場所の設定。
- ◇ 災害時の高齢者の避難や移動手手段。災害時に支援が必要な人の把握や避難方法。
- ◇ 災害時の避難など、地区での話し合いが必要。地域のネットワークづくりが必要。

**防災訓練の方法**

- ◇ 災害時の訓練の仕方、大規模過ぎると個人へ行き届かない。
- ◇ 災害といってもいろいろある。日常的に細かく区別した取り組みをするには。

**水害等対策**

- ◇ 大堰川からの雨水と園部からの雨水、水害が不安。
- ◇ 災害時の生活弱者の対応。区・組織（班）は昔ながらの編成で、災害時に動きが難しい？
- ◇ 原発の安全・安心の確保。

**非常時の連絡方法**

- ◇ 非常時の連絡方法があればいい。緊急時の昼間対応。

⑥ 防犯

<現状>

**地域の環境**

- 隣近所のつき合いや横のつながりが希薄になってきた。
- 留守中の家に不安がある。
- 道が暗い。街灯が少ない。街灯が少なく、地域が暗い。
- 夜道を歩いている時、電灯の明かりが消えていることが多く危ないので、常に見回りをしてほしい。



<課題>

**地域の環境**

- ◇ 安心して住める環境がほしい。

## ⑦ 交流の場・機会、コミュニケーション

### <現状>

#### 交流の場や機会

- 世代間や近所との交流が少ない。高齢者と若い人の交流がない。
- 地域のイベントがなくなった。親睦行事の取り組み。
- 婦人会の活動が薄れているように思う。
- 子ども同士の遊びがない。児童数が減少し、地域での交流が乏しい。
- 若嫁の集う場所がない。機会がない。
- 移動が困難なため、ふれあいの機会が作りにくい。
- 年代別に食事会や話し会をしているが、まったくできない世代もある。
- 地域内の各種団体がたくさんあるのに、団体同士の交流が乏しい。
- 地域に公園がなく、遊び場や憩いの場がほしい。
- 諸団体の活動は活発（振興会、ボランティアなど）。
- ラジオ体操で、PTAの呼びかけが行われ、大人、中学生が今年初めて参加。

#### コミュニケーション、つながり

- 高齢化で、ひとり暮らしや夫婦世帯への意思疎通が難しい。耳の不自由な人への連絡ごとに少し困る。
- 団地、マンションなどが増え、隣近所とのふれあいが少なくなり、つながり方が難しい。マンションでは、区入されていない人が多い。
- 近所とのつき合い、つながりが少なくなっている。地域の一体感が感じられない。
- 地区全体で地区の福祉など、話し合う機会がない。
- 若年層の挨拶ができにくい。
- 地域全体で集まることが1～2回。
- 他市町村からの転入者に対する意識



### <課題>

#### 交流の場や機会の充実

- ◇地域内でサークルをつくるなど交流の機会の充実。スポーツ、趣味活動など。
- ◇地域の話し合いの場への女性の参加促進。

## ⑧ 要支援者の把握、個人情報保護の問題、支援

### <現状>

#### 実態把握

- 母子・父子家庭の実態が不明。母子家庭であっても、民生児童委員の見守り活動はなかなかしにくい面がある。
- 生活保護受給者の現状が把握できていない。
- 高齢者は周りの方に迷惑のかからないようにする思いから、困っていても周りに伝わりにくいということがある。
- 実態把握が難しい（旧住民と新住民、他地域の人がアパートを管理。区には入っているが、組には入っていない住民がいるなど）。
- 誰が要支援者か要介護者かわからない。要介護者のリストはもちろん、区民の名簿もわからない。

<現状>

**プライバシー、個人情報保護**

- プライバシーの尊重で、各家庭に行ってもなかなか話しにくい。
- プライバシー保護を強くすると絆が薄れる。
- 個人情報保護が叫ばれて以降、支援を必要とする方の直近の事情、背景が不明。以前のように深く入り込んで対応する事は無理。

**障がいのある人への支援**

- 障がいのある人の入所施設が少ない。入所が難しい。



<課題>

**要支援者の把握と対応**

- ◇ 60代知的障がいのある人と80代<sup>※</sup>認知症の人（要支援2）など複合的な課題を抱えている世帯への対応。
- ◇ 住んでいる地域の人困っている事の把握方法。
- ◇ 個人情報保護法とプライバシーを侵害しない方法は……。地域の情報不足（個人情報をもう少しオープンにする）。
- ◇ 行政などとかかわりたくない人への対応。
- ◇ 高齢者の見守り。高齢者や障がいのある人の生活支援。
- ◇ 支援学校卒業生の進路。作業所のほか。

⑨ 健康問題

<現状>

**高齢者の健康状態等**

- 高齢になり、地区で特に足腰が大変な人が多い。
- 高齢者で病気の方が多い（認知症など介護保険利用者）。
- 市民健診の受診者が増えない。



<課題>

**生涯にわたる健康づくり**

- ◇ 住民の健康増進のための計画を。
- ◇ 元気で長生きする方法を。
- ◇ 身近に乳幼児の健診機会を。
- ◇ 頭と体の健康づくり。健康寿命の延伸。<sup>※</sup>生活習慣病予防。
- ◇ 食生活の改善、食育の必要性。<sup>※</sup>

**医療体制の充実**

- ◇ 緊急時の身近な医療機関の必要性。
- ◇ 医療問題。一時診療をなくさない。病院の確保。

## ⑩ 人材確保、担い手の育成

### <現状>

#### 役員やリーダー等人材の不足

- 若い地区のリーダーがいない。サークルなどの指導者、リーダー不足。
- 地区役員のなり手が少ない。区の担い手が少なく、多忙。
- 区役員の分担が「たらい回し」の現状で、自分が理解できない事項がある。
- ボランティアになる人が少ない。
- 何事にも協力する人が少なく、まとまらない。ばらばら。
- ふれあい委員の選出が、各地域からされていない。
- 1人の方に多くの役割が集中している例もあり。

#### 地域組織

- 女性（婦人会）、若者（青年会）といった組織の消滅が地域活力を減退させた。
- 婦人会は、サークル的ではあるが、残して続けている。
- 老人会、婦人会ともに、区の活動を支えられなくなってきている。



### <課題>

#### 人材の育成

- ◇ 地域で中心的に活躍している老人（65歳以上）の後に続く人材の育成。
- ◇ 団塊ジュニア（担い手）。

## ⑪ 地域の活性化、地域力の向上

### <現状>

#### 共同体の維持

- 共同体の維持が困難。伝統が失われつつある。
- 地域が封建的で、閉鎖的である。
- 日役があっても出る人が限られてきている。労働力が少なく、日役などが負担。
- 地域力の結束が難しくなっている。住民相互の意思疎通がなくなりつつある。
- どこへ行っても10年、20年後の地域が見えないという悲観的な声がある。

#### 農林業、商業

- 地域の農作業に出務する人が少なくなった。
- 農地や山林の管理が困難。耕作放棄により農地が荒廃している。山林が荒廃している。
- 農業が続けていけない、食べていけない。後継者がいない。
- 農機具、機械が高い。
- 森林からの利益がなく、農業収入が低すぎる。
- 猿や鹿などの出没被害（農作物）。効果ある対策が見つからない。
- 商店の後継者不足。
- 地方格差（シャッター通りなど）。



＜課題＞

**地域の活性化**

- ◇中堅の人たちをつなぐ組織が必要。
- ◇伝統文化の継承。
- ◇魅力づくりが必要。
- ◇風土の問題（根強い風習？慣習？）

**農林業、商業の活性化**

- ◇集団営農体制への組織化。
- ◇農業の振興策（収益環境の改善）。農業経営に対する見通し。
- ◇農村でも住める環境、意欲、喜び、楽しみを。
- ◇10年後の地域。高齢化。環境。農業⇒集落の維持。
- ◇農家の後継者問題。耕作放棄地の課題⇒担い手育成。
- ◇減農薬で安心な農作物づくり。
- ◇森林の管理をどうしていくか。
- ◇自営業の人の収入安定。地域経済の振興。
- ◇廃油の回収をどうするか。

⑫ 連携

＜現状＞

- 社会福祉協議会、シルバー人材センター、施設などが重複した業務があり、どこが窓口か判明しない。



＜課題＞

**連携の強化**

- ◇情報の共有化。各組織の連携。支え合う活動。
- ◇役所と社会福祉協議会、シルバー人材センターの指導系統が統一できないか。

⑬ 市や社会福祉協議会への要望

＜現状＞

- ふれあい委員の果たす役割は大きいですが、現状は空白。
- 活動を計画しても区民が出てこない。どうすれば人が集まるか？
- このような市の取り組みが市民にはわかってないと思う。
- 公共事業に市民の声が反映されにくい。
- 施設の有効な活用ができていない。
- 医療の格差が著しい。



＜課題＞

**連携の強化**

- ◇情報の共有化。各組織の連携。支え合う活動。
- ◇役所と社会福祉協議会、シルバー人材センターの指導系統の統一化。

## 4 第1期地域福祉計画の主な取り組みの到達点と第2期計画に向けて

平成19年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする第1期計画では、「計画の将来像」である「誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」の実現に向け、地域福祉の推進方策として、「計画の視点」、「計画の基本目標」、「基本施策」のもとに今後の方向性を示すとともに、「重点プロジェクト」を掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。

### ■基本目標ごとの主な取り組み

#### 基本目標1 地域福祉を推進する人づくり

- 福祉は、誰もが受け手であり、担い手でもあることから、福祉に関する意識を幅広い年齢層に啓発し、普及するため、人権啓発事業、男女共同参画社会を構築するための<sup>\*</sup>ワークショップの実施、障がいのある人の理解を促進するための障害者スポーツ大会・福祉のつどい・障害者福祉大会の実施など、福祉意識の醸成・高揚に取り組みました。
- 地域福祉活動への市民参加を促進するため、広報なんたんやCATVなどで、地域で先進的に活動している団体の紹介など、情報提供を行いました。
- 地域活動の担い手を育成するため、ボランティア活動への金銭的な支援や、ボランティアの養成講座を行うほか、社会福祉協議会のふれあい委員の意識の向上を図る取り組みや、当事者組織育成として介護者家族会が各町統一的に組織化ができました。

#### 第2期に向けて

- ◇福祉意識の醸成・高揚として取り組んだ事業について、地域全体の取り組みに結びつかないことや、参加者の固定化・高齢化への対応。
- ◇地域福祉に関する情報の提供について、さらなる充実に向けて検討が必要。
- ◇地域活動の担い手の育成に関して、今後も継続的に活動できる支援の充実。

#### 基本目標2 地域で支える<sup>\*</sup>協働の仕組みづくり

- 地域活動をより活発にするため、「市民提案型まちづくり活動支援交付金」創設による支援や、行政と市民活動団体をつなぐ「まちづくりデザインセンター」が設置され、情報収集と提供、情報発信に向けた支援などを行いました。
- 地域の高齢者や子どものつながりを強化するため、民生児童委員やふれあい委員を中心とした声かけ運動や見守り活動の取り組みや、地域で高齢者を支える人材を育成するため生活介護支援サポーター養成研修を実施し、家庭や地域社会のつながりの強化に取り組みました。
- 身近な地域で福祉活動を進めるため、一部で「地域福祉推進協議会」が組織化されたほか、<sup>\*</sup>サロン活動の支援や新規サロン立ち上げに対する助成金の交付など、小地域のネットワークの充実に取り組みました。

- 地域の団体や組織間のつながり・連携を強化するため、高齢者・障がい者支援にかかわるネットワーク会議を各町単位で定期的開催するほか、<sup>※</sup>認知症高齢者やその家族を支援していくための認知症サポートチームを立ち上げ、地域のネットワークづくりに取り組みました。
- 地域の福祉活動を継続的に発展していくためには、活動拠点の確保が必要であり、障がいのある人の地域活動支援センターを市民が広く交流・活用できるように場所を提供したり、地域の公民館等を活用して高齢者の生きがい活動の支援を行うほか、休園した保育所を障害者施設（グループホーム）として活用するなど、地域の社会資源を活用した地域交流や支え合い活動の拠点づくりに取り組みました。

### 第2期に向けて

- ◇市民参加型の日常生活支援サービスは、福祉活動への参加者を増やしたり、なかなか手の届かない部分を補完するなど、その役割が期待され、地域活動から<sup>※</sup>コミュニティビジネスなどへの発展は地域産業を創出するきっかけとして期待されるもので、「まちづくりデザインセンター」のさらなる充実と、企業・まちづくり行政・大学の連携に福祉分野との連携が必要。
- ◇関係機関等との連携による地域福祉活動の推進については、多様化している課題にどう取り組んでいくか、支援の方法や連携手法を研究。
- ◇地域の社会資源を活用した拠点づくりに、市の公共施設の有効活用の決定方針が必要。

### 基本目標3 地域での自立した生活を支えるための仕組みづくり

- <sup>※</sup>児童をはじめ、高齢者や障がいのある人への虐待は社会的な問題となっており、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」や「要保護児童対策地域協議会」を組織し、関係機関との連携を図るほか、また「障害者虐待防止法」が施行されたことに伴い、障害者虐待防止窓口を設置し、地域活動支援センターとの連携を図る体制が整い、未然防止・早期発見・早期対応に向けた連絡・調整体制の構築に取り組みました。
- 地域の相談体制と必要な情報を入手できる情報提供体制の充実を図るため、地域包括支援センター3か所、子育て発達支援センター、すこやか子育てセンター等における相談支援の充実を図るほか、高齢者・障がいのある人・子育てのサービス利用のためのガイドブックを作成し、相談支援に活用しました。また、南丹市や社会福祉協議会のホームページへの掲載によって広報啓発を行うほか、**なんたんテレビの「データ放送」スタートにより、暮らしに役立つ情報を提供**しました。
- 適切にサービスが提供できるよう、市や関係機関とが連絡調整し相談支援の充実を図りました。また、<sup>※</sup>第三者評価制度を活用した取り組みとして、サービス提供現場へ相談員を派遣し、事業所のサービスの資質向上を図りました。さらに、閉じこもりがちな高齢者が身近に集える「生きがい活動支援通所事業」、障がいのある人の自立及び社会参加を図るため「グループワーク事業」「地域活動支援センター事業」、子育て家庭のための「子育てすこやかセンター事業」「ファミリー・サポート事業」を実施し、**地域で気軽に利用できるサー**

ビスの充実を図りました。

- 福祉サービス利用者の権利が保障されるよう、福祉サービスを効果的に推進するため、ガイドブックによる周知、権利擁護制度の周知や相談を行いました。

第2期に  
向けて

- ◇虐待事例が見えにくく、複雑化・困難化してきており、迅速な対応と支援体制のスキルアップ。
- ◇支援の必要性に早く気づき、悩みを一人で抱え込むことなく、早期の対応が可能となる相談支援体制の整備。
- ◇行政の関係課や地域に密着した市内相談支援事業所や地域包括支援センターと連携し、必要な情報共有と専門性の確保、相談体制の充実が必要。
- ◇権利を守るための支援が必要な高齢者や障がいのある人が増加してきているため、地域包括支援センターを含めた支援体制を強化。

#### 基本目標4 人にやさしく、住みやすい環境づくり

- 地域のつながりが希薄となっている中、防災や防犯を切り口として、地域のつながりを強め、行政との協働による取り組みを進めるため、災害時の迅速な対応ができるように南丹市総合防災訓練・原子力防災訓練の実施、災害時の備え、平常時から要援護者に関する情報を把握し情報伝達・避難誘導の支援体制を確立するための要援護者支援台帳の整備とシステム導入、避難支援プランを作成しました。また、高齢者などに対する悪質商法や子どもを巻き込んだ事件などを防止するため、関係機関と連携した地域ぐるみの啓発やパトロールを行いました。
- 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、要介護高齢者宅の小規模な住宅改修に対する助成、障害者日常生活用具の給付を行いました。

第2期に  
向けて

- ◇災害時における要援護者一人ひとりの避難誘導支援が迅速に実施できるように、地域が主体となって、地域の実情に即した個別計画の作成ができる地域や近隣住民の助け合いの必要性和地域防災の意識付け。
- ◇災害に備えた防災・防犯の仕組みづくり。

## ■重点プロジェクトの主な取り組み

第1期の地域福祉計画の重点プロジェクトの進捗状況と課題は、次のとおりです。

(平成24年度の取り組み内容)

【進捗状況】A 完了 B 進行中 C 遅延 D 未達成 E 24年度懸念事業なし

基本目標	行政の取り組み方針・内容	事業名	所管課	進捗状況	実施内容	課題
1. 地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進	要援護者台帳を作成し、情報公開の方法などを明確にします。	災害時要配慮者台帳整備事業	社会福祉課	B	前年度に引き続き、対象者の把握に努めるとともに、新規登録者及び登録者異動情報を各関係機関に提供した。	要援護者台帳への登録率が6割程度にとどまっているため、登録率向上を図る必要がある。
	社会福祉協議会と連携し、防災マップや帰宅支援マップ、要援護者避難支援マニュアルなどを作成し、災害時への対応の方針をつくる。	南丹市災害時要援護者避難支援プラン策定業務	社会福祉課	E	本プランは、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものであり、災害時要援護者の自助と地域における共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的としており、策定を行った。	各地域への災害時要援護者避難支援プラン全体計画と個別計画について周知を図るとともに、地域において個別計画の作成に取り組んでもらう。
	避難訓練の実施支援や講演会などを行い、市民の防災意識を高める。	南丹市総合防災訓練	総務課	E	平成23年度、総合防災訓練の一つとして、各区単位で避難訓練を実施し、複数の区において、要援護者を想定しての訓練は、車イス、担架等を使用し避難を行った。	避難の要領は確認できても、実際の避難行動に結びつける日頃からの取り組みが必要。
2. ネットワークとコミュニティづくり	団体・組織間などのネットワーク化を図るよう、支援する。	地域ケア会議（医療・保健・福祉ネットワーク会議）	高齢福祉課	B	前年度と同様に情報交換や連携強化を行った。平成24年度は「認知症を地域で支える」をテーマに掲げ、情報交換等を行っている（社会福祉協議会委託）。	多様化している課題等にどのように取り組んでいくのか、情報の共有化の取り組みが必要。
		地域包括ケア総合交付金事業（暮らしのサポートコーディネーター設置事業）	高齢福祉課	E	南丹地域包括支援センターを設置していない八木地域及び美山地域にコーディネータを配置し、ボランティアサービスや公的サービス等の調整と連携を図り、高齢者の生活を支援した。	
		障害者支援ネットワーク会議	社会福祉課	B	前年度に引き続き、障害者支援にかかわる関係機関との情報交換、共有化を図り、支援の課題や方向性の協議を行った。 ・園部地区障害児者ネットワーク会議 ・障害者支援ネットワーク会議（八木管内） ・障害者支援担当者連絡会議（日吉支所管内） ・障害者支援担当者会議（美山管内）	それぞれの地域での特色を生かしながら障害者支援ネットワーク会議が運営されている。国の制度改正の動きとも連動しながらネットワーク化を充実させる。

基本目標	行政の取り組み方針・内容	事業名	所管課	進捗状況	実施内容	課題
2. ネットワークとコミュニティづくり	団体・組織と連携し、人材育成を図る。	生活介護支援サポーター養成事業	高齢福祉課	A	高齢者を地域で支え合う体制づくりのため、今年度は八木と美山を会場に研修会を開催し、人材育成に努めた。 研修修了者は「なんたん生活介護サポートクラブ」会員として登録していただき、活動の支援を行った。	養成研修への参加後、実際に活動していただける場面の創設や紹介が必要。やる気のある人材を育成していく必要がある。
		訪問介護員養成事業	高齢福祉課	B	介護事業所の人材不足解消と在宅介護の充実を図り、地域で安心して生活できる体制を整備するため、訪問介護員養成研修の受講費用に対し助成を行なっている（市内介護事業所に勤務する者に限る）。	福祉人材の確保は慢性的に不足している状況にあり、市としての人材確保、介護保険事業者としての努力等一体となって取り組んでいかなければならない。
	他地域の活動事例などを広報誌やホームページなどを通じて、情報提供する。	子育て情報発信事業	子育て支援課	B	平成22年度に子育てガイド「のびのびなんたん」の刊行とホームページへの掲載。ホームページの継続掲載と必要に応じた内容の修正の実施。	子育て支援団体の情報収集と連携の持ち方の検討。
	各地域における小地域福祉活動の活性化に向け、活動の支援を図る。	地域福祉事業	社会福祉課	B	社会福祉協議会が主体となって、◆ふれあい委員の組織化を図り、民生児童委員との連携を図る◆あんぜん・あんしんの日の活動として高齢者等の見守り・声かけ運動活動等を取り組む、これら小地域のネットワーク活動を推進する事業に対し支援を行った。	旧町によって、ふれあい委員の職務や役割についての認識に格差があり、民生児童委員と連携した活動の定着。
3. 市民参加型の日常生活支援サービスによる助け合いのシステムづくり	ボランティア活動への支援を行う。	地域福祉事業	社会福祉課	B	社会福祉協議会が主体となって、ボランティア交流会の開催などによりボランティア活動の活性化を支援した。	ボランティアの育成。
	市民参加型の日常生活支援サービスの実施に関する先進事例などを収集し、地域での実施に向けて研究する。  市民参加型による移送サービスの実施に向け、民間交通機関などと協議を行う。	デマンドバス運行事業 (平成24年度日吉・美山地域) (八木地域実証実験)	交通対策室	B	高齢者等の交通弱者を対象に予約制のバス運行を実施。平成24年10月から日吉・美山地域においては、本格運行を行い、八木地域では、実証実験を行いながら利便性の向上を図っている。	公共交通と福祉施策をどのように整理していくかが課題である。 また、利用者の確保が課題。

基本目標	行政の取り組み方針・内容	事業名	所管課	進捗状況	実施内容	課題
4. 地域の福祉拠点づくり	拠点となる施設を団体・組織などと協議・調整し、活用する。	休園施設の検討	子育て支援課 社会福祉課	A	関係団体の要望を受け、休園中の大野保育所を廃止、今年度有償譲渡し社会福祉施設として活用し障害者グループホームとして転用した。	市全体の公共施設の有効活用の具体化が重要。
		保健福祉センターの活用	保健医療課	B	八木保健福祉センター：「京都丹波 食と森の交流協議会」事業 美山保健福祉センター：社会福祉協議会美山支所の事務所が入り、使用頻度も増加している。平屋地区地域福祉推進協議会による居場所づくり事業・ファミリーサポート事業（社会福祉協議会） 日吉保健福祉センター：ファミリーサポート事業（社会福祉協議会） 園部保健福祉センター：健康教室OB会 その他給食サービス・地域福祉連携会議等の開催会場・食生活改善推進協議会の活動の場、として使用	園部保健福祉センターは2階のみが会場のため下肢の筋力低下がある人は利用しにくい。 保健事業が年間を通じて入っているため、定例化する日や希望される日程がとれないことも多い。
	団体・組織と連携し、イベントや講座などを開催する。	子育てすこやかセンター事業	子育て支援課	B	ふれあい広場の実施（年間6回）。 パパ・ママ講座や子育て広場を実施。 子育て支援団体に委託し、広場事業を開設（八木防災センター週3回、日吉興風交流センター週2回）。	民間活力の導入。市民ニーズに沿った場の提供。
	各地区の拠点施設について、周知し、利用を促進する。					
	集落センターや公民館、隣保館などの既存施設を活用し、相談などを行う。	子育てすこやかセンター事業	子育て支援課	B	八木西地区自治振興会館、日吉興風交流センター、美山文化ホールを活用し、子育て広場、サロンを開催した。子育て支援団体に委託し、八木防災センター・日吉興風交流センターで広場事業を実施した。	民間活力の導入。市民ニーズに沿った場の提供。
		地域包括ケア総合交付金事業（ふれあいの居場所拠点整備事業）	高齢福祉課	B	地域の空き家等を利用し、地域住民が身近に気軽に集まれる場を設置することで、高齢者等の孤立化や引きこもりを防止し、生きがいのある生活や介護予防の推進を図った。	場所選定で、空き家はあるものの貸していただけなく、調整に手間取った。地域からの盛り上がりも必要。 今後こういった拠点を増やしていくにはどのような仕組みが必要か検討を要する。

## 5 各分野別計画の課題

個別計画のうち、高齢者、障がいのある人、子ども、男女における地域福祉関連の課題を以下に整理します。

### ■対象者別の地域福祉関連の主要課題

対 象	地域福祉関連の主要課題
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化の進行に対する対応の検討・・・移動手段の確保、近所づきあいなどを通じた関係の構築が重要。</li> <li>● 南丹市の状況に応じた介護保険サービスの充実・・・訪問系サービスの利用が計画値を上回り、在宅でのサービス利用の意向が高い。また、通所介護の利用意向も高い。介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立した生活が継続できるよう、サービス基盤の整備が必要。</li> <li>● 高齢者が生涯を通じて安心して暮らせる仕組みづくり・・・ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加している中で、地域全体で支えていく基盤の強化が必要。相談体制の充実や保健・医療・福祉サービスの連携と充実、サービス利用の手続きの簡素化などのニーズが高い。地域包括支援センターの周知と社会福祉協議会・医療機関・ケアマネジャー等との連携による包括的・継続的な支援体制の強化が必要。</li> <li>● 高齢者がいきいきと暮らせるための支援の充実・・・高齢者が地域社会の一員として生きがいと役割を持ってその経験や知識を地域のさまざまなニーズに活かすことができる仕組みづくりの充実が必要。外出支援サービス等福祉サービスへのニーズが高いものもあり、必要に応じた福祉サービスの充実が必要。</li> <li>● 重点プロジェクトは、地域包括ケアシステムの構築。</li> </ul>
障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人のための健康づくり支援が必要。</li> <li>● 障がいの種類や程度に応じたきめ細やかな支援が必要。</li> <li>● 介助者は50代から60代以上が多く、介助者のケアが必要。</li> <li>● 雇用の確保や拡大が必要。精神障がいのある人の職場における受け皿づくりや、従業員等の意識啓発が必要。仲間とともに働ける環境の確保等。求職と求人のマッチング機会や場づくりの検討。</li> <li>● 当事者とその家族を含めて、相談の拠点や場づくりの推進。本人と家族で対応できないような相談内容について、施設や専門家、関係機関につなげていく仕組みづくり。</li> <li>● 災害時要援護者支援制度や登録システムにおける、避難困難者の把握。個々のケースに応じた災害時の避難誘導、避難支援に関するプラン策定。</li> <li>● 障がいに対する正しい理解に向け、市民への一層の普及と啓発。</li> <li>● アクセスしやすい経路で得られる情報提供の強化。情報源の多様化を有効に活用した複合的な発信体制づくり。</li> <li>● 交通アクセスへの配慮に向けた具体策の検討。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 父親の育児参加や楽しみながら養育力を高める機会の提供。</li> <li>● 子育てサポーター派遣制度、家庭支援職員の配置、子育てサロンの活動など、地域における子育て支援サービスの充実。</li> <li>● 放課後の子どもの居場所づくり。</li> <li>● 子育てに関する相談体制と情報提供の充実・・・地域における相談体制の充実。</li> </ul>

対 象	地域福祉関連の主要課題
子ども (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域との連携強化による就学前教育の充実。</li> <li>● 体験活動等地域との連携による学校教育の充実・・・地域ふれあい体験活動等。</li> <li>● いじめ・不登校・非行への対応の充実。</li> <li>● 子育て応援の人材の育成・・・子育てサポーター、子育てボランティア、 ※ NPO、地域の指導者。</li> <li>● 子育てしやすい生活環境づくり・・・若い世代への就職支援、若者定住施策等。</li> <li>● 児童の健全育成。</li> <li>● 食育の推進。</li> <li>● 子どもの人権の尊重と児童虐待防止。</li> <li>● ひとり親家庭への支援。</li> <li>● 子育てバリアフリー化、交通安全施策の充実、子どもの安全対策の充実。</li> </ul>
男女	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止と被害者に対する支援。</li> <li>● 地域活動への男女共同参画の推進。</li> <li>● 高齢者・障がいのある人などの社会参画に対する支援。高齢者・障がいのある人などの福祉サービスの充実。</li> <li>● 生涯を通じた健康づくり支援。</li> </ul>

## 第3章 計画の基本方向

### 1 計画の基本理念

社会経済情勢の変化とともに生活様式の多様化、介護保険サービスや障害福祉サービスの契約による利用など福祉制度の変革は、住民が暮らす地域のつながりを変えていきました。しかし、<sup>\*</sup>少子高齢化が進行し、地域のさまざまな活動の担い手の高齢化や減少がみられる中で、新たな「地域のつながり」が、ますます求められています。

第1期計画では、計画の将来像を『誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち』としました。本計画においては、第1期計画をさらに前に進めるため、市民とともに誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりをめざして、基本理念を次のように掲げます。

<基本理念>

**みんなでつくる、誰もが安心して、  
つながりながら住み続けられるまち**

## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念である『みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち』を実現するため、計画の基本目標を次のように設定します。

### 基本目標1 地域福祉を推進する人づくり

人口減少と少子高齢化が進む本市において、地域福祉を推進する上で、地域を担い支える人づくりが特に重要です。子どもから高齢者まで誰もが、地域の福祉課題に気づき、自分のこととして捉えられるよう、また、相手を思いやる気持ちやお互いを尊重する心を育めるよう、福祉、教育、まちづくり、産業等のあらゆる分野が連携し、多様な機会を通じて福祉の担い手づくりを進めます。

### 基本目標2 ふれあい、支え合いの絆づくり

住み慣れた地域で、誰もが安心して生活できるよう、日頃からのつき合いを基本に、住民同士がお互いに支え合い、助け合えるよう、世代間交流をはじめ、子育て親子同士、障がいのある人と地域住民、当事者同士などさまざまな交流の機会、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯など、支援を必要とする人の地域の見守り活動などを進めます。

また、支え合いや助け合いの活動などの地域福祉の拡充を図るため、地域団体をはじめボランティアやNPO法人、社会福祉協議会等の関係機関・団体が協働・連携するネットワークづくりを進めます。

### 基本目標3 地域での自立生活を支える仕組みづくり

支援を必要とする人が地域で孤立することなく、また、必要なサービスを利用し自分らしくいきいきと生活できるよう、多様な福祉ニーズに対応したきめ細やかなサービスを提供するため、保健・医療・福祉が一体となり、関係機関や団体とが連携してネットワークづくりや、地域の福祉ニーズを把握できる体制づくりを進めます。

今後、さらに知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者の増加が予想される中で、財産管理や必要なサービスの利用支援が受けられるよう、権利擁護の体制づくりを進めます。

### 基本目標4 安心して生活できる環境づくり

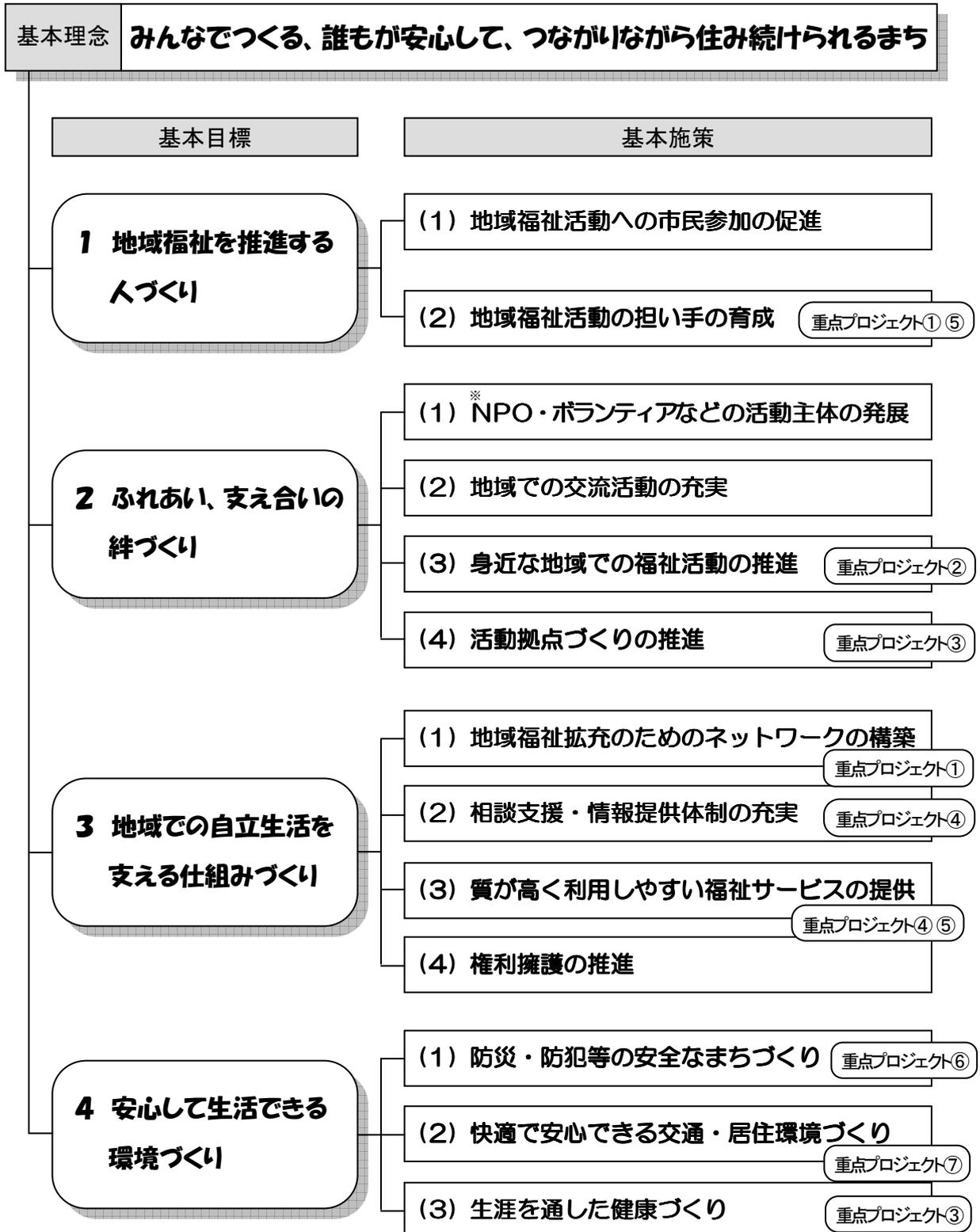
子どもから高齢者まで、身近な地域で誰もが安心・安全に生活できるよう、災害の防止や減災体制、犯罪の防止などの体制の充実をめざします。

また、誰もが安心して外出や移動ができるよう、交通環境の整備を進めるとともに、住みやすい住宅環境づくりを進めます。

さらに、誰もが健康寿命を延ばし、生活の質を高められるよう、生活習慣病の予防や病気の悪化の防止、健康づくりを進めます。

### 3 施策の体系

本計画の基本理念である『みんなで作る、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち』を実現するため、施策の体系を次のように設定します。



# 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 地域福祉を推進する人づくり

### 基本施策(1) 地域福祉活動への市民参加の促進

#### <今後の取り組み>

- <sup>※</sup>少子高齢化の一層の進行、人口減少、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢世帯の増加、障がいのある人の増加など、地域の中で支援を要する人や家庭が増加し、一方で「地域の担い手」が身近な生活の中での課題のトップになっている中で、子どもから高齢者までお互いに支え合い、助け合う意識を持つこと。
- 小さい頃から、家庭や学校、地域でお互いに思いやりの気持ちや、尊重する気持ちを育むこと。
- 地域福祉とは何かについて、広く市民に普及すること。
- 高齢者の機能低下や<sup>※</sup>認知症、障がいについての正しい知識を市民に普及すること。
- 市民アンケート調査から、行政と地域住民のあるべき関係について、「福祉の問題についても、行政と住民が<sup>※</sup>協働して、取り組むべきである」が65%で最も多く、市民参加の必要性の認識は高いといえるが、その一方で、地域活動やボランティア活動への参加者は壮年層や熟年層が多く、青年層あるいは子どもなどの参加を促進すること。
- 市民の主体的な活動の取り組みを継続して行うためにも、研修等に参加した人の知識や経験等を生かせる機会づくりも併せて行うこと。

#### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
地域福祉に関する情報の提供	● 広報紙やホームページ、CATVなどを活用し、地域福祉に関する情報提供を積極的に行い、まち全体における地域福祉の気運を高め、市民の福祉活動への参加を促進します。
福祉教育・ボランティア学習の推進	● 小・中学校などを通じて、地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、福祉教育を推進します。 ● 市民のすべての生活面において、相手の立場を理解し、思いやることができる気持ちを育むことをめざし、学習機会の充実を推進します。 ● <sup>※</sup> ワークショップの開催など、市民が学び合える場を通じて、地域福祉への関心を高めます。 ● 地域で活動しているボランティア団体の紹介をはじめ、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア体験としての参加の呼びかけと、活動を推進します。
認知症や障がいのある人などへの理解の促進	● 当事者団体などと連携しながら、市民の理解を促進します。 ● 症例や支援方法などを啓発し、理解を深めます。

## 基本施策(2) 地域福祉活動の担い手の育成

### <今後の取り組み>

- 市民アンケート調査から、地域活動やボランティア活動について、参加経験はないが、今後参加したいと思っている人は、どちらも青年層の割合が高く、福祉は生活に即した身近な課題と密接に結びついていることへの理解啓発とともに、意欲を実践に結びつけるようなきっかけづくりや、既存の活動についての情報提供、活動への実践プログラムなどの具体的な取り組み。
- 地域で積極的に福祉活動を進める指導者的存在になるリーダーの育成。

### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
地域福祉人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種講座を開催し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などにかかわる<sup>*</sup>NPO・ボランティアを育成します。</li> <li>● 次世代におけるボランティアの育成をめざし、社会福祉協議会をはじめとする各種団体などと連携し、青少年のボランティア活動への参加のきっかけづくりを推進します。</li> <li>● 高齢者が知識や経験をいかし、かつ生きがいづくりにもつなげられるよう、地域活動への参加を促進するとともに、高齢者を担い手として育成し、活躍できるような仕組みづくりを推進します。</li> <li>● 地域におけるふれあい委員の活動を活性化できるよう、活動を強化します。</li> </ul>
地域福祉推進リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉に関する講座や研究などを通じて、地域福祉を継続的に推進するためのリーダーの育成を推進します。</li> </ul>
当事者組織の積極的な育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当事者組織が積極的に活動していけるよう、活動を支援します。</li> </ul>
コーディネータの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の団体同士、行政と地域など、地域福祉を<sup>*</sup>協働で進めることが重要であり、そのため、それぞれを「つなぐ」力を持った人材の育成を推進します。</li> </ul>

## 基本目標 2 ふれあい、支え合いの絆づくり

### 基本施策(1) <sup>\*</sup>NPO・ボランティアなどの活動主体の発展

#### <今後の取り組み>

- 市民アンケート調査から、ボランティア活動を発展させるために必要な基盤整備や活動として、「財政的な支援の充実」のほか、「活動拠点の確保」や「専門的な職員の配置」「ボランティア養成講座の充実」などが、上位にあげられ、社会福祉協議会との連携のもとに、ボランティア活動団体等の活動支援の充実。
- 市民の多様な福祉等のニーズに対応し、地縁によらないテーマ別等のNPOやボランティア活動の育成・支援。

#### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
NPO・ボランティアの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地区において、NPOやボランティアを育成し、活動の活性化を図れるよう、社会福祉協議会と連携しながら、市民活動の拠点の整備に努めます。</li> <li>● 活動の課題別、テーマ別のNPO・ボランティアなどの活動主体に対する支援を強化します。</li> </ul>
<sup>*</sup> コミュニティビジネスなどに関する情報提供や研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動からコミュニティビジネスなどに発展した事例などを収集し、情報提供を推進します。</li> <li>● 地域の生活課題や福祉課題を把握し、地域の活動での対応方法や活動から事業化を進めるための方法などの研究を推進します。</li> <li>● ボランティアなどの活動を活性化するため、先進事例などを収集し、研究を推進します。</li> </ul>

## 基本施策(2) 地域での交流活動の充実

### <今後の取り組み>

- 地域福祉懇談会（市民ワークショップ）<sup>\*</sup>から、世代間交流や子ども同士の遊び、地域の各種団体同士の交流など、交流の機会が少ないとの声があり、地域での住民同士の支え合いや助け合いなどの関係を築いていく上での、多様な交流の場づくり。
- 高齢者のサロン活動等<sup>\*</sup>を行っているが、対象を限定せずに、子どもから高齢者、障がいのある人などが気軽にいつでも集まれる場づくり。
- スポーツや趣味活動など、地域で世代を超えたサークル活動などの推進。
- 地域の活性化が求められている中で、地域住民のみならず、市外の人との交流を促進するため、地域の資源を活用した交流を進める。

### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
市民の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のつながりづくりに向けて、地域の行事や世代間交流の行える場を活用し、市民の交流を促進します。</li> <li>● 地域活動支援センターを活用して、障がいのある人の社会参加や交流を促進します。</li> </ul>
団体・組織の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集会場や公共施設などを活用し、地域の団体・組織、NPO<sup>*</sup>などが集まり、交流する機会をつくります。</li> </ul>
地域サロンの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域サロンを活性化し、子育て家庭や高齢者の閉じこもりを防止するとともに、世代間交流や親同士の交流などを推進します。</li> </ul>
地域資源と人材の活用による学習機会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の資源・人材を活用した学習の機会づくりを推進し、家庭や地域社会のつながりを強化します。</li> </ul>
市外の人との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集落活動や農業体験などを通じて市外の人との交流を促進し、地域の活性化を推進します。</li> </ul>

### 基本施策(3) 身近な地域での福祉活動の推進

#### <今後の取り組み>

- 地域活動やボランティア活動などが、より地域の課題に合った活動となるよう、地域の課題を踏まえ、地域の実情に合った活動を地域住民が主体的に検討し、実践する仕組みを地域で展開する。

#### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
声かけ運動の推進	● 地域の高齢者や地域のおとなと子どものつながりを強化するため、身近なところからあいさつや声かけに努め、近所づき合いや助け合いを大切にするまちづくりを推進します。
見守り活動の推進	● 子どもを犯罪や交通事故などから守るため、子どもの登下校時における見守り活動をはじめ、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人のいる世帯などへの見守り活動などを推進します。
住民福祉活動の推進	● 高齢者や障がいのある人など、すべての人がわけ隔てなく、身近な地域で安心して生活できるよう、地域での見守り活動をはじめ、地域 <sup>*</sup> サロンなどでの介護予防や子育て支援などの活動を充実するため、住民福祉活動を推進します。

## 基本施策(4) 活動拠点づくりの推進

### <今後の取り組み>

- 誰もが身近な所で気軽に集まることができる場所の確保。
- 空き店舗や空き家の活用を進める。
- 公共施設の活用。

### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
社会資源の活用による地域の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>●交流拠点施設として、障がいのある人の地域活動支援センターなどの施設を市民が広く活用できるよう、交流の場づくりを推進します。</li><li>●使用されていない公共施設を活用し、各地区での交流の場づくりを推進します。</li></ul>
既存施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域にある公民館、隣保館などの既存施設を活用し、<sup>*</sup>サロン活動やサークル活動などを行えるよう、地域の交流や市民が集える場の確保を推進します。</li></ul>
空き店舗や空き家の有効活用	<ul style="list-style-type: none"><li>●空き店舗や空き家を活用した、地域密着の福祉拠点づくりを推進します。</li></ul>

## 基本目標 3 地域での自立生活を支える仕組みづくり

### 基本施策(1) 地域福祉拡充のためのネットワークの構築

#### <今後の取り組み>

- 支援を必要とする人に対する地域での支援を提供するため、行政をはじめ社会福祉協議会や地域団体等との連携。
- 児童や高齢者、障がいのある人の虐待や、配偶者等による女性への暴力を未然に防止するとともに、虐待等に速やかに対応できる体制の充実。
- 社会福祉協議会との連携・協働の一層の推進。
- 多様な福祉ニーズに対応した地域福祉活動を展開するため、関係機関や地域の団体などが連携し、情報の共有化や協働による活動を進める。
- 地域福祉活動団体と福祉サービス事業所等の協働のための調整などの支援。

#### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
地域福祉推進ネットワークづくり	●自治会や民生児童委員、ふれあい委員、ボランティアなどの地域の団体・組織と、行政、社会福祉協議会などが地域の課題や問題を話し合い、情報交換ができるよう、地域福祉推進ネットワークの組織化を図ります。
地域の福祉ニーズの把握	●地域福祉推進ネットワークを通じた情報交換により、地域の福祉ニーズや社会資源を把握するとともに、福祉マップなどの作成により課題の共有を強化します。
虐待防止ネットワークの充実・強化	●児童や高齢者、障がいのある人への虐待や、配偶者等による女性への暴力を未然に防止し、また、虐待等があった場合には速やかに専門機関へとつないでいけるよう、虐待防止ネットワークを充実・強化します。 ●問題をかかえる人たちの社会的孤立を防止するネットワークを充実・強化します。
関係団体・組織のネットワークづくり	●地域の団体・組織やNPO間での情報共有を図り、活動の充実を図れるよう、地域のネットワークをつくります。
福祉施設間のネットワークによる地域福祉の推進	●施設連絡会などを活用し、福祉施設間での連携を強化し、地域福祉を推進します。

## 基本施策(2) 相談支援・情報提供体制の充実

### <今後の取り組み>

- 困った時の相談先で家族以外に多いのが「知人・友人」で、「病院の医師・看護師」や「市役所」等の相談機関や専門職などは10%を割って低く、身近な地域での相談員としての役割を果たす民生児童委員をはじめ、困った時の相談先とその役割や内容について、市民に対する周知を行う。
- ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加している中で、身近な地域で「困っている」と言えるような人間関係を築くことや、また、支えられ上手になることの啓発。
- 気軽に相談できる場所、安心して悩みを話し、聞いて指導してくれる場所、また、地域住民が気楽に使えて、交流する中で情報交換ができる場所などの確保。
- 市民アンケート調査から、福祉のまちづくりに必要なことのトップに「わかりやすい福祉情報の提供」があげられていますが、実際に必要とする時に入手しやすくなっているかが求められ、どこに問い合わせをすればよいのかの情報の提供と周知。
- 総合的なケアマネジメント体制<sup>\*</sup>の確立。

### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
総合相談体制の確立	● 支援を必要とする人のニーズをもれなく把握し支援するために、縦割りでない包括的な総合相談体制を確立します。
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各相談窓口の周知を図るとともに、身近な相談から専門的な相談へとつなげられるよう、相談体制を充実します。</li> <li>● 地域の身近な相談役として、民生児童委員をはじめ、ふれあい委員や各種相談員の役割を明確にしながら、それぞれの連携を強化し、身近な相談体制を充実します。</li> <li>● 市役所の窓口をはじめ、すこやか子育てセンターや子育て発達支援センター、地域包括支援センター、地域活動支援センター、社会福祉協議会、保育所、幼稚園、学校、福祉施設などの相談支援を充実します。</li> </ul>
さまざまな媒体を活用した福祉サービスの情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが必要なサービスを利用できるよう、ハンドブックの配付により、福祉サービスの情報提供を推進します。</li> <li>● 福祉サービスを広く一般的に周知するため、さまざまな媒体を活用し、情報を必要とする人にわかりやすく配慮して、情報を提供します。</li> </ul>

## 基本施策(3) 質が高く利用しやすい福祉サービスの提供

### <今後の取り組み>

- サービスの必要な人が適切にサービスを提供できるよう、対象者別の個別計画に基づくサービスの確保。
- 今後、サービスの充実が必要となる人や、制度の狭間にあり、利用サービスが不十分な人などに対応した、新たなサービスの検討や提供体制の確保。
- 介護保険をはじめ障害福祉サービス等のサービス利用のための手続きの簡素化などのニーズへの対応。
- サービス提供事業者等によるサービスの質の向上を図るため、従事者の研修の充実やサービスの評価。

### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「南丹市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」「南丹市次世代育成支援行動計画」などに基づき、サービスの必要な人に対して、適切にサービスが提供できるよう、支援体制を整備します。</li> <li>●既存の制度で対応できない問題に対する新たなサービスの開発などを検討します。</li> </ul>
※ 第三者評価制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス利用者や事業者の理解を得るとともに、サービスの第三者評価制度を活用し、サービスの質的向上を強化します。</li> </ul>
苦情解決のための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く聞き、質の高いサービスを提供できるよう、苦情相談窓口の設置をはじめ、苦情相談や問題解決の仕組みについて情報を提供します。</li> </ul>
福祉専門職の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切なサービスの提供や相談が行えるよう、研修や講習会への情報提供などにより、参加を促進し、福祉専門職の資質の向上を強化します。</li> </ul>
地域で気軽に利用できるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者や子どもが、気軽に集える※サロン活動をはじめ、健康づくりや生きがいづくりに関する活動など、気軽に利用できるサービスの充実を推進します。</li> </ul>

## 基本施策(4) 権利擁護の推進

### <今後の取り組み>

- 高齢化の進行が一層進む中で、<sup>※</sup>認知症高齢者の増加が見込まれ、また、知的障がいのある人や精神障がいのある人も増加している中で、サービスの利用支援や財産管理などの権利擁護対策を進めること。
- 判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人等の権利擁護を推進するため、日常生活自立支援事業や<sup>※</sup>成年後見制度の普及・促進を図るとともに、民生児童委員やふれあい委員等が、地域の身近な相談者として情報提供ができるよう研修を充実すること。
- 身近な地域で支援を必要とする人の把握や相談支援に際して、個人情報保護に留意すること。

### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
日常生活自立支援事業の充実・強化	●福祉サービスの利用・日常的金銭管理などに関する援助を行う日常生活自立支援事業について、社会福祉協議会と連携しながら充実・強化します。
成年後見制度の充実・体制強化	●成年後見制度の周知を通して、普及・啓発活動を行うとともに、 <sup>※</sup> 市民後見人の養成に努め、成年後見制度の充実と、体制を強化します。
個人情報保護への取り組み	●福祉サービス利用者などに関する個人情報の取り扱いやプライバシーに十分な注意を図りながら、サービスを提供します。 ●適切な個人情報の取り扱いについての研修などを行うとともに、「南丹市個人情報保護条例」に基づき、情報の保護・管理を行います。

## 基本目標 4 安心して生活できる環境づくり

### 基本施策(1) 防災・防犯等の安全なまちづくり

#### <今後の取り組み>

- 市民アンケート調査から、身近な地域で住民が取り組むべき課題として、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が第2位にあげられ、防犯・防災対策を推進する。
- 地域福祉懇談会（市民ワークショップ）<sup>\*</sup>から、避難体制や避難場所の確保、災害が起こった時のための避難訓練の必要性があげられ、地域の実情に即した避難場所の確保や、障がいのある人も参加した避難訓練などの取り組み。
- ひとり暮らし高齢者が増加するとともに、昼間のひとり暮らし高齢者も増加している中での緊急時の対応。
- 高齢者や障がいのある人などの消費者被害の防止や、子どもの連れ去り等犯罪の防止を地域との連携により進める。

#### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
地域における防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講習会などを通じて、市民の防災意識の向上を図ります。</li> <li>● 普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範の徹底や防災意識の向上を図ります。</li> </ul>
防災・防犯に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害や、地域での犯罪に関する緊急情報を、迅速に地域に知らせられるよう、体制づくりに努め、避難場所などに関する情報を提供します。</li> </ul>
地域の防災活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会を中心とした緊急時のネットワークづくりや災害マップの作成など、防災体制の整備に向け、支援します。</li> <li>● 災害時に迅速に対応できるよう、避難訓練の実施、避難マニュアルの作成など、地域での活動を支援します。</li> </ul>
<sup>*</sup> 災害時要援護者の安否確認・避難支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時要援護者に対する安否確認や避難誘導がスムーズに行えるよう、要援護者台帳・マップの作成・更新・関係機関との情報を共有します。</li> <li>● <sup>*</sup>災害時要援護者避難支援プランに基づいた個別支援体制を確立します。</li> </ul>
<sup>*</sup> 災害ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協定に基づき、社会福祉協議会と連携し、有事の災害ボランティア活動を支援します。</li> <li>● 平常時には、支援ボランティアの養成など、有事に備えた活動を支援します。</li> </ul>

項目	方策・方法
地域防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者などに対する悪質商法・詐欺行為や、子どもを巻き込む事件などを防止するため、啓発や情報提供を行います。</li> <li>●団体・組織との連携を強化しながら、子どもの登下校時の声かけや見守り活動をはじめ、地域の協力により設置されている「子ども110番の家」のネットワーク化と、防犯体制を充実します。</li> </ul>

## 基本施策(2) 快適で安心できる交通・居住環境づくり

## ＜今後の取り組み＞

- 市民アンケート調査から、身近な生活の中での課題として「公共交通の利便性」や「買い物の利便性」が第2位、第3位にあげられるとともに、地域福祉懇談会（市民ワークショップ）でも、買い物や通院などの交通の不便さや、駅の階段等の昇り降りが不自由という声が多く、移動手段の確保や道路、駅舎のバリアフリー化の推進。
- 高齢者や障がいのある人などが日常生活を安心して安全に過ごすことができるよう、住宅のバリアフリー化の支援。
- 高齢者世帯が多くなる中での冬場の除雪対策。

## ＜取り組みの方策・方法＞

項目	方策・方法
交通バリアフリーのまちづくり	●歩道の拡幅や段差・傾斜の解消など、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備を推進します。
※ユニバーサルデザインに基づく、公共施設などの改善	●市民や企業などに対して、ユニバーサルデザインについての啓発を推進します。 ●市の公共施設をはじめ、民間の建築物などに対しても、事業主の理解と協力を得ながら、ユニバーサルデザインに基づいた改善を推進します。
住宅改修などの支援	●高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、住宅改修をはじめ、情報提供や相談などによる支援を行い、住みやすい住環境の提供を推進します。
交通手段の確保と移動支援の充実	●高齢者や障がいのある人など、自力で移動がしにくい人に対し、外出支援の充実と利便性の向上を推進します。
冬場の除雪対策	●高齢者や障がいのある人など、自力で除雪ができない人に対し、宅内通路の除雪や屋根の雪下ろしなどの支援を充実します。

## 基本施策(3) 生涯を通した健康づくり

### <今後の取り組み>

- <sup>\*</sup>内部障害のある人が、<sup>\*</sup>身体障がいのある人のおよそ30%を占め、<sup>\*</sup>生活習慣病等の予防や重症化の予防を進める。
- 要介護認定者が増加している中で、原因疾病の予防など、介護予防を進めること。
- 市民アンケート調査からも、毎日の暮らしの中で不安に感じることのトップが「自分の健康に関すること」となっているが、長寿化が進む中で、単に長生きをするのではなく、介護を必要とする期間を短くし、生活の質を高める健康寿命を延ばす。
- 健康は生活の基盤であり、子どもの頃からの正しい食生活や運動、休養といった基礎的な健康習慣を確立するための健康づくり対策や、地域ぐるみの取り組みを進める。

### <取り組みの方策・方法>

項目	方策・方法
地域の関係機関・団体と連携した健康づくりの推進	●地域の関係機関や団体などと連携し、地域のニーズに応じた健康づくり活動を展開することで、乳幼児期から高齢期までの生涯を通した健康づくりを推進します。
健康づくり活動への参加機会の提供	●地域の関係団体と連携し、世代間交流ができる健康づくりの機会を提供し、健康づくりの輪が地域に広がるよう支援します。
公共施設を活用した健康づくりの場の提供	●公共施設を活用し、健康づくりに関する学習の機会や活動の場を提供します。
受診しやすい健診の推進と事後指導の充実	●市民健診など、受診しやすい体制づくりと、受診率の向上と、受診結果から生活習慣病の改善に向けた取り組みができるよう、個人に応じた支援を強化します。

## 第5章 重点プロジェクト

統計資料等から抽出した課題及び地域福祉懇談会（市民ワークショップ<sup>※</sup>）、アンケート調査の結果から出された課題を整理し、「第4章 施策の展開」において取り組むべき施策の方向性を示しましたが、その中でも、今後の福祉活動を活発化させる先導的な取り組みや、重要性の高い取り組みを「重点プロジェクト」として位置づけ、平成29年度までの目標達成に向けて次の7項目を、市民と一体となって推進します。

### 重点プロジェクト① 地域福祉を推進するための住民主体の組織づくり

基本目標・基本施策【1-(2)】  
【3-(1)】

新たな支え合いの仕組みづくりを進めるため、住民主体で、福祉を推進する地域の組織づくりを行います。組織の単位は、活動の意義や必要性を理解した上で、すでに地域にある組織を活かしながら、地域の実情に合わせた組織づくりを行います。

また、継続性のある地域リーダーが必要であり、自治会組織、民生児童委員、ふれあい委員など福祉人材を核として、社会福祉協議会と連携し育成をめざします。

#### <取り組み>

- 地域で積極的に継続的に福祉活動等を進める指導者的存在になるリーダーの育成。
- 地域の住民同士が、地域の福祉・生活の課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止めて、関係機関などと連携・協働<sup>※</sup>しながら解決するため、定期的な話し合いの場づくり。
- 地域の実情に合った福祉活動を進めるため、地域毎の福祉活動の目標設定や取り組みの促進（地域毎の福祉活動計画策定の促進）。

## 重点プロジェクト② 地域における見守り体制の充実

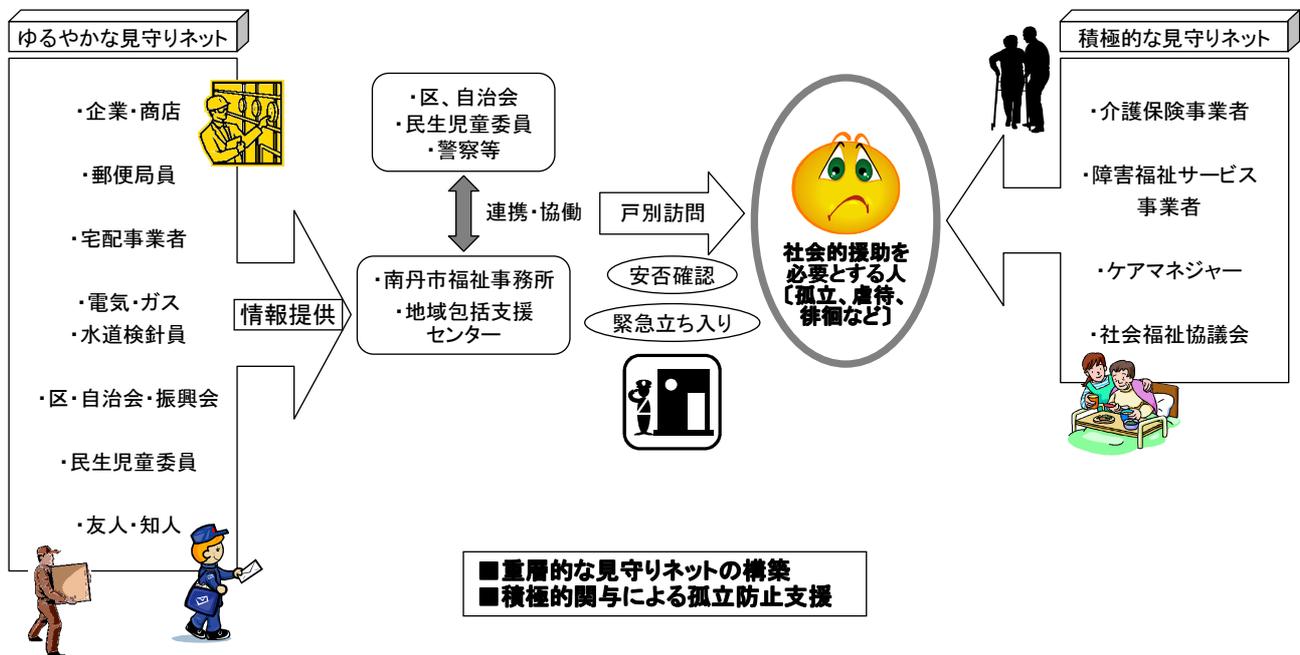
基本目標・基本施策【2-（3）】

今後も、高齢化が進行するとともに、ひとり暮らし高齢者、<sup>※</sup>認知症高齢者等が増加すると予想されます。その中で、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の<sup>※</sup>孤独死につながるような孤立化の防止と、<sup>※</sup>児童・高齢者・障がいのある人への虐待防止、閉じこもりの防止、徘徊の見守り等を目的として、地域ぐるみの見守りネットワークづくりを強化します。

### <取り組み>

- 地域住民、民生児童委員、ふれあい委員、団体等による日常の安否確認や友愛訪問、<sup>※</sup>サロン活動の推進。
- 企業や商店、郵便局員、宅配事業者、ガス・水道検針員などによるゆるやかな見守り活動の検討。
- <sup>※</sup>NPO・ボランティア団体、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ケアマネジャー、社会福祉協議会等による積極的な見守り活動の推進。

### 地域ぐるみの見守りネットワークづくり



## 重点プロジェクト③ 地域の福祉活動の拠点づくり

基本目標・基本施策【2-(4)】  
【4-(3)】

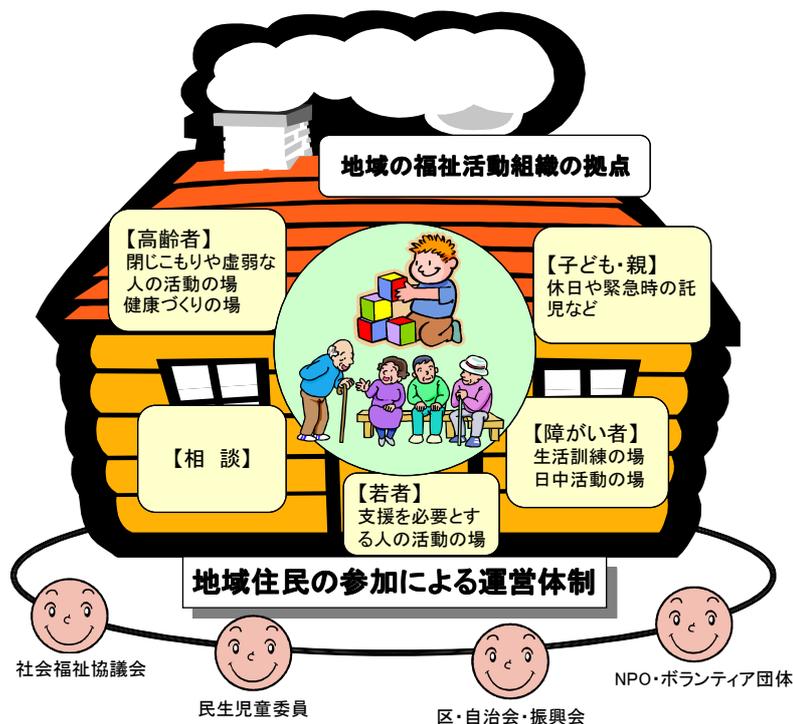
公共施設や空き家を有効利用した、高齢者・障がいのある人・子ども等の活動、及び  
※ NPO・ボランティア団体など市民活動の拠点施設の充実をめざします。

また、地域の公民館等を活用した活動拠点の確保と、子どもから高齢者まで、皆が気軽に参加できる地域交流の場づくりを進めます。

さらに、身近な相談や情報提供の場、専門的な出前相談や出前講座の開催の場としての活用も進めます。

### <取り組み>

- 身近な地域で仲間と気軽に話せ、誰もが自由に集まれる居場所の確保。
- 地域活動を行う場として、公民館や地域の集会場、空き家の活用。
- 身近な地域の相談や情報提供の場として、また、保健や福祉等の専門家による出前相談や出前講座の場としての活用。
- 介護予防や健康づくりの拠点として活用。



## 重点プロジェクト④ 福祉のワンストップサービス（総合相談窓口）の推進

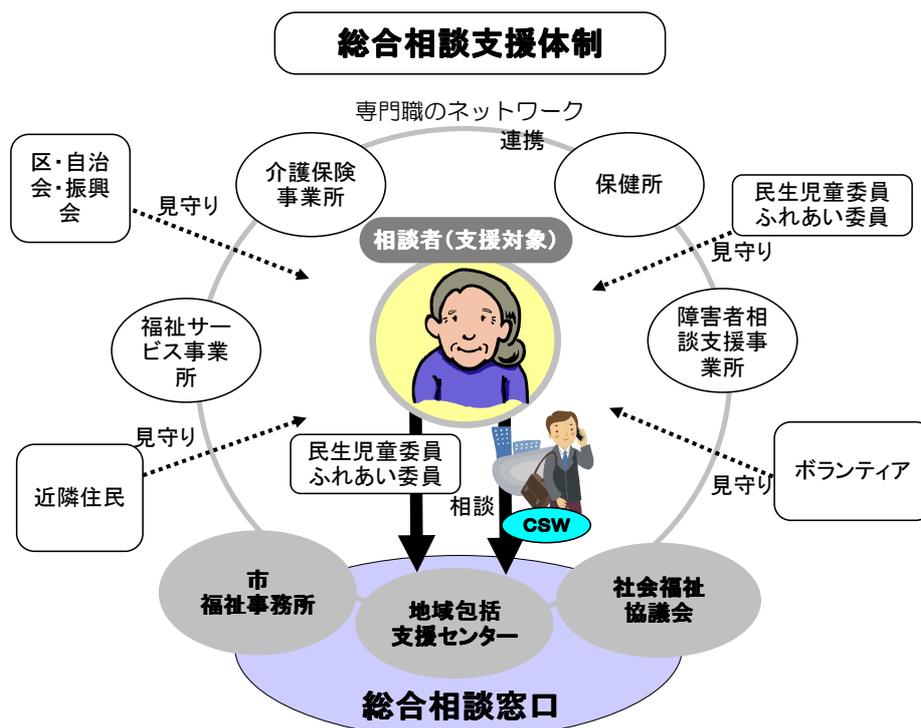
基本目標・基本施策【3-（2）】  
【3-（3）】

福祉ニーズを把握し、制度やサービス情報などを包括的に提供し、地域の社会資源や専門機関などにつなぐ調整をする総合相談窓口の設置に向けた仕組みをつくります。

また、重点プロジェクト①や重点プロジェクト③、重点プロジェクト⑤とも連動して、身近な地域での相談窓口機能を果たす人材の育成・配置を進めます。

### <取り組み>

- 相談内容、相談状況、相談機関等は多種多様であり、その多様な状況に的確に対応していくため、適切な専門機関やサービスにつなげていく機能を果たす人材あるいは窓口の設置の推進。
- 適切な機関につながらない、いくつもの機関をたらい回しにされるといったことが起こらないように、総合的に相談できる仕組みづくり。



## 重点プロジェクト⑤ コミュニティソーシャルワークの推進

基本目標・基本施策【1-(2)】  
【3-(3)】

制度の狭間にあたり、潜在化しているニーズを発見し、公的サービスと地域における支え合いの活動の組み合わせによる支援を実施します。

複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組み、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図ります。

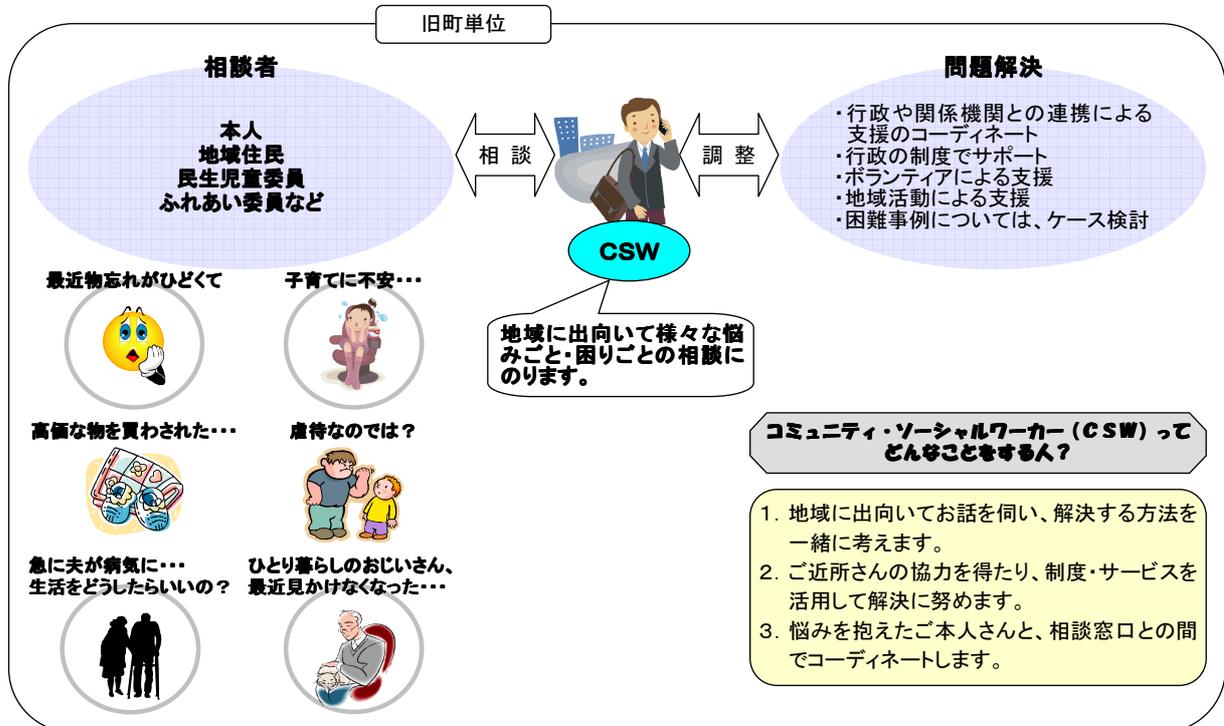
また、そのための<sup>※</sup>コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置をめざします。

### <取り組み>

- <sup>※</sup>児童虐待や、<sup>※</sup>孤立死、ひきこもりなど「無縁社会」といわれる状況が生まれている中、地域において支援を必要とする人を発見し、就労や福祉・医療機関につなぐことが必要である。そのため、行政や関係機関と地域をつなぐ役割を果たす人材の配置。
- <sup>※</sup>福祉コミュニティづくりについての地域組織等への助言。

### コミュニティソーシャルワーカーとは？

コミュニティソーシャルワーカーは、皆さんの困りごと・お悩みごとの相談にのります。



## 重点プロジェクト⑥ 災害時の住民支え合いによる避難体制づくり

基本目標・基本施策【4-(1)】

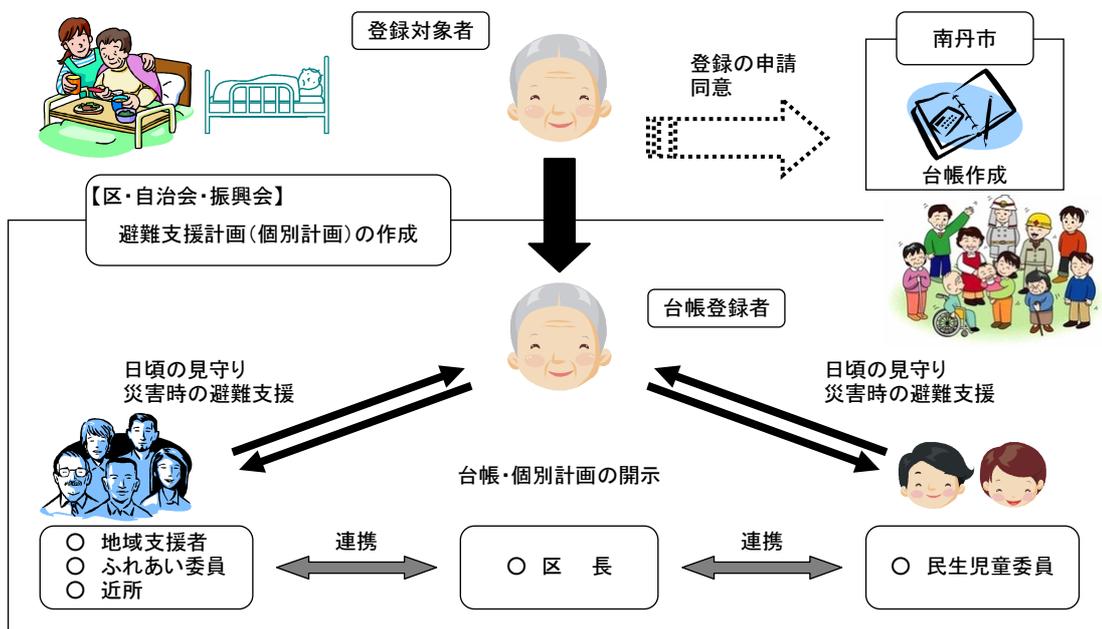
平成7年の阪神・淡路大震災等では、近隣の方たちが互いに安否確認や救出活動を行ったことにより、死傷者を最低限に食い止めた例もあり、災害時の地域での支え合いの重要性が再認識されています。地域福祉懇談会（市民<sup>\*</sup>ワークショップ）から、避難体制や避難場所の確保、災害が起こった時のための避難訓練の必要性があげられました。

<sup>\*</sup>災害時要援護者支援台帳の整備、避難支援プランの作成が完了しましたので、地域における個別計画作成への支援を図ります。

また、区・自治会、自主防災組織・消防団や消防署・警察署などと連携し、地域における避難支援体制の確立を図ります。

### <取り組み>

- 災害時要援護者の避難支援のための個別計画作成の推進。
- 地域の実情に即した避難場所の確保や、要援護者も参加した避難訓練などの取り組み。



## 重点プロジェクト⑦ 交通手段の確保と移動支援の充実

基本目標・基本施策【4-（2）】

市民アンケート調査から、身近な生活の中での課題として「公共交通の利便性」や「買い物※の利便性」が第2位、第3位にあげられるとともに、地域福祉懇談会（市民ワークショップ）でも、買い物や通院などの交通の不便さがあげられました。

高齢者・障がいのある人等が安心・安全に外出ができるよう、支援の充実と利便性の向上を図ります。

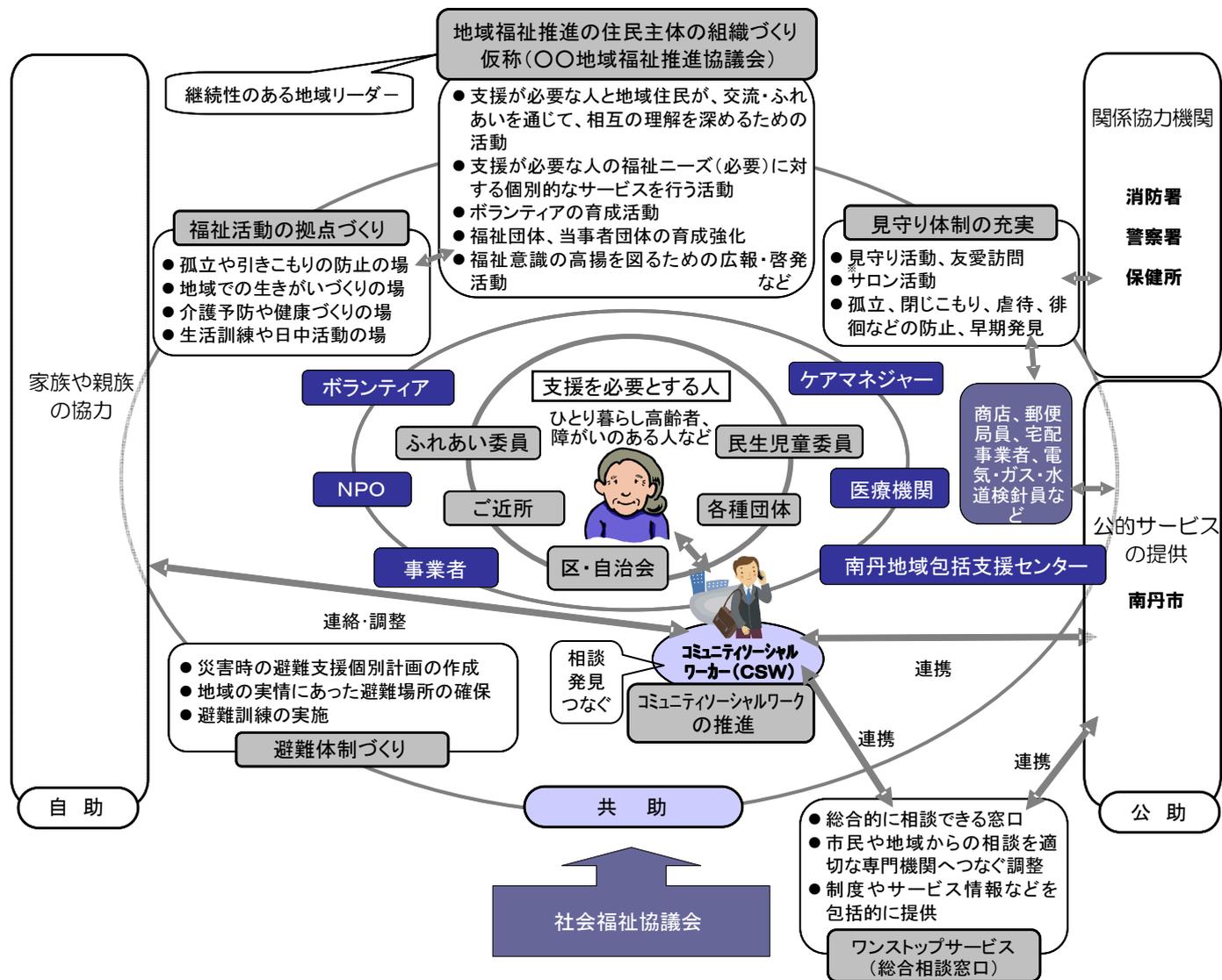
特に、市民参加型の日常生活支援サービスの実施に向け、先進事例などを収集し、地域での実施に向けて検討します。

### <取り組み>

- 買い物や通院などの交通手段の確保。
- 公共交通機関や福祉サービスだけでは、地域住民の生活に必要な移動手段が十分に確保できない現状があることから、それらを補完するための新たな移動手段を検討。

■重点プロジェクトの全体イメージ図

地域ぐるみのネットワーク



# 第6章 計画の推進体制

## 1 計画の推進体制と進行管理

地域福祉は、市民をはじめ、地域の団体・組織、<sup>※</sup>NPO・ボランティア団体、社会福祉事業者、企業、社会福祉協議会、市や府といった各行政機関などのさまざまな主体が<sup>※</sup>協働しながら、進めていくことが重要です。こうした、地域福祉活動の主体がそれぞれの役割を認識し、市民を中心としながら、協働による活動を推進することが求められています。

本計画を着実に進めていくため、取り組みを実施していく地域の組織や関係団体と、活動をサポートする市や社会福祉協議会との連携・協働を強化します。

P（計画：plan）⇒D（実行：do）⇒C（評価：check）⇒A（見直し：action）

計画の推進にあたっては、市民や関係団体・組織、社会福祉事業者、社会福祉協議会などの地域福祉の推進にかかわる活動主体の代表で構成する「南丹市地域福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極めながら、見直しを含めて協議していきます。

また、庁内関係各部課で構成する「南丹市地域福祉計画庁内推進委員会」において、計画に基づいた実施事業の検討と進行管理を行います。併せて、社会福祉協議会の地域活動の取り組み状況の把握も同時に行います。

5年後の計画の評価に際しては、<sup>※</sup>ワークショップやアンケート調査による市民の意識や行動変容の把握を行います。

また、関係各課や地域の団体・組織へのヒアリング調査等を通じて、事業の進捗状況や団体間の連携の進捗状況など、地域福祉計画による施策評価を行い、その結果を次期計画へと反映します。

### ① 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、この地域社会の一員であることの自覚を持つことが大切です。そして、地域福祉の担い手として、自らがボランティアなどの社会活動に積極的に参加するなどの役割が期待されます。

### ② 団体・組織、NPO及び社会福祉事業者などの役割

民生児童委員をはじめとする団体・組織は、市民が安心して暮らせるためのさまざまな支援を行う役割を担っています。

また、NPOやボランティアには、地域でさまざまな福祉活動を行っている団体と連携を図り、多様化する地域の福祉ニーズの対応を図る活動団体としての役割が求められます。

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報、また、その他サービスとの連携などに取り組むことが求められています。さらに、多様な福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、地域の一員として社会貢献活動などの実践による福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

### ③ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を進めることを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と協働<sup>\*</sup>して本計画の推進を図るとともに、その推進においては市民や各団体・組織との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

そこで、社会福祉協議会は今後、誰がどのような取り組みを進めていくのか話し合ったり、市民や地域の団体・組織を交えて、意見交換などを行い、今後の計画での推進を検討するなど、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

### ④ 行政の役割

行政では、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、NPO・ボランティア団体、当事者団体などの役割をふまえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進するための支援を行います。

行政の内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・防災・防犯・交通・住宅・環境などの他の分野に関係する各部課の連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

## 2 計画の普及啓発と実践

本計画を推進していく上では、計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、市民をはじめとする計画にかかわるすべての人が共通認識を持つことが必要です。

そのため、広報紙やホームページなどを活用し、広く市民に周知し、計画や地域での福祉活動を普及・啓発します。

## 3 個人情報保護の徹底と適正な取り扱い

平成17年に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、市民の個人情報に関する意識は非常に高まっています。これにより個人情報保護の観点から、地域や関係機関等において必要な個人情報が十分に共有されず、活動がしにくいという状況があります。

しかし、地域における生活課題を発見し、解決につなげていくためには、関係者間で情報を共有することが必要になっていることから、本計画の推進にあたっては、より実効性を高めるために、支援を必要とする人などの情報を正確に把握し、地域で共有を図るためのガイドラインを作成します。

本計画を推進する上で集められた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」や「南丹市個人情報保護条例」等の趣旨を踏まえた上で、適正に管理していきます。

# 資料編

## 1 市民アンケート調査について

### I あなたご自身について

問1 あなたの性別についてお答えください。(どちらかに○)

- 1 男性      2 女性

問2 あなたの年齢についてお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 18歳～20歳代      2 30歳代      3 40歳代      4 50歳代  
5 60歳代      6 70歳代      7 80歳代以上

問3 あなたのお住まいの地区についてお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 園部地区      2 八木地区      3 日吉地区      4 美山地区

問4 あなたの現在の地区における居住年数についてお答えください。

(ひとつだけ○)

- 1 5年未満      2 5～10年未満      3 10～15年未満  
4 15～20年未満      5 20年以上

問5 あなたの職業についてお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 会社員      2 公務員      3 経営者・役員      4 自営業  
5 農林業      6 パート、アルバイト      7 専業主婦      8 学生  
9 無職(年金等生活者含む)  
10 その他( )

問6 あなたの家族構成についてお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 ひとり世帯      2 夫婦のみの世帯      3 2世代の世帯(親と子、兄弟含む)  
4 3世代以上の世帯(親と子と孫)      5 兄弟や親戚と同居  
6 その他( )

### II 「地域」との関わりについて

問7 日常生活上、「地域で助け合う」ということを意識した場合、あなたの考える「地域」の範囲をお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 南丹市全体      2 中学校区(旧町)      3 小学校区(ブロック)  
4 区、自治会      5 隣近所      6 わからない

問8 あなたは、今住んでいる地域に、今後も住み続けたいですか。(ひとつだけ○)

- 1 ずっと住み続けたい  
2 引っ越したい  
3 わからない  
4 その他( )

**(問8で「1」を選んだ方にお聞きします)**

**問9 住み続けたい理由は何ですか。(ひとつだけ○)**

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1 生まれ育ったまちだから    | 2 親・兄弟など家族がいるから |
| 3 地域の人と親しくしているから | 4 自然や環境が良いから    |
| 5 安心して住めるから      | 6 その他( )        |

**(問8で「2」を選んだ方にお聞きします)**

**問10 引っ越したい理由は何ですか。(○は3つまで)**

- 1 近所の人間関係がよくないから
- 2 買い物等生活に不便だから
- 3 通勤・通学に不便だから
- 4 健康・医療サービスが整っていないから
- 5 高齢者や障がい者などへのサービスが充実していないから
- 6 防災・防火対策が遅れているから
- 7 商売や事業に不利だから
- 8 子育てや子どもの教育環境が整っていないから
- 9 文化・スポーツなどのサービスが整っていないから
- 10 段差解消など、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりになっていないから
- 11 ふるさとに帰りたいから
- 12 自然が少ないから
- 13 家賃が高いから
- 14 その他( )

**問11 あなたは、ふだん隣近所とどの程度の付き合いをされていますか。(ひとつだけ○)**

- 1 家族ぐるみで付き合っている
- 2 困っているときに、相談したり助け合ったりする
- 3 自治会などの行事・会議に行く程度
- 4 会えばあいさつする程度
- 5 近所づきあいはほとんどない

**問12 あなたは、毎日の暮らしの中で、どのようなことに不安を感じるがありますか。**

**(あてはまるものすべてに○)**

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 自分の健康に関すること | 2 介護に関すること     |
| 3 仕事に関すること    | 4 近所の人との関係について |
| 5 収入・家計に関すること | 6 育児・子育てに関すること |
| 7 家族間の問題      | 8 特にない         |
| 9 その他( )      |                |

**問13 あなたは困った時、誰に、又はどこに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)**

- |              |                  |            |       |        |
|--------------|------------------|------------|-------|--------|
| 1 家族         | 2 親戚             | 3 知人・友人    | 4 隣近所 | 5 区の役員 |
| 6 民生児童委員     | 7 社会福祉協議会のふれあい委員 |            |       |        |
| 8 保育所・幼稚園、学校 | 9 病院の医師・看護師      | 10 市役所     |       |        |
| 11 社会福祉協議会   | 12 地域包括支援センター    | 13 相談していない |       |        |
| 14 その他( )    |                  |            |       |        |

(問 13 で「13」を選んだ方にお聞きします)

問 14 なぜ相談していないのですか。(ひとつだけ○)

- 1 他人に頼らず、自分で解決したい
- 2 信頼できる、相談できる人がいない
- 3 顔見知りの人に相談するのは気まずい
- 4 なんとなく相談しづらい
- 5 どこに相談したらいいのかわからない
- 6 今までに困ったことがない
- 7 他人とかかわりたくない
- 8 その他 ( )

### Ⅲ 地域活動、ボランティア活動について

問 15 あなたは、現在、自治会や老人クラブ、婦人会、PTAなどの地域活動をしていま  
すか。(ひとつだけ○)

- 1 現在、活動している
- 2 活動したことはないが、今後は活動したい
- 3 過去に活動したことはあるが、現在は活動していない
- 4 活動したことがなく、今後も活動したいとは思わない

(問 15 で「1」「2」を選んだ方にお聞きします)

問 16 あなたは、地域活動にどのような目的で参加されていますか、または参加したいで  
すか。(ひとつだけ○)

- 1 隣近所とのふれあいを求めて
- 2 支え合いの町づくりをめざして
- 3 役回りなどで仕方なく
- 4 自分自身の勉強や意識の向上
- 5 仲間づくり
- 6 ただなんとなく
- 7 その他 ( )

(問 15 で「3」「4」を選んだ方にお聞きします)

問 17 あなたは、現在、活動していない理由は何ですか。(○は3つまで)

- 1 忙しくて時間がないから
- 2 役回りが終わったから
- 3 勤務の都合で地域とかかわることができない
- 4 体調がすぐれない
- 5 必要性を感じない
- 6 付き合いがわずらわしいから
- 7 家族の理解がない
- 8 参加方法がわからない
- 9 知り合いがいない
- 10 その他 ( )

**問 18 あなたは、ボランティア活動に参加されたことはありますか。(ひとつだけ○)**

- 1 参加している
- 2 以前に参加したことがあるが、現在は参加していない
- 3 参加したことはないが、今後参加したい
- 4 参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない
- 5 その他 ( )

**(問 18 で「1」「2」を選んだ方にお聞きします)**

**問 19 あなたは、どのようなボランティア活動をしていますか、または活動をしてきましたか。(○は主なものを3つまで)**

- 1 高齢者を支援する活動(家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出付き添いなど)
- 2 子育てを支援する活動(子育てサロン、児童の一時預かりなど)
- 3 障がい者を支援する活動(手話、点字、要約筆記、軽介助、外出付き添いなど)
- 4 母子・父子家庭を支援する活動
- 5 児童・青少年の健全育成の活動(子ども会の援助・指導、レクリエーション指導など)
- 6 健康づくりに関する活動
- 7 自然や環境を守るための活動(道路・公園などの清掃、美化活動、リサイクルなど)
- 8 地域の安全を守る活動(防犯パトロール、子どもの見守りなど)
- 9 災害時の支援などの活動(物資の寄付、復興支援、災害弱者の見守りなど)
- 10 まちづくりのための活動(都市と農村の交流、村おこし・地域おこしの活動など)
- 11 スポーツ・文化・芸術に関係した活動(スポーツ教室の指導、伝統文化の継承と普及など)
- 12 国際交流に関する活動(通訳、難民救援、海外への食料支援、留学生支援など)
- 13 その他 ( )

**(問 18 で「1」「2」を選んだ方にお聞きします)**

**問 20 どのような理由で参加してきましたか。(○は3つまで)**

- 1 自分自身の向上になるから
- 2 支え合いのあるまちをつくるため
- 3 活動自体が楽しいから
- 4 仲間が増えるから
- 5 生きがいを感じられるから
- 6 福祉に関心があるから
- 7 学校での授業や会社での奉仕活動のため
- 8 まわりの人がやっているから
- 9 人の役に立ちたいから
- 10 その他 ( )

**(問 18 で「1」「2」「3」を選んだ方にお聞きします)**

**問 21 あなたは、今後どのようなボランティア活動に参加したいですか。(○は3つまで)**

- 1 高齢者を支援する活動(家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出付き添いなど)
- 2 子育てを支援する活動(子育てサロン、児童の一時預かりなど)
- 3 障がい者を支援する活動(手話、点字、要約筆記、軽介助、外出付き添いなど)
- 4 母子・父子家庭を支援する活動
- 5 児童・青少年の健全育成の活動(子ども会の援助・指導、レクリエーション指導など)

- 6 健康づくりに関する活動
- 7 自然や環境を守るための活動（道路・公園などの清掃、美化活動、リサイクルなど）
- 8 地域の安全を守る活動（防犯パトロール、子どもの見守りなど）
- 9 災害時の支援などの活動（物資の寄付、復興支援、災害弱者の見守りなど）
- 10 まちづくりのための活動（都市と農村の交流、村おこし・地域おこしの活動など）
- 11 スポーツ・文化・芸術に関係した活動（スポーツ教室の指導、伝統文化の継承と普及など）
- 12 国際交流に関する活動（通訳、難民救援、海外への食料支援、留学生支援など）
- 13 その他（ ）

**問 22 どのような条件を整えば、ボランティア活動に参加しやすくなると思いますか。**  
**（〇は3つまで）**

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1 時間にゆとりがあること   | 2 経済的にゆとりがあること   |
| 3 自分が健康であること    | 4 友人や仲間と一緒にできること |
| 5 趣味や特技が活かされること |                  |
| 6 その他（ ）        |                  |

**問 23 ボランティア活動を発展させるために、どのような基盤整備や活動が必要だと思いますか。（〇は3つまで）**

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1 ボランティア養成講座の充実 | 2 専門的な職員の配置   |
| 3 財政的な支援の充実     | 4 広報・啓発の充実    |
| 5 活動拠点の確保       | 6 学校での福祉教育の充実 |
| 7 その他（ ）        |               |

#### **IV 福祉施策について**

**問 24 南丹市にはさまざまな福祉サービスや専門の職種、機関等があります。（1）から（5）のサービスやしくみをご存知ですか。また、ご自身やご家族の方は利用されたことがありますか。（ひとつだけ〇）**

**（1）民生児童委員について**

※ 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ福祉サービスにつなぐほか、見守りや声かけなど必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める活動を行っています。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 相談したことがある       | 2 知っているが相談したことはない |
| 3 知らないが、今後相談してみたい | 4 知らない            |

**（2）ふれあい委員について**

※ 社会福祉協議会から委嘱され、自治会や区ごとに設置されています。地域での見守りや声かけ、サロン活動の支援、地域での困りごとや生活の課題を抱えている方があれば、公的機関や民生児童委員へつなぐなどの地域福祉活動を行っています。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 相談したことがある       | 2 知っているが相談したことはない |
| 3 知らないが、今後相談してみたい | 4 知らない            |

## (3) 社会福祉協議会について

※ 地域住民が主体となって、関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域福祉の推進に取り組んでいます。

- 1 活動内容を知っている      2 名前は知っている      3 知らない

## (4) 地域包括支援センターについて

※ 高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、総合的な相談支援窓口として介護、福祉、健康、医療など様々な面から保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防に関するマネジメントや高齢者への支援を行っています。

- 1 相談したことがある      2 知っているが相談したことはない  
3 知らないが、今後相談してみたい      4 知らない

## (5) 福祉サービスについて

## 1 介護保険サービス

※ 要介護・要支援の認定を受けた方が利用できるサービスです。訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所、福祉用具、住宅改修などの在宅でのサービスや、介護保険施設の入所などのサービスがあります。

- ア 利用したことがある      イ 知っているが、利用したことはない  
ウ 知らない

## 2 高齢者福祉サービス

※ 「食」の自立支援サービス、生きがい活動支援通所、軽度生活援助サービスなどの介護予防サービスや、外出支援サービス、軽度生活援助サービス、訪問理美容サービス、日常生活用具の給付、緊急通報装置の設置などのサービスがあります。

- ア 利用したことがある      イ 知っているが、利用したことはない  
ウ 知らない

## 3 障がい児・者福祉サービス

※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方で、それぞれに利用できるサービスは異なりますが、医療費の助成、補装具や日常生活用具の給付、ホームヘルプサービス、短期入所、ガイドヘルパーの派遣、療育事業や放課後等デイサービスなどのサービスがあります。また、地域の地域活動支援センターも利用いただけます。

- ア 利用したことがある      イ 知っているが、利用したことはない  
ウ 知らない

## 4 児童福祉サービス

※ ファミリーサポート事業、放課後児童クラブ、保育所(延長保育、一時保育)、子育てサポート派遣、医療費の助成などのサービスがあります。

- ア 利用したことがある      イ 知っているが、利用したことはない  
ウ 知らない

## 問 25 福祉サービスに関する情報が入ってきますか。(ひとつだけ〇)

- 1 入ってくる      2 あまり入ってこない  
3 入ってこない      4 わからない

## 問 26 あなたは、福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。

(〇は3つまで)

- 1 市役所の窓口や広報紙・お知らせ      2 地域包括支援センター  
3 子育て支援センター      4 社会福祉協議会  
5 民生児童委員      6 社会福祉協議会のふれあい委員

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 7 ボランティア             | 8 ケアマネジャーやホームヘルパー |
| 9 近所、知り合い            | 10 新聞、テレビ、ラジオ     |
| 11 インターネット           | 12 情報を得る必要がない     |
| 13 どこから入手したらよいかわからない |                   |
| 14 その他 (             | )                 |

## V 身近な地域の課題について

問 27 あなたは、身近な生活の中で、何が課題だとお感じですか。

(〇は3つまで)

- 1 道路交通網の整備
  - 2 買い物の利便性
  - 3 公共交通の利便性
  - 4 子どもの安全対策と子育て支援
  - 5 住民同士の交流やつながり
  - 6 障がい者や高齢者等の移動手段
  - 7 防犯・防災など地域の安全
  - 8 地域の担い手
  - 9 ひとり暮らし高齢者等の支援
  - 10 医療環境
  - 11 教育環境
  - 12 その他 (
- )

## VI 地域で取り組むべき課題について

問 28 あなたは、身近な地域で住民が取り組むべき課題や問題はなにだとお感じですか。

(〇は3つまで)

- 1 青少年の健全育成
  - 2 母子家庭や父子家庭の子育て支援
  - 3 共働き家庭の子育て支援
  - 4 乳幼児期の子育て支援
  - 5 高齢者の社会参加や生きがいづくり、居場所づくり
  - 6 障がいのある人の社会参加や生きがいづくり、居場所づくり
  - 7 高齢者世帯の生活支援
  - 8 単身世帯への配慮
  - 9 障がいのある人への生活支援
  - 10 子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待対策
  - 11 生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み
  - 12 防犯や防災など地域の安全を守ること
  - 13 その他 (
  - 14 特になし
- )

**問 29 あなたは、地域において手助けが必要な人に対して、どう対処すべきだとお感じですか。(〇は3つまで)**

- 1 日頃から近所の住民が声をかけるべき
- 2 災害のときなどは近所の住民がいち早く救助にかけつけるべき
- 3 犯罪に巻き込まれないよう、近所の住民が注意すべき
- 4 個人では難しいが、地域のボランティアなどで対応すべき
- 5 区・自治会や民生児童委員など、地域の組織に任せるべき
- 6 市などの行政機関に任せるべき
- 7 本人(家族)のプライバシーがあり、他人が口出しすべきではない
- 8 基本的に家族で解決すべきことであり、地域は関係ない
- 9 その他( )
- 10 わからない

## **Ⅶ これからの南丹市の福祉のまちづくりについて**

**問 30 あなたは、今後、南丹市で福祉のまちづくりを進めるためには、なにが必要だと思いますか。(〇は3つまで)**

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 1 相談支援体制の整備             | 2 社会福祉施設での地域住民との交流   |
| 3 わかりやすい福祉情報の提供         | 4 地域内の福祉サービスのネットワーク化 |
| 5 在宅サービスの充実             | 6 保健・医療・福祉の連携        |
| 7 福祉教育の充実               | 8 緊急時の防災・安全対策        |
| 9 ボランティア・地域活動による生きがいづくり |                      |
| 10 ボランティアの養成            | 11 地域住民との交流          |
| 12 心と体の健康づくり            | 13 市の福祉の予算の増額を図ること   |
| 14 だれにでも使いやすい施設、まちづくり   |                      |
| 15 わからない                |                      |
| 16 その他( )               |                      |

**問 31 あなたは、福祉のまちづくりに向けた、行政と地域住民の関係については、どうあるべきだと思いますか。(〇は3つまで)**

- 1 福祉への責任は行政にあり、住民は特に協力することはない
- 2 行政だけで解決できない問題については、住民同士が協力して取り組むべきである
- 3 福祉の問題についても、行政と住民が協働して、取り組むべきである
- 4 家庭や地域での助け合いが基本で、できない場合に行政が取り組むべきである
- 5 わからない
- 6 その他( )

**問 32 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくためのご意見、ご提言などありましたら、ご自由に記入してください。**

## 2 団体アンケート調査について

問1 貴グループ・団体が活動を始めた（設立された）きっかけ、いきさつは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 地域の構成員が集まって
- 2 職場の仲間が集まって
- 3 同級生や卒業生が集まって
- 4 生涯学習講座の受講生や卒業生が集まって
- 5 同じ店や施設の利用者などが集まって
- 6 友人や知人などが集まって
- 7 目的を同じくする有志が集まって
- 8 子育て仲間が集まって
- 9 自治会や地域の呼びかけによって
- 10 社会福祉協議会の呼びかけによって
- 11 行政の働きかけによって
- 12 その他（ ）

問2 貴グループ・団体で取り組んでいる地域活動の分野をお答えください。

（あてはまるもののうち、特に力を入れている活動3つ以内で○）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 高齢者支援        | 2 障がい者支援       |
| 3 子育て支援・母子父子福祉 | 4 健康づくり・医療     |
| 5 青少年育成・支援     | 6 趣味・生涯学習、スポーツ |
| 7 清掃・美化、エコ活動   | 8 地域おこし・まちづくり  |
| 9 男女共同参画・人権問題  | 10 国際交流・国際協力   |
| 11 その他（ ）      |                |

問3 貴グループ・団体の活動地域（範囲）は、次のうちどれにあたりますか。

（ひとつだけ○）

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1 小学校区   | 2 南丹市の旧町     |
| 3 南丹市全域  | 4 南丹市と隣接市町など |
| 5 京都府内全域 | 6 その他（ ）     |

問4 貴グループ・団体が地域活動を行ううえで、課題となっていることは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 人材の確保が難しい。
- 2 支援を必要とする人の情報が得にくい。
- 3 市民に情報発信する場や機会が乏しい。
- 4 外部からの問い合わせや相談をいつでも受けられる体制がない。
- 5 メンバーが高齢化している。
- 6 地域コミュニティが希薄化している。
- 7 メンバーが仕事などで忙しく、活動できにくい。
- 8 リーダー（後継者）が育たない。
- 9 行政依存の意識がなかなか抜けない。



### 3 計画の策定経過

開催日	会議名	内容
平成24年6月1日	第1回地域福祉計画推進委員会	1. 委嘱状の交付 2. 南丹市地域福祉計画の策定について諮問 3. 第1期計画の進捗状況と成果と課題 4. 第2期計画の策定方針について 5. 策定スケジュールについて
平成24年6月13日	第1回作業部会	1. 作業部会の設置について 2. 市民アンケート調査、団体アンケート調査の実施について 3. 市民ワークショップの開催について 4. 今後のスケジュールについて
平成24年7月4日	第2回作業部会	1. 市民アンケート調査、団体アンケート調査の内容確認について 2. なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」について
平成24年7月30日 ～8月31日	市民アンケート調査の実施	18歳以上の市民2,000人を対象に実施（郵送調査方法） 回収数856件、回収率42.8%
平成24年7月30日 ～8月31日	団体アンケート調査の実施	障がい児・者、高齢者、子育てサークル、ボランティアの126団体を対象に実施（郵送調査方法） 回収数97件、回収率77.0%
平成24年8月18日	なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」の開催【日吉町】	地域の現状と課題を出し合い、地域で何ができるかアイデアを出し合いました。 （参加者36名）
平成24年8月26日	なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」の開催【美山町】	地域の現状と課題を出し合い、地域で何ができるかアイデアを出し合いました。 （参加者52名）
平成24年9月1日	なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」の開催【園部町】	地域の現状と課題を出し合い、地域で何ができるかアイデアを出し合いました。 （参加者58名）
平成24年9月1日	なんとん地域福祉懇談会「市民ワークショップ」の開催【八木町】	地域の現状と課題を出し合い、地域で何ができるかアイデアを出し合いました。 （参加者72名）
平成24年11月13日	第3回作業部会	1. 市民ワークショップの集計・分析結果と課題の抽出について 2. 市民アンケート、団体アンケート調査の集計・分析結果について 3. 第1期計画の進捗状況、課題と評価 4. 第2期計画の組み立て（目次）

開催日	会議名	内容
平成24年11月27日	第4回作業部会	計画の基本理念、基本目標、施策の展開にかかる地域の課題について意見を出し合う。
平成24年12月14日	第5回作業部会	1. 計画素案について 2. 基本理念・基本組織・施策の展開について
平成24年12月19日	第2回地域福祉計画推進委員会	1. 計画素案について 2. 基本理念・基本組織・施策の展開について
平成25年1月25日 ～2月15日	パブリックコメントの実施	お知らせなんたん及び市ホームページで募集
平成25年2月19日	第6回作業部会	1. パブリック・コメントの結果について 2. 計画（案）にかかる内容検討について
平成25年2月26日	第3回地域福祉計画推進委員会	1. パブリック・コメントの結果報告について 2. 計画案について
平成25年3月15日	第4回地域福祉計画推進委員会	1. 計画最終案について
平成25年3月22日	市長に答申	

# ○南丹市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成20年5月14日  
告示第157号

## (設置)

第1条 南丹市地域福祉計画の推進を図るため、南丹市地域福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 南丹市地域福祉計画の進捗状況の把握
- (2) 南丹市地域福祉計画推進のための方策の検討に関すること。
- (3) 南丹市地域福祉計画の見直しに関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民組織代表者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 警察消防関係者
- (5) 行政関係職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 推進委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

4 委員長は推進委員会を統括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、福祉事務所において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 南丹市地域福祉計画推進委員会委員名簿

自：平成23年4月1日  
 (一部委嘱替え 自：平成24年4月1日)  
 至：平成25年3月31日

番号	選出先	氏名	所属	備考
1	学識経験者	岡崎 祐司	佛教大学社会福祉学部教授	委員長
2	学識経験者	佐野 求	船井医師会会長	
3	市民組織代表者	天池 克之	園部町区長会 元桐ブロック長	
4	市民組織代表者	上仲 康嗣	八木町区長会連絡協議会副会長	
5	市民組織代表者	井尻 勇	日吉町地域自治振興会副会長	
6	市民組織代表者	武田 修	美山町地域振興会連絡協議会会長	
7	市民組織代表者	谷 義治	南丹市老人クラブ連合会副会長	
8	市民組織代表者	吉野 隆	南丹市身体障害者福祉会会長	
9	市民組織代表者	西田 カツ工	精神保健福祉推進家族会委員	
10	市民組織代表者	林 克美	口丹心身障害児者父母の会連合会 会長代理	
11	市民組織代表者	海藻 すみ子	南丹市ボランティア委員	
12	社会福祉関係者	船越 重雄	南丹市民生児童委員協議会会長	
13	社会福祉関係者	下司 文一	南丹市民生児童委員協議会副会長	
14	社会福祉関係者	木村 明美	南丹市民生児童委員協議会副会長	
15	社会福祉関係者	樋口 三千男	南丹市民生児童委員協議会副会長	
16	社会福祉関係者	田中 博	南丹市社会福祉協議会会長	副委員長
17	社会福祉関係者	川勝 多嘉志	南丹市社会福祉協議会副会長	
18	警察消防関係者	河田 明	京都府南丹警察署生活安全課 生活安全係長	
19	警察消防関係者	畑中 克彦	京都中部広域消防組合 園部消防署副署長兼予防課長	
20	警察消防関係者	野々口 志朗	南丹市消防団副団長	
21	行政関係職員	坂本 智明	京都府南丹保健所福祉室長	
22	行政関係職員	山内 晴貴	南丹市市民福祉部長	
23	市長が必要と認める者	山下 澄雄	南丹市議会厚生常任委員会委員	
24	市長が必要と認める者	齋藤 厚	南丹市小学校長会 (南丹市立鶴ヶ岡小学校長)	
25	市長が必要と認める者	森 昭夫	(財)南丹市福祉シルバー人材センター事務局長	

## 4 用語の説明

### あ 行

#### ◆悪質商法 56・76ページ

一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引であって、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれた商法をいいます。

#### ◆NPO 1・2・61・63・64・66・67・68・71・80・81・87・88ページ

non-profit organizationの略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行うことを意味します。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

### か 行

#### ◆協働 1・2・3・4・6・25・40・54・56・63・65・66・71・79・87・88ページ

住民や地域団体、行政等が相互の自主性・主体性を尊重し、相互理解と役割・責任分担のもとに、共通の目的・目標に向かい連携・協力し、相乗効果を上げていくことをいいます。課題に対する共感と行為に対する主体性を前提としています。また、「共同」は二人以上の人と一緒にする（使う）ことをいい、「協同」は協力して同じ活動をすることをいいます。

#### ◆ケアマネジメント 72ページ

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上でのさまざまなニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程を持っています。

#### ◆限界集落 46ページ

65歳以上の人口比率（高齢化率）が50%を超え、次第に社会的な共同生活の維持が困難となっていく集落のことです。

#### ◆健康寿命 51・63・78ページ

介護等が必要な状態にならず、健康でいられる期間を表す健康指標のことで、平均寿命から病気や重度のけがを負った期間を差し引いたものをいいます。わが国では、厚生労働省が平成12年度から実施した第3次国民健康づくり対策である「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」において取り上げられ、広く流布されるようになりました。

**◆高齢者虐待 55・71・80ページ**

高齢者に対する虐待は、身体的なものばかりではなく、言葉の暴力による精神的なものから必要な世話を故意にしない放任なども含みます。平成17年11月9日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が成立しましたが、これは高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待防止が極めて重要であるということから、虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担の軽減への支援等の措置について定めたものです。

**◆子育てバリアフリー 61ページ**

官庁施設をはじめとする公共施設や公共交通機関、多数の者が利用する建築物、さらに公園、デパート、劇場などを妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう、託児室や授乳コーナーの設置及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの改修等の取り組みを行うこと。また、民間企業において同様の推進が図られるよう関係業界に対して要請することも含みます。

**◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 83ページ**

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う人のことです。

**◆コミュニティビジネス 55・67ページ**

地域や社会には多くの課題があります。地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設等を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものです。

**◆孤立死 83ページ**

厚生労働省では、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような状態を「孤立死」とし、人の尊厳を傷つけるような孤立死が発生しないようにする必要があるという認識から、孤立死防止の取り組みが始められ、平成20年3月28日には、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロをめざして）」（議長：高橋紘士 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授）において、同推進会議報告書が取りまとめられ、公表されました。また、平成21年度からの第4期介護保険事業計画には孤立死防止が盛り込まれるよう指針が出ました。

似たような用語で孤独死がありますが、これは主にひとり暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内等で生活中的突発的な疾病等によって死亡することで、特に発症直後に助けを呼ばずに死亡するケースがこのように呼ばれています。

## さ行

### ◆災害時要援護者 57・60・75・84ページ

要援護者とは、一般的には日常生活を送る上で、何らかの援護を必要とする人をいいますが、最近では、災害時に、自分の生命・安全の確保が困難で、何らかの支援を必要としている人達をさして災害時要援護者ということが多くなっています。この場合は次のような人をいいます。

- ①危険を察知しにくい人・・・危険を知らせる警告が聞こえない、見えないなどの視覚・聴覚障がいのある人など
- ②危険に対して危険と理解・判断しにくい人・・・言葉がわからない外国人、判断力に乏しい精神障がいのある人、乳幼児など
- ③危険に対して適切な行動がとれない人・・・手足が不自由な傷病者・障がいのある人・高齢者・妊婦など

### ◆災害時要援護者避難支援プラン 57・75ページ

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者（上述）が、すみやかに避難できるように、具体的に避難方法や支援のあり方を定めた計画のことをいいます。

### ◆災害ボランティア 75ページ

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時及び発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティアのことをいいます。

### ◆サロン 2・46・54・59・60・68・69・70・73・80・86ページ

自宅から歩いていける身近な場所に、誰でも「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」集える場をつくり、ふれあいを通して生きがいつくり・仲間づくりの輪を広げる活動が、サロン活動です。介護予防や閉じこもり防止、見守りや安否確認、孤立感や不安・悩みの解消などの効果があります。

### ◆市民後見人 74ページ

成年後見制度の利用においては、親族または弁護士や社会福祉士などの専門職の人が後見人等になることが多いのですが、一般市民の人も研修を経て後見人等として活動できる体制を整えている自治体もあります。こうした後見人等のことを市民後見人と呼んでいます。

### ◆児童虐待 55・61・71・80・83ページ

親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的・心理的・性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為をいいます。児童虐待の増加・顕在化に伴い、平成12年5月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が成立し、11月に施行されました。また、同法は平成16年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力）が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。児童虐待に関する通告義務も「証拠がなくても虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合」に対象が拡大されるとともに、国や地方公共団体の責務が、児童虐待の予防及び早期発見から児童の自立支援まで、各段階の責務が明記されました。

**◆障がい者虐待 55・71・80ページ**

平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成24年10月1日より施行となっています。この法律による「障がい者虐待」は、養護者及び障害者福祉施設従事者等、使用者（雇用主）による障がいのある人への虐待をいうと規定しています。

**◆少子高齢化 1・26・62・63・65ページ**

少子化と高齢化が同時に進行している状況で、出生率の低下により子どもの数が減少すると同時に、平均寿命の延伸により人口全体に占める子どもの割合が低下し、一方、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が上昇することをいいます。

**◆消費者被害 75ページ**

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っていると言われ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。また、高齢者は自宅にいたることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害にあいやすいのも特徴です。

**◆食育 51・61ページ**

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や、食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みをいいます。

**◆スキルアップ 56ページ**

経験や知識、技術などを向上させることをいいます。

**◆生活支援戦略 25ページ**

平成25年～31年の7か年を対象期間とした、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを計画的に進めるための中期プランで、平成24年7月5日に中間報告が、同年9月28日に「生活支援戦略に関する主な論点（案）」が発表されています。この案では、生活困窮者の(1)社会参加と自立の促進、(2)「貧困の連鎖」の防止、(3)生活保護給付の適正化、(4)自治体業務の軽減が掲げられています。

**◆生活習慣病 37・38・51・63・78ページ**

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと、高血圧、脳卒中、心臓病、糖尿病、脂質異常症、悪性新生物などの他、肥満など他の生活習慣病の要因となる生活習慣病があります。それまでは加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、平成8年に「生活習慣病」という名称を用いるようになりました。

**◆成年後見制度 74ページ**

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。平成11年12月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成12年4月に施行されています。

## た 行

### ◆第三者評価 55・73ページ

第三者評価は、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

### ◆団塊ジュニア 52ページ

団塊の世代は、第2次大戦後の昭和22年～24年生まれのベビーブーム世代のことをいいます。堺屋太一氏が昭和51年に発表した小説『団塊の世代』に由来しています。団塊の世代は約800万人おり、平成14年～16年の出生数約340万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。この世代がすべて高齢者になる平成27年までは高齢者人口が急増することから、「2015年問題」と呼ぶこともあります。

この団塊の世代の子どもたちのことを団塊ジュニアといい、通常1970年代前半に生まれた子どもたちをさします。

### ◆地域の福祉力 2ページ

地域の課題への気づきとともに、相互支援力や問題解決力を高める（学習・参加）、それらを可能とする仕組みを作り出す、人権意識を高める、生活上必要な社会資源を作り出すなどの力をいいます。

### ◆テーマ型 41ページ

ボランティア団体やNPO、当事者団体あるいは子育てサークル等が、同じ目的等によって集まり、地域を越えて活動する場合をいいます。

### ◆DV（ドメスティック・バイオレンス） 61ページ

domestic violenceの略で、一般的には夫婦や恋人など親密な関係にある、またはそういう関係にあった男女間において、主に男性から女性への暴力という意味で使われています。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が平成13年4月に成立し、平成14年4月から完全実施されています。近年では、結婚していない男女間での身体、言葉、態度による暴力のことをデートDVといっています。

## な 行

### ◆内部障害 18・78ページ

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つの障害の総称です。

### ◆認知症 46・51・55・57・63・65・74・80ページ

脳の広範な器質的障害により、獲得されている機能が低下していくもので、「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。高齢者に限らず、若年性の認知

症もあります。平成16年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

## は行

### ◆パブリックコメント 9ページ

行政が施策などについて意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めることをいいます。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口、主要施設での閲覧などにより行います。

### ◆バリアフリー 48・77ページ

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がいのある人や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。また、情報のバリアフリー化とは、視覚や聴覚に障がいのある人でも支障なく情報通信を利用できるようにすることをいいます。

### ◆福祉コミュニティ 6・83ページ

地域福祉活動の目標として広く用いられるようになってきた概念で、援護や介護の必要な高齢者や障がいのある人や児童、その家族、ひとり親家庭などをコミュニティづくりの主体とし、彼らの個別的、共通的要求の組織化を重視するとともに、地域生活を支えるようなコミュニティをさします。

### ◆防災マップ 57ページ

災害（による被害）を軽減するため、居住市町村（あるいはそれより小さい単位）の災害危険性を正しく理解できるように、地形や災害、防災に関する情報などを地図上に加工したものをいいます。

## や行

### ◆ユニバーサルデザイン 77ページ

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

## わ行

### ◆ワークショップ 8・44・54・65・68・75・77・79・84・85・87ページ

参加型体験型学習会とも訳されます。講演会などでは、テーマに基づいた内容を講師が話すことを受け身で聞くだけですが、ワークショップは、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す形式のことをいいます。また、その作業そのものを意味することもあります。



～みんなでつくる、誰もが安心して、  
つながりながら住み続けられるまち～

## 第2期南丹市地域福祉計画

平成25年3月

編集発行 南丹市 市民福祉部 社会福祉課  
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地  
TEL : 0771-68-0007  
FAX : 0771-68-1166